

国土づくりと研修

23

1983

インタビュー●景観論からの発想

中村良夫 (聞き手/馬場正人)

諸外国の住環境整備と都市再開発

日端康雄

森と湖の田園都市

千葉ニュータウンをみる



串人形 (埼玉県荒川村白久)

景観工学を専攻される東京工業大学教授中村良夫氏は、昨年その研究の一端を『風景学入門』（中公新書）として刊行された。「技術者から市民に向けたメッセージ」が風景学の趣旨だといわれる中村教授に、景観工学ことに新しい土木技術と日本の風景との関連について話していただいた。話の引き出し役として東京工芸大学講師の馬場正人氏にお願いした。



馬場正人氏

先生の『風景学入門』を大変興味深く拝読しました。今日は先生ご専攻の景観工学についてお話し頂くと同時に、新しい土木技術が日本の美しい風景とどのように交わりあっているか、ねばならないか、新しい技術は美しい景観を創造しているのか、壊しているのか、美しい都市の景観を創るにはどうしたらよいとお考えになっているか、そういった点について、いろいろお話し頂きたいと思えます。まず、先生のご提唱になる景観工学についてお話し下さい。

景観学は古典的な学問だが、最近はその市民の中に興味を出す人が出てきた

中村 景観論は今世紀に入ってから、半世紀

ぐらい前から議論されるようになりましたが、もともとは古典的な学問なのです。ただ市民の間に環境論を経て、風景学としての景観論が注目されるようになったのはここ数年のことです。景観工学というのは昔から土木の分野でも建築の分野でも、都市造りとしてやってきたわけですから。ことに建築ではルネッサンス以後やってき

ており、土木の方でもそれとは違う道でやってきて、土木技術者の間では古典的な課題であったのです。ところが、あまりにも古典的にすぎた一部は専門家の間では、一種の機能主義の考え方で国土作りをやるということが常識になっていき、そう重要視されなかったのです。

ところが景観論を捨て切れなかった一部の人が研究をやっていて、私など大学卒業以来二十年間研究をやっていますが、最近になって都市造りの専門家でない人たち、一般の人々の間にも都市空間、景観に興味を持つ人が出るようになった。たとえば文学者の前田愛さん（立教大学教授）などにそうした著作がある。われわれにとっては一般の方々が興味を持ってきたことが極めて新しい事態だと思えます。

何故近ごろ景観工学なのか

もともと土木は土と水に密着した技術で、土木構造物は何を作っても割りにその土地に合うダムなどかなり大きなものでも、土の上にとざつと置いたようなもので景観に馴染みやすい。橋などもそうで、古来名橋といわれるものが多い。京都の景観などは橋がないと成り立たないと思われる。修学院の離宮は溜め池のアーサダムが景観の中心で、土を盛って作った堰堤はつまり土木構築物です。皇居のお堀もそうで、あれらは近世日本の土木構築物の傑作といわれて

景観論からの発想

インタビュー



います。半蔵門から警視庁の方を眺めた景観は、山の端を切り開き、堀りこんで景色を作っている。

そうした例にみるように、土木構造物の創り出す人工的な景観は都市の景観によく合っている。自然の景色とか都市の景色の基礎を作ると同時に、それに馴染みやすい性質を持っている。

ところが近年は土木構造物の規模が大きくなり、昔と比べものにならないくらい、たくさん作られるようになった。このため、どうしても問題が起ってきた。

古い土木構造物のよさを評価してきたものにとっても、このままではいけないと考えられるようになってきた。そこで昔の庭や道路の作り方あるいは人間の視覚特性を勉強して、新しい構造物を景観的に馴染ませる研究をしようというのが、景観工学というものです。そういうものが土木の学問の中

で注目されるようになったのは、ここ数年のことです。それが、ちょうど市民の皆さんが景観に注目するようになった時期ともほぼ一致しているようです。

——外国ではどうなのですか。

進んでいたドイツの景観工学思想

中村 一番進んでいるのはドイツです。ヒットラーの時代にかなり国粹的な考えがあったと思うんですが、国土の景観をけがさずに作るという思想的な基盤があったために熱心に高速道路の景観を研究し、戦前かなりのところまでいった。戦後われわれが最初に高速道路を作ったとき、ドイツの技術者に教えを乞うたのですが、ドイツの景観工学の設計思想に接して非常に驚いた。まあそれが一つの発端です。

日本の高速道路は日本の造園史に残る

日本の高速道路はいろいろな問題はあるが、大きな眼で見れば、日本の新しい景観を作りあげたし、土木構造物—実用品だけれども日本の景観の歴史の中に残るものと思う。大筋でいえば日本の造園史に残る立派なものだと思っています。細かい点をいえば防音壁とか山をくずしたとか、いろんな問題は出てきますが……

——ところで景観とは何か、先生のご本では

風景の品位とか、風景が精神を養うということも書いてございましたが、まず景観について：

風景の見方は「集団表象」

中村 景観とは要するに世界の意味づけみたくないものである。元来世界は物質的なもので、それ自身には何の意味もない。客観的に見れば土地の起伏があり、水が流れているにすぎない。それ自身に人間的な意味はない。意味を持つのは人間が主観的に見ているからです。主観的に山を見ているから、人間的な価値を生ずるし、山にも表現をみるようになる。

これは人が山を見るときあるイメージを持つからで、そのイメージの持ち方についてみると、独創的なものではなくて、ある民族に固有な見方とか、非常に優れた芸術作品が作り上げたイメージとかを現場に投影してみている。そこから意味とか感情をじかに汲み取っている。私はこれを「集団表象」という言葉を使っていますが、



中村良夫氏

1963年、東京大学工学部土木工学科卒業。日本道路公団技師、東京大学助手、講師、助教授、東京工業大学助教授を経て、現在、同大教授。著書に『土木空間の造形』（技報堂）、『サービス施設と道路景観工学』（共著、技術書院）、『風景学入門』（中公新書）などがあ

古典的な風景をみる見方というものが大切であると思います。それ抜きに勝手にこういう意味があるといっても始まらないものがある。

——日本人の風景の見方はどういうものなのですか、日本の古来の風景には山紫水明とか白沙青松、長汀曲浦といった水辺に緑の深い「こ」とばがあると思いますが……

西欧中世を支配した風景は

「悪」の思想

中村 この国の国民も風景をみる特性といったものをもっている。ヨーロッパと比較してみると、ヨーロッパ人は自然の風景に興味を示すようになったのは非常に新しく18世紀に入ってからなのです。それまでは自然の風景に親しむ習慣を持っていなかった。それは一説によればキリスト教の影響があったためと思われ、人間に興味を持って、風景など自然に興味を持たなかったからでしょう。

自然の美しさとか楽しさに溺れるのは悪であ

ると考えられていた。中世のカトリックの坊さんの日記に「今日あそこの山に登って景色をみて楽しかった。しかしこのような喜びは恥ずかしい」と後悔しているのが残っています。それは眼の楽しみで、肉体の欲びであるから悪だという考えです。これなんかキリスト教が風景の美を賞することを抑えていた一つの例でしょう。キリスト教的考えでは風景の美しさなど楽しむのは「悪」であると考えられていたようです。

——ルネッサンスの人物画の背景には必ず風景が描かれていますか、あれも悪ですか。

中村 ルネッサンスの時代のモナ・リザ、あるいは他の人物画の背景には自然が描かれている。そこに描かれた山とか森とかは暗いもので、悪なのです。決して絵の中心にはなっていません。そういうものは征服されてしかるべきものと考えられていた。

これが18世紀の浪漫主義の時代にがらりと変わり、そこから自然讃美の思想が出てくるようになる。風景論は西洋では非常に近代的な考え方なのです。

日本の古典的空間は山水である

日本の場合はそうではなくて、東洋一般にそ

うだと思いますが、老荘の思想というか、自然は悪ではなくて、自然に融合出来るのが道徳的な理想であった。そこが根本的に西洋と違うところ。日本の場合には、中国などに比べても自然が豊かで表情がキメ細かい。自然が豊かなので日本人の風景をみる目は鋭い。私は日本人の風景観の最大なものは何かという、日本の民族史に残されているデータをみるとこういうことが言えると思います。

どこの国にも人間の住む古典的な空間というものがある。例えば西洋でいえばギリシアのパルテノンの神殿、フランスのノートルダム寺院、イタリアのサンピエトロ寺院など、これらはみな人間の作った古典的な空間です。

日本の場合は何だろうかと考えてみる。たとえば桂離宮がある。あれは日本のパルテノンだといったのはブルーノ・タウトですが、桂離宮の面白さは建築と庭園の接点の美しいところにある。縁側が突き出て庭園と接するところにある。決して建築自身ではない。そこで日本の古典的空間は建築ではなく山水である。山あり谷あり、そしてそこに点々と家がある。

それが日本の古典空間の基本だと思うのです。日本は明治以後、西洋の思想を受け容れたため建築という考えもあるが、日本古来の伝統的考え、土着思想からすれば日本の古典的空間は山水だと思ふのです。そういうふうに見えることが何故重要かといえば、日本は古いものが壊れ、



中央自動車道（伊北I.C付近）

古典的な空間は少いと言われている。建築物を考えれば確かにそうである。しかし、山水を日本の古典的空間と考えれば、それは至るところにある。日本の国土の85%は山なのだから、いくらでもある。

山水につけ合わず技術が必要

ただそれが最近、人の住む近づくになつたのが残念です。問題は新しい生活の道具、道路とか、建築にしても、ダムにしても、古典的な山水につけ合わず技術がありさえすれば、生活がどんなに新しくなっても構わない。そうするのが日本の国土計画の根本の思想だと思つている。平安時代の絵巻物などみても、建築物としては縁側の部分しか描かれていない。寝殿造りも建築全体は雲の中で、自然に建築が付け合わされているのが面白いと思う。新しく作る人は、既にある隣りに付け合わしていく、そういう精神が現われているのだと思う。

——いい景観とはどういうものをいうのでしょうか。

景観論の基本となる二つの軸

中村 いい景観とは何か、これには二つの軸が考えられる。東洋学者の内藤湖南は、東洋美術にも造詣の深い方でしたが、いい風景とは要するに「人間がそこに住まわべき風景」という表現をしておられる。人間が自然を切り開いて畑を作り、家を作り、川があれば石段も作つてある。純粹な自然、原始的な自然でなくて、人が住めるように精神のクサビを打ちこんだ自然、それが風景としてよろしいと言つておられる。天然原始のままの風景は好きはしない。緻密な設計が行われているのが、風景の根本だと思ふ。

ルソーが「自然に還れ」といつているが、これも原始の自然ではない。人間の痕跡というか、人間の官能を満足させる快適さが根本だと思いません。

もう一つの軸は、二つの物の間に縁を付ける。二つのものがバラバラでなく、ある種の縁（えにし）を結んでしっくり行くように結縁をつくる。それが根本にあると思う。

つまり「住まわらるべき風景」というのは、自分と空間との関係—自分がそこへ入っていくと、快適な感じがするといった関係、そして縁付けられた風景とは、眼前に広がる空間と物の関係ということになります。

自然保護思想との相違点

自然保護思想とはその辺が違うわけで、自然保護思想は、完全に自然な状態を保つ—たとえば大台ヶ原とか知床半島など、学術的に研究価値の高い所を、自然のままに保つことは大事なことであるが、その思想ばかりで日本の環境風景を考えられるかというとそうはいかない。

農村から都市に至る人間の住んでいる風景をどう把握するかというのが、古典的风景思想の根本であった。古典的风景思想では、原始的自然にはあまり興味を示さなかった。

また逆に、現在の自然思想に欠けているのは、人間が住んでいる場所の風景についての思想は

吹きとんでしまっている。

住んでいるところを整える常識

自然保護思想では人の住んでいるところはきつたならしいものだというのが通念になって、だから手つかずの風景がいいという考えです。風景論とは、人間の住んでいるところを、それらしく整えるための常識を発見することである。

その意味では、風景論というのは自然保護思想とは違うところがあります。

人間の住んでいるところを、それらしく整えるとなると相当お金がかかるのではないのでしょうか

中村 私の経験からすると川の周辺の設計にしても、道路にしても、せいぜい10%から20%多くかければよい。倍はかからないでしょう。10%から20%といっても全体の額が大きいので少くはありませぬ……。しかし景観の価値はいいものを作って長く使えば味が出てくるのが環境の美の特色で、安手のものを作っておけばいつになっても魅力が出てこない。安い材料で作るときたないし、古くなるときたなくなる。いい材料だと二十年、三十年も使っていると、しつくりとしてその場に納まってくる。それが景観の基本です。最初に少し多く金をかけておく方が結局は得をするということになる。

——景観論の特徴的なところは何かですか。

景観論の特色は他力的な点にある

中村 景観論の特色の一つは、芸術的な才能を発揮する場ではなくて、他力的なものである。自分の美意識で物を作るといって考えではなく、材料が時間がたつと味を出してくる。人間がやるのでなく自然が味を出すという考えです。

最初は貧弱な樹でも、二十年、三十年すれば立派な樹になって建築物や道路を包みこむ面白さが出てくる。土木では木を大切に扱うが、樹を育てるのは人間でなく自然がやるのである。だから他力的である。緑づけの考えも他力です。

ある建築家が言ったそうですが、芸術的な価値からいえば、自分の作った建築物に人の住む必要はないというわけで、人が住みやすいかどうかよりも、美的なバランスなど芸術至上主義的な考えが先になることが建築にはある。

景観論でいえば、人がそこに住んでいければ丸くなっている。それが環境の美というもので他力的な考え方である。

——ここで風景の用の美ということについて触れて頂きたいと思いますが……

土木工事は美に対する

こだわりのないのが特色

中村 ものに「用」があることによって、人間の美に対する勝手なエラーを防ぐことができる。

用の美があるために個人の価値観がむきだしにならない。用の美には個人の自己主張は出てこない。民芸の美は個人の差は殺した方がよいという思想がある。用の「しぼり」がある方がよいというわけです。土木工事は美に無縁といわれている。土木工事は美から解放されたもので、いわば美醜を越えたものである。美に対するこだわりがないところに特色がある。

建築には美しいものを作ろうというこだわりがある。美へのこだわりから永遠の美はでてこないと思う。土木は美に対するこだわりのないのが特色です。

用の美には、合理性を追究すれば、結局のところ美につながるという思想があると思いますが……

中村 合理性を追究するといっても近代の合理性とは違う。民芸の場合是一種の集団主義がある。伝統の中で生まれ、非合理性が淘汰されて、誰が作ったという性質のものではない。土木構造物には、合理的に設計すれば美しくなるかというところはいかない面がある。それは現在材料の質が落ちてきている。用というか、用自体が健康かどうかの問題がある。民芸は生活の必需品で健康であることは間違いない。

たとえば防音壁などは必要な用ではあるが決して美ではない。あれは高速道路が密集した市街地に入ってくることにムリがあるので、用であれば美かというところもいらない。しかし、

土木構造物は用であるので、そこを考えていくところに面白さがあり、建築だって本質はそうだと思う。

ユニークな柳宗悦の美の思想

都市計画をやる人などあまり願みないが、民芸の柳さんの思想「無事の美」の思想を国土空間の美へ拡張して考えていきたい。日本の成熟した本場の証しがそれで得られるのではないかと思っている。柳さんは近代日本の生んだ大変ユニークな思想家の一人で、生活の美という観点からすれば大変独創的で、そこからわれわれの学べきものは多いと考えています。

都市造りの問題が出てきましたが、それにはどんなことを考えたらよいのでしょうか。

町づくりは有機的に 「縁付け」ていくことが必要

中村 町づくりを考えること、そこには公園あり、道路あり、川あり、港あり、建築物あり、あるいは山ありで、実にいろんなものがあります。それらは大体土木技術者と建築家の作ったものである。そういうものを個々にバラバラにやるのではなく一つにまとまりのある、有機的な形に作りあげていく、私の表現で言いますと「縁付け」ていくことが必要だと思います。この仕事は基本的には都市計画の仕事で、それにはや

はり自治体が指導力を発揮しなければいけない。

技術者はキメ細かい仕事を大切に

それともう一つは、土木技術者の側にも問題がある。もともと技術者は、大きなものを作ることに興味を持つ。また技術的に困難なものに挑戦することに意欲を燃やす。それが技術者の本能ですから、それはそれでいいのですが、これからの技術者は、小さいものでも町の中に融けこんでいかなければならない。町の裏を流れている小さな、5メートルほどの川の橋でも、いいデザインと悪いデザインでは景観論的にハッキリしています。そういうところをキメ細かくやる仕事はたくさんある。いまはそうしたところが無数に放り出されたままになっています。

◀大阪・南港ポートタウン「川のある緑道」



そういう分野を開拓して行くことが是非必要だ
と思います。

目に見えない知恵とかセンスを

正當に評価することが必要

そのためには土木技術者の教育もそうですが、
コンサルタントの役割が必要になってくる。いま
のコンサルタントというのは、役所から受注
されて、大体それをそのままやっている。そう
ではなくて、コンサルタントは自分の知恵とセ
ンスをもつと商品として売り物にしなければな
らない。

これに対応して官庁の方でも、そういった知
恵とかセンスにお金を払うようにならねばなら
ない。これまでの日本には、どうも眼に見えな
い知恵とかセンスにお金を払う習慣がないし、
またこういったことを下手にやると会計検査院
にしかられることになる。そこら辺に問題があ
るわけで、発注形態ももう一つ研究し直さねば
いけない段階に来ています。

土木設計にコンペを……

知恵とセンスをどう評価するかは、なかなか
難しいのですが、やりようによってはいろいろ
方法がある。日本の役所はわりに嫌いますが、
新しい橋なり、道路を作るときに、競技設計と
いう方法がある。コンペですね。建築ではやっ

ていることです。複数の設計者にアイデアを出
させ、その中からいいものを採り上げる。そう
いうやり方をとれば、もっといろいろな工夫が
出てきて、技術者の知恵とかセンスに酬いる可
能性は十分あると思う。

技術者の知恵とセンスを活かすためにお
役所もそれらを評価する頭の切り替えが必要と
のことですが……

根本は国民の合意

中村 基本的な問題は国民の合意なのです。国
民みんなが「それでは困る」という線が一般的
になれば、お役所はやはり国民の意志に従いま
す。周りがそういつてくるのに役所だけが安く
ていいとはいえなくなる。結局、時代が変つて
きて、悪くても安いものもいい時代から高くと
もいい方がいいという、そういうサービスを買
う時代になりつつある。そういうマーケットの
意向を官庁が了解すれば、そうして現にそうい
うふうになりつつあるわけです。

世論を反映さすということについて

中村 どういう方法で世論が反映されつつある
かといいますと、自治体の力を借りるわけです。
国がどこかに高速道路を作る、橋を作るといえ
ば、それは必ずどこかの自治体に入っているわ
けで、自治体が「実はこれこれしかじかの風景
のプランを持っている」と言えば、県にしても

建設省にしてもそうした公式の意見の要求には
ちゃんと応じるというふうに変ってきています。
現に建設省や県がやる工事で景観的にいいもの
が出てきています。

———そういった例がありますか。

横浜のアーバンデザイン 東京の大川端プラン

中村 横浜が10年間ぐらいアーバン・デザイン
をやっている。あそこは横浜市の要求に従って
県や国のやる事業の質がだんだんよくなってい
る。高速道路を地下に埋めるとか、地下鉄と道
路と公園を一体にして作るとか、いろんなこと
がいい方向にいつているのではないですか。

それから景観条例とか、景観プランを持って
いる町はずいぶんたくさんある。広島もそうで
す。京都は古くからあるが、神戸もそうですし、
仙台、盛岡なども持っています。大体県庁の所
在地のような都会では何らかのプランを持って
いるのが多いのではないですか。

高度成長時代に川がよごれて、ドブ川になっ
たので、川をきれいにし、川の周辺の景観を整
備して、遊歩道を作ったりいろいろやっている。
そういった例もずいぶんあります。東京にも隅
田川の大川端プランをやっている。あれは、最
初は確か亡くなられた池田弥三郎さんの発案で、
隅田川の水辺を取り戻そうという構想が行政に
採り上げられ、実施設計の一手手前まできてい



横浜の伊勢佐木モール

る。

最近はこのように河川関係と都市計画関係が協力しあって考える。防潮堤とか、防災上の理由から堤防が高くなっていく、そのため町と川の縁が堤防によって切断されている。そこで堤防を高くした天端の部分を町へ延ばし、町をその上へ載せてしまおう。昔のように町から川が見えるようにする。そういうプランです。

部門の異なる土木技術者が二人三脚をするというのは正に景観づくりが正しい方向へ向いているということです。私は土木の将来を悲観していません。

都市計画は息の長いもの

こういう話はスケールの長い話で、今世紀いっばいにはかなりよくなる。そして次の世代のためにやる。昔は都市計画は、常識では次の世代のためにやるということだった。いまは経済投資に対する見返りという考えが厳しくなっていて、いま生きている世代が利益を受けなくてはいけないという考え方が強くなりますが、都市計画は元来息の長いもので、いま手を打ったものが、本当に育つのは次の世代でいいではないか。政治家も官庁も長い眼でみる。採算などを狭く考えてはダメで、長い眼でみる必要があります。そうすればきつと将来はよくなることはまちがいありません。

『建設大学校研修基本計画』の概要

井組 孝

(建設省建設大学校 研修調査官)

昭和五十七年十二月に、建設大学校研修基本計画が策定されたので、ここにその概要を紹介いたします。

建設大学校の研修計画は、昭和四十七年の建設省研修審議委員会答申「建設行政に関する研修の拡充強化についての答申」をふまえて策定した昭和四十八年度からの建設大学校整備五箇年計画の発足以来、二度にわたる五箇年計画を積み重ね、着実な進展をみている。しかしながら、現在の研修実績ならびに施設整備状況を見るとかなり不足も満足なものとはいえない。

このため今回の研修計画を策定するにあたり、今までの五箇年計画にならない、今後五箇年間に建設大学で行う研修の数量、具体的には研修コース名、研修員数、延人日等や研修施設の整備について明確に打出したいと考えていた。しかしながら、現在の我が国の行財政状況や、第二次臨時行政調査会の答申にあるように行政の効率的、能率的な執行が求められていること等により、ここ数年間にわたって予算の伸びは、現状、いやむしろマイナスに推移するものと考えられることを考慮して、この

度の計画では数量計画を前面に出しての研修計画ではなく、建設大学校が取り組んでいかなければならない、研修の効率的運営と質の改善に重点をおく計画内容とした。

このため

- ① 建設行政研修の整合された体系を整備すること
- ② 高度な行政管理能力、企画能力、専門能力の養成を目的とすること
- ③ 新しい研修需要（特に管理者研修、新技術に関する研修等）にも対応できる内容とすること

建設大学校研修基本計画

(昭和五十八年度～昭和六十二年)

昭和五十八年度以降五箇年間の建設大学校における研修基本計画を次のとおり定める。

一、研修の現状と課題

建設大学校は、昭和三十二年に建設省の研修専門機関である建設

- ④ 問題解決能力型（自己啓発を中心とした）の研修に重点をおくこと
 - ⑤ 一部通信教育研修方式等による研修の効率的運用に努めること
 - ⑥ 研修の企画、研修技法の改良、研修ノウハウの開発等が可能な組織・スタッフの充実を図ること
- 等、実行すべき課題が少なくない。今後、この計画を実効あるものとするため、関係各機関の多大な御協力をお願いする次第です。
- ここに、計画の全文を掲載する

研修所として発足した。その後、昭和四十年に建設大学校に改組され、建設行政研修の中核として建設行政の担い手の養成に努めてきた。

昭和四十七年には、建設省研修審議委員会から「建設行政に関する研修の拡充強化についての答申」が出され、研修の基本的方向及び充実のための総合的対策が示された。これに基づき、昭和四十八年度を初年度とする「建設大学校整備五箇年計画」を定め、研修の整備充実を図ってきた。この間、その後の研修環境ならびに研修需要の変化に対応して、研修を効率的かつ合理的に実施するため、昭和五十年に「建設大学校研修基本方針」を策定し、地方建設局、地方公共団体等と研修についての役割分担を明確にした。引き続き昭和五十三年度を初年度とする「第二次建設大学校整備五箇年計画」を定め現在に至っている。

しかしながら現在の研修実績をみると、研修人員の増加は若干みられるものの、当初の目標からは、かなり下まわっている。また、研修の内容と手法をみても、相当の

改善は図られたものの、今後の複雑、多様化する行政需要に対処しうる高度の能力を有する職員を養成するには、なお一層の整備、充実が望まれている。

昭和四十年代後半の第一次石油危機以降、近年の建設行政をとりまく情勢の変化をみると、経済の高度成長から低成長への移行、人口動向の変化、高齢化社会への急速な進行、都市化・国際化・情報化の一層の進展、産業構造の高度化、資源・エネルギー問題等が顕著となってきた。

このような情勢の中において、社会資本の整備水準は国際的に見てなお低く、さらに国の財政難を背景として、ここ数年公共投資は停滞の傾向を示しており、その整備促進についての社会的要請はきわめて強い。これら公共投資の確保と事業の執行は経済の安定成長にも貢献するものが大であり、建設行政の果たす役割はますます重要となっている。

又、一方では、定員削減や、定年制導入等の行政の合理化、効率化推進の社会的要請が強まるなか

で、社会資本の整備を計画的かつ着実に進めて行くためには、人材育成と再訓練のための研修の拡充強化が極めて重要である。

しかし、財政再建下にある今日では、単に研修の量的拡大により対応することは極めて困難な状況にあり、研修充実の要請にこたえるためには、研修内容、方法のより一層の改良・工夫等により、研修の効率の運営と質的向上を強力に推進することで、研修効果を総合的に高めることが肝要である。

この計画は、基本的には「建設行政に関する研修の拡充強化についての答申」及び「建設大学校研修基本方針」をふまえ、さきに述べた研修環境の変化に対応しつつ研修充実の要請に応えるため、建設大学校の研修実施に関する基本計画を定め、昭和五十八年以降五箇年間の研修方針とその方策を明らかにするものである。

二、計画の基本的方向

(1) 建設行政研修の効率的かつ合理的実施のため、建設大学校、地方建設局、地方公共団体、財団

法人全国建設研修センター等が行う研修の整合された体系を整備する。

(2) 研修目的は高度な行政管理能力、企画能力、専門能力の養成をその基本とするが、新しい研修需要にも対応しうるよう内容を充実する。

なお、行政の合理化、効率化推進の社会的要請をふまえて、職場研修(OJT)のあり方、研修と職場管理、人事管理等との関連づけについても、配慮していくものとする。

(3) 研修技法及び研修効果の測定方法の改良・開発を行い研修の質的向上を図る。

(4) 組織・スタッフの充実、研修の効率の実施、施設の整備など研修実施体制の整備を図る。

三、計画の内容

三―一 研修体系の整備

建設行政需要の複雑、多様化に対応し、行政的的確な遂行に資するため、職員の教育訓練は、分野別および階層別の養成計画にもとづいて体系的に実施されるべきで

ある。そのため、現在建設大学校、地方建設局、地方公共団体および財団法人全国建設研修センター等で実施されている建設行政に関する研修について、研修体系の整合性を確保する必要がある。

各研修機関の役割分担のうち、建設大学校の位置づけは、別表一のとおりとし、建設大学校の研修対象職員は原則として係長以上または係長と同程度の能力を有する職員ならびに上級職及び国土地理院技術職の新規採用職員とする。

なお、建設大学校は地方建設局、地方公共団体、財団法人全国建設研修センター等の研修に関してコースの編成、カリキュラム、教材、講師の派遣等について助言、調整、援助等を行うよう努めるものとする。

三十二 研修内容の充実

建設大学校の担当する研修は

(1) 幅広い行政的識見と高度な管理能力

(2) 建設行政の企画に関する高度な能力

(3) 建設行政のそれぞれの分野における高度な専門的能力

の涵養を目的としたものであるが、研修の実施にあたっては、社会的要請に的確に対応するものとし、例えば行政の効率化、技術革新、環境問題、都市問題、住宅問題、土地・資源・エネルギー問題、国土基盤の維持管理、活用、再開発等の課題にも幅広く対応できるよう配慮する。新規採用職員の研修についても、最近の課題をとり入れるなど内容の充実を図っていくものとする。

また、第二次臨時行政調査会の基本答申にもみられるように、公務員には国民から十分信頼される存在であることが強く期待されており、これに因應するためにも、公務員としての意識の向上を図るよう研修内容の充実に努めるものとする。特に新規採用職員の研修については、これと共に、社会人としての自覚を高める教科内容も積極的にとり入れるものとする。

執務を通じての研修(OJT)

が研修の基本であることにかんがみ、管理者は職務の遂行の過程で自ら自身が教育訓練として重要なことを認識して指導するよう努

めなければならぬ。このOJTと執務を離れての研修(OFFJT)の両者が、相互補完的に機能してこそ研修全体の効果が高められるものである。OJTの促進は、管理者の意識の向上を図ることが重要な決め手となるので、管理者研修の中にOJTの役割、重要性、指導方法等についてのカリキュラムを積極的にとり入れていくものとする。

研修と職場管理、人事管理等とのかかわりについては、今後ますます顕著になると予想される職員の高齢化、高学歴化への対処や、定年制の導入等の問題に関連して研修の役割を明確にし、社会的要請に応じつつ研修内容に取り入れていくものとする。

なお、今後とも、総合的な研修需要の把握につとめ、研修の企画立案に際し、これを反映させていくものとする。

以上の考え方にもとづいて、計画期間中に実施を予定する研修科目は別表一二のとおりである。

三十三 研修方法の改善

三三三 研修技法の改善

複雑、多様化する建設行政を円滑に遂行するためには、問題解決能力の向上を図らなければならない。そのため、従来の知識付与を中心とした研修にとどまらず、自己啓発を中心とした研修、たとえば事例研究、ゼミナールなどの実践的方法をより多く取り入れた問題解決能力型の研修に重点を置くものとする。

また、今までの研修成果をふまへながら、建設大学校の実状に即した研修技法の改良、開発を推進するとともに、教官等を講習会、研究会等へ積極的に参加させる。

さらに、各研修分野で実施される研修についての情報交換、相互啓発等を行うことにより、研修技法、教育方法を修得しやすい体制を整備していくものとする。

なお、研修を効率的に実施するため、各コースの目的、内容に応じて、視聴覚機器の有効利用を積極的に推進するものとする。

三三三二 研修効果の測定

研修効果の測定は、その適切な方法が確立されているとはいえないが、研修内容の改善や、効果を

高めるためには極めて有効な判断材料となるものであり、研修において不可欠のものである。

現在、研修員の理解度を把握するために試験、論文、復習会議方式等による効果測定および研修についての感想文、アンケート調査等を実施しているが、建設大学校の研修に適した効果測定の方法について改善を加えていくものとする。

三十四 研修実施体制の整備

三十四―一 研修組織・スタッフの充実

研修に対する要請が高まるなかで、研修に関する技法も多様化、高度化している。建設行政研修の整合性を確保しその実効をあげるためには、建設行政研修全体の企画、立案、研修技法の改良、開発や、地方建設局、地方公共団体、財団法人全国建設研修センター等への助言、援助の中心的役割を果たす組織を充実する必要がある。

建設大学校の研修実施にかかわる職員は、建設行政遂行の豊富な経験を有するとともに、研修の企画、立案及び教育訓練技法の改良、

開発に指導的役割を果たしうる資質が必要となって来ている。そのため、教官等の地位の向上を含め、経験の豊富な職員が教育に専念しつつ、適切な研修ノウハウの改良、開発が可能である環境と、組織体制の整備を図っていくものとする。

三十四―二 研修の効率的実施

研修に対する要請の高まりに応じた研修経費の確保に努力し、研修の量的確保を図ることは、今後とも重要なことである。

しかし、一方、行政の合理化、効率的推進の社会的要請が高まるなかで、研修のより効率的運用を図る方策が求められている。そのため、研修員の能力水準を揃えるよう、建設大学校の指導により、職場において自己研修を行わせ、一定水準に達した後建設大学校の研修に参加させるといふ、一部通信教育研修方式を積極的に工夫・導入していくものとする。また、多様化する研修需要に対応するため、研修コースの特性に応じ、研修実施頻度を工夫していくものとする。

三十四―三 研修施設の整備



研修の質的向上、効率的実施を図る上で、教育・研修機関としてふさわしい環境の整備及び研修員の居住性の向上に充分配慮するとともに、視聴覚教室等の整備、充実に努める。

また、教育機器の進歩は、近年の技術革新により目ざましいものがあるので、各研修コースの目的

・内容に照らして望ましい視聴覚機器等の導入を図り、研修効果の向上に努める。

さらに、各研修コースの内容、特性に応じた標準的テキストやスライド等の資料整備を促進するとともに、参考図書及び資料の整備、充実に努めるものとする。

(別表一、二は省略)

青森県の土木行政



齋藤 俊平

(青森県土木部長)

をめざした社会資本の整備を……

本県は豊かな緑、美しい自然に恵まれている反面、積雪寒冷地という厳しい自然条件下にあり、また首都圏から遠く離れているとい

う地理的条件により、産業経済の発展が立ち遅れていることから、県の長期総合計画をもとに、「豊かで住みよい活力のある青森県」の建設をめざして、土木行政を進めているところである。

- 一、土木行政の基本方針は、
- 二、交通体系の確立
- 三、県土の保全と水資源の開発
- 四、都市基盤の整備
- 五、雪の克服と活用

の四つを柱として、県内各地域の特性に適応した社会資本の整備を積極的に進めている。

交通体系の確立

本県の地理的条件から、県土の総合的開発を図るためには、全国的ネットワークとしての高速交通体系の整備促進が不可欠の要件である。

このことから、現在の青森空港を大型化、ジェット化に対応できるように、昭和六十二年供用開始をめざして、昨年度から新青森空港の本工事に着手している。また、昨年東北新幹線が盛岡まで開業の

運びとなったが、国土の均衡ある発展と地域格差の是正を図るためにも、青函トンネルの先進導坑の貫通を機に盛岡以北ルート of 早期着工を切に期待しているところである。

幸い東北縦貫自動車道は、青森線の県内ルートがすでに全面開通となり、八戸線も着工にこぎつけ、着々その前進がみられる。

また、本県は、北海道、東北地方の交通の中枢的な役割を果たしている青森港をはじめ、本県のプロジェクト開発の拠点としてのむつ小川原港等四つの重要港湾と七

「豊かで住みよい活力のある青森県」の建設

つの地方港湾を有しており、それぞれ商業・工業港として、地域の特性を生かした港湾の整備を進めている。

更に、津軽地域の総合開発の一環として、五十八年度から日本海岸に新港湾を建設することとなり、一日も早い完成がもたれている。

県土の保全と水資源の確保

近年、河川流域の開発及び沿岸地域の宅地化等が急速に進展しているため、特に都市河川を中心とした河川改修を強力に押し進め、民生の安定を図るために河川環境整備事業、公園、緑地及び洪水調節の機能をかねた都市河川治水緑地整備事業等を積極的に推進してきた。

また、ダム事業については、現在補助事業として、青森市の水害防除と上水道用としての下湯ダムの建設のほか、五つのダム建設及び実施調査に着手しており、これらの早期完成に全力を傾注して

いるところである。

なお、今後の開発計画の進行に伴う都市化、工業開発化により、生活用水、工業用水を中心にますます増大する傾向にあるが、安定した用水供給を行うためには、効率的なダム等の建設に努め、火資源開発の促進を図る必要に迫まら

都市基盤の整備

近年、本県においても、都市部への急激な人口の集中、市街地の無秩序な拡大、核家族化の進行による土地や住宅の不足、更には都市交通の激化等による生活環境の悪化が大きな問題となっている。

従って、土地区画整理等による市街地の外延的拡大と大規模な都市計画を検討する必要があり、同時に既市街地の面的整備や、道路、公園、下水道等、住民の日常生活と密着した都市機能の充実整備を図ってゆかなければならない状況にある。

雪の克服と活用

本県の降雪期間は、例年十一月中旬から翌年の三月下旬までの五ヶ月間におよび、北西の季節風のため、津軽地域に積雪が多く、このため産業の発展に大きな影響を与えており、特に道路の交通の確保の困難性が、地域の発展に大きなマイナス要因として作用してきたが、今後はこれまで以上に、道路の整備、除雪体制の強化はもとより、冬期間における快適な生活環境の維持向上のために、市街地における消融雪の施設、耐寒耐雪住宅の整備、雪捨場の確保等に積極的に対処していかなければならない。

一方、雪は本県の発展にとって大きな障害となっている反面、水や冬期スポーツ、レクリエーション、観光等の重要な天然の資源であるので、これを積極的に活用して、県勢の発展に資する方策を講じていく必要を痛感している。

基本に戻つての見直し

金子 政平
(建設省北陸地方建設局)

今回の研修は、日頃従事している業務の一分野なので期待して参加した。用地職員になって十五年余、忙しい日常の中で現実には買取できる価格という考えだけを先行させてきたが、こんどの研修は、鑑定と

は何か、評価とは何か、と考え直すよい機会となった。

これを契機に、もう一度自分の仕事を考え直し、この研修の成果を生かして頑張りたいと思つている。

土地政策の 中枢にかかわる講師

安藤恵一郎
(神戸市)

日頃は用地業務に追われており、今回の研修で、日本の土地政策に関して重要なポスト

におられる講師の方がたの講義を聞く機会に恵まれ、大変感激している。

これまで習得してきた用対連関係の知識とは別に、土地問題の本質の部分に接することができたことは、今後の仕事に変革をもたらすきっかけになったと思う。

講師も国土庁・建設省その他の専門家で、

実務的な研修内容

大林 茂宣
(住宅都市整備公団)

鑑定の制度や概論でなく実地の評価理論で

あり、非常に興味をもって受講した。

仕事の中で持っていた問題点についても、その背景とか、根拠がよくわかり、今後の問題点の見方にも役立つと思う。

実地研修は、実際に物件を見て評価する作業であり、公示地からの比準と、県の基準地

からの比準との間に若干差が出た場合には、自分の理解がどの程度であったかを考え、作業を試みるということでも成果があった。

自主研究、質問の取りまとめなどもスムーズに行うことができた。

多様な受講者による 相互学習

中島 眞
(地域振興整備公団)

研修中は土地問題にさまざまな角度から取り組んでいるさまざまな個性の人達と触れ合う

ことができたし、自主的な討論を通じて自分の土地価格に関する実務上の問題意識をより深くし、広い体系の中で整理することができた。

その意味で合宿方式は成果があがった。これは今後の仕事の遂行に大きな武器となるであらう。

各職場での活用を

福武 博史
(日本国有鉄道)

公共事業の用地取得にあたって、その基本となる土地の価格決定には相当苦慮していた。

今回の研修では、国土庁・建設省を初めとする知識経験豊富な各講師からの講義があり、時間外も寮内で講義について各受講者が職場で抱えている問題点をあわせて討議するなど収穫は大きかった。土地価格比準表の取扱い方など最も参考となった。

今後多くの方が参加して幅広い知識を持ち各職場で活用されることを私は願っている。

目を洗われるような思い

桑原 延彰
(株オオバ)

非常に有意義な毎日であった。鑑定評価理論その他講義を聞く毎に目を洗われるような思いがした。また、それぞれ違った仕事をしている他の受講者と同宿し、いろいろ話したときの感動は今もお新鮮である。研修の成果はこれからの仕事に十分に活用でき、フアイトをもって仕事に向かうことができると思う。

(注)「声」欄の研修参加感想文の標題は、編集部でつけたものです。

S 58.1.18~1.22

月 日	曜 日	午 前 (9:00~12:00)	午 後 (13:00~16:00)
		教 科 目	教 科 目
1/18	火	特別講話 住宅政策における住環境整備	住環境整備の現状と問題点
		我が国の住環境整備の歩み	各事業手法の制度概要
19	水	事例報告(Ⅰ) 「光星地区の計画について」	事業計画の樹て方
		事例報告(Ⅱ) 「東高丸地区の計画について」	事業の進め方
20	木	国の助成制度の仕組み	地域改善対策と住環境整備
		補助申請手続き等	都市再開発の視点
21	金	事例報告(Ⅲ) 「京島地区の街づくりについて」	市街地再開発事業の仕組と活用
		住民の合意形成について	これからの住環境整備
22	土	諸外国の住環境整備	

住
環
境
研
修
に
参
加
し
て

続・日本型成熟社会

野村総合研究所編・発行

一、三〇〇円

本書の前版である『日本型成熟社会』では、わが国は欧米先進国に並ぶ、あるいはそれ以上の豊かになつたものの、低成長経済

への移行、国際環境の変化により、新しい針路を模索しなければならぬことが主張された。本書はこの前版の各論ともいふべきもので、今後、日本が豊かで安定した成熟社会を形成していく過程において、とくに課題になると考えられる雇用問題、住宅問題、将来の方向について検討している。

本書の基本スタイルは、豊富なデータを用い、それぞれの問題について現状を細く分析し、問題点を提起するという形になっており、

ねらいは、今後読者が雇用・住宅・教育・食糧問題を考える際のステップの役割を果たすことにあると思われる。そこで以下では、雇用・住宅・食糧問題について考える際に注意しなければならぬ点や、本書では取りあげ方が比較的軽いことがらを指摘してみたい。

経済審議会長期展望委員会の長期展望作業「二〇〇〇年の日本」では、二十一世紀に向かうわが国の経済・社会の多様な変化を「高齢化」「国際化」「成熟化」という三

先日、電車の中で乗客どうしで肩があたつた、身体をもたせかけたといったつまらないことから口論になり、「ハゲ」といった中傷の言葉、「オレは若いんだから」といった甘えの言葉のやりとりがあつたあげくに、満員電車の中で大人同志がなぐりあいのけんかをする光景に出くわした。近くにいた乗客が二人の間に入ってけんかをとめる勇気を示してくれたことが、

読者の中にも通勤に電車を利用

されている方が多いと思うが、このような経験が最近増えてきたのではないか。また、けんかともて行かなくても、自分自身の気持ちも含め、世の中の雰囲気が近頃暗くなつたと感じるものが多くなつて

これら当然のことだ。わが国の経済成長率は低く、可処分所得の伸びが少いにもかかわらず、税、社会保障負担のみ増加している。失業率も、欧米先進国に比べると

低いものの、じわじわと水準を高め、てきてきている。将来の見通しについても明るいものではなく、現状が景気の底か、景気下降の一面かという点が予測の分かれ目になっている状況である。中期的にも、財政制約を強調する声が強く、これを理由に、経済政策の方向づけすら放棄されようとしているかに

一九八二年にノーベル文学賞を受賞したガルシア・マルケスの『百

つ大きな流れに整理した。

厚生省・日本大学の推計によると、日本は今後、急ピッチで欧米先進国以上の人口の高齢化をむかえることになる。二十一世紀に到達することになる高齢化社会は、わたしたちにとって未経験の事態であり、そうなる前に多くの課題に対応しなければならない。

そのなかで、もっとも大きな課題が労働力需給＝雇用問題と社会保障である。わが国の雇用関係は年功序列、終身雇用、退職一時金等の「日本型雇用慣行」を抜きにしては考えられない。この日本型雇用慣行はピラミッド型の労働力人口の構成、つまり高齢化が少なく若年者が多いということを前提として成り立っている。しかし、労働力人口の高齢化は、この慣行に大きな影響を与えずにはおかない。労働力人口の高齢化は単に労働力需給バランスの問題だけでなく、雇用慣行の変化を通して、賃金、労働時間、労働管理等の雇用全般にかかわってくる重要な現象である。

国際化は従来から各方面で進展

百年の孤独

G・ガルシア・マルケス著

鼓 直訳

新潮社／一、五〇〇円

年の孤独』ではないが、長期間続いた降雨を経験した住民は将来に對する希望をなくしてしまい、一時期の晴天についても、次の降雨の前ぶれとしか考えられないような無気力な状況に陥るといったことだけは何としても避けなければならぬ。

幸いなことに、わが国の国民は、長期間の不況の継続にいらだちつつも、まだガルシア・マルケスの言うような無気力状態に陥っていないように思えない。経済成長は低いのだが当然だ、低い方がいいのだとの有力な主張もごく一部に見られるが、国民の多くを見ると、

可能であれば経済成長は高いに越したことはない、すなわち、いいことはいいことであるとのすなおな感覚は失われていない。

しかし、ガルシア・マルケスのイメージは夢物語とは思えない。その現実性に対する共感を多くの人口から得られたからこそ、ノーベル文学賞を受賞することになったものと思われる。わが国においても、このような無気力が現在の国民の性僻とならないうちに、国民の明日への希望を再生させるような方策が早期に打たれるべきである。

われわれがハダて実感する景気

低迷から脱するための対応策は、積極的な公共投資、軍備増強、社会保障の充実、住宅対策の拡充、各種減税による内需拡大、さらには金融政策、輸出の拡大など選択に迷うほど提出されている。

現在の厳しい財政制約の下では、いずれも難しいと考える人もいるだろう。しかし、財政的制約が課題でなかった時代、国はあるだろうか。必要最小限の生活環境、産業基盤の整備のための資金すら外国から調達する必要にせまられた、わが国の戦後の経験、新興工業国の現状を思い起こすべきであるし、少なくとも、財政制約のみを理由に、やるべきことを放棄することだけは、本末転倒であることを心に銘記すべきである。

もっとも、具体的な施策の選択に当たっても、単に国内の短期的な要素のみでなく、国際的要因についての十分な考察のほか、現在のわが国経済・社会の現状とその基調の変化を踏まえた長期的な方向づけの下で、慎重かつ勇氣のある選択がなされるべきであらう。

してきたが、今後長期的にみても、ますます大きな流れになっていくだろう。国際的な交流が日常一般化し、あらゆる問題を国際的視野でみる必要がでてくる。食糧問題は食糧安全保障の観点からの食糧自給問題と、国際的分業体制との調整という側面をもっており、国際的視野からの検討が必要不可欠である。本書も、一見国内問題にみえる食糧問題を国際環境のなかでとらえなおそうとしている。

日本の住宅事情は、先進国なかでもっとも悪いといわれる、本書も基本的には同じ立場をとっている。たしかに、大都市圏とくに東京圏における住宅事情はひじょうに悪い。しかし、地方においてはどうかであろうか。農山漁村はもちろんのこと、人口百万人以下の都市では、住宅問題は存在するのであるか。つまり、「ウサギ小屋」に住んでいるのは大都市の人間だけではないだろうか。本書では住宅問題の地域差はあまり重視されていない。地域別にもう少しその現状を分析してみる必要があるだろう。



東急建設における人材育成

東急建設(株) 人事部教育・厚生課

I 東急建設の沿革

まず東急建設の社員教育について述べる前に、その背景として当社沿革について簡単に記述致します。

東急建設は、昭和四十三年東急不動産建設工業部を設立母体として創立された。設立当時のわが国経済は、神武景気を経て高度経済成長へ突入しようとする時期であり、建設業界を取りまく環境は明るいものがあり、また当社の設立

の経緯からもお分かりの通り、東急グループの開発部門としてグループ各社のバックアップにより、短期間に企業規模の拡大が図れた。毎年当社受注量の約三〇%を安定してグループ各社より受注できることは特質であろう。

なお、現在当社は関連企業として世紀東急工業・東急プレハブ等が傘下にある。

II 社員教育の位置づけ

設立時の明るい環境のもと、年々工事量も増大し、人材の確保は必然的に経験者の確保に力点が置かれた。すなわち中途採用者の大量採用である。

高度経済成長の中で工事量を消化するために人材を確保するという状況におかれ、社員一人一人が今までの経験を基に、まじめな考え、管理の仕方、日常業務を遂行するという弊害が起きた。そ

れを是正する手段として体系的社員教育の必要性がさげばれた。混成集団に当社の経営理念を植えつけ、社員のおのおのが同じ土俵の上で切磋琢磨し、愛社精神と仲間意識の涵養をめざすものである。

当社が体系的教育に取り組みだし、名実共にその基礎が確立したのが、昭和四十四年、東急田園都市線宮崎台(川崎市)に全寮制の研修所が完成し、社は「四つの指針」が

制定されてからである。以後の社員教育は現場所長・内部管理者教育をはじめ、当社の明日を担う新入社員教育を重要な柱として行なわれた。

現在当社の第一線で活躍してい

III 当社の教育理念

当社の教育訓練の基本は、昭和四十四年に制定された次の「四つの指針」に集約される。

- チームワーク
- 信頼の獲得
- 科学的管理方法の実践
- 技術の開発

この四つの指針を実践できる人材育成が、当社の教育に課せられた使命である。それは社員一人一

る社員は、当時この研修所で六月間寝食を共にし、会社の将来を語り合った新入社員達であり、社員教育の重要性を認識するものである。

人の持っている能力を伸ばすとともに、その人間の不足する面を補う全人格的な教育にほかならない。社員おのおのが自らの持てる能力を遺憾なく発揮し、当社の教育理念を達成することこそが、いかなる厳しい経営環境も乗り越え発展することができる強固な企業体質を作り上げるものと信じる。

IV 当社の教育体系

当社の教育体系について整理す

ると下図のようになる。

● 東急建設・教育体系

階層別教育	職能別教育		特殊教育	安全管理教育	海外派遣教育	その他の教育	職場内教育
	技術員	事務員	T・Q・C教育				
役員 経営者	役員研修 ●社外経営セミナー		役員コース (TTC)			技術発表会	職場ぐるみの勉強会・研究会・小集団活動への参画
理事 上級管理者	上級管理者研修 ●東急グループ・フロンティアセミナー ●部長研修	営業研修 (部長クラス)	経営幹部コース (TRC)				
副理事		営業研修 (中堅幹部クラス)	中堅幹部コース (TMC)	安全衛生管理講習会・KYT研修	語学研修講座	海外留学制度 社内留学制度 社外留学制度	OJTによる実務教育
参事 初級管理者	初級管理者研修 ●課長研修 ●施工部門・管理者研修 ●営業部門・管理者研修 ●管理部門・管理者研修 ●ミックス・管理者研修	作業所長研修	中堅管理者コース (TCC)				
副参事		営業研修 (中堅クラス)					
主事・技師	現在実施していない	新任技師研修					
1級 中堅社員		1級技術員研修	一般社員コース (TIC)				
2級		2級技術員研修	女子社員コース (TLC)				
3級 初級社員		初級技術員研修					
新入社員	新入社員研修 ●導入教育 ●東急グループ合同研修						教育指導員制度

V 組織活動と社員教育

企業内教育においては、ただ知識を修得させるのみでは、その目的が達成できたとはいえない。自己啓発を促すとともに、会社の事業方針を理解し、積極的に行動をおこす動機づけの教育でなければならぬ。

当社の教育もその目的達成のため、幾多の軌道修正を行ない、現在職能別教育を基本とし、職能教育を階層別に実施し実践的な教育訓練をめざしている。

このような考え方にに基づき、具体的に教育訓練の事例を記す。

- 1、営業研修
- 2、作業所長研修
- 3、新任技師研修

1、営業研修

営業研修は階層別に三つのコースより構成されている。

- 営業研修（中堅クラス）
- 営業研修（中堅幹部クラス）
- 営業研修（部長クラス）

昭和五十六年十月よりまず中堅

クラスより実施し、昭和五十七年十二月より中堅幹部クラス、昭和五十八年七月に部長クラスを実施し、研修としての体系化を図る。今回はそのうち、中堅幹部クラスについて説明します。

中堅幹部クラスは当社資格上、理事から参事までの対象者約二六〇名です。対象者は当社の営業マンとして、若手営業マン（中堅クラス）を指揮監督するとともに、自らも第一線で営業活動を行なうという重要な使命を担っている。二泊三日の研修は、そく実際の営業活動に生かせるよう実践的内容としている。

特にグループディスカッション（GD）は、全員が事前に営業活動上の失敗事例を準備し、原因分析及び今後の対応策について検討を行ない共有化を図る。

2、作業所長研修

作業所長研修は、昭和五十五年十月より施工部門の第一線管理者

営業研修（中堅幹部クラス）

日	am				pm										
	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1日目	集合	オリエンテーション 副支社長挨拶	講義 ●営業幹部の基本姿勢		昼食	講義 ●当社に於ける営業活動の問題点		講演 建設業の特質とあり方					懇親会		
2日目	起床 体操 朝食	GDの理の方	グループディスカッション		昼食	グループディスカッション ●失敗事例を中心とした体験交流及び原因分析とその対策				夕食	グループディスカッション（続き）				
3日目	起床 体操 朝食	グループ発表		講評	昼食	今後の行動計画表の作成	自己宣言	閉講の挨拶	解散						

作業所長研修

日	am				pm										
	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1日目	集合	オリエンテーション	講義 ●建設業をとりまく社会情勢と今後の当社の事業方針		昼食	講義 ●現場管理に必要な法律知識		役員講話				懇親会			
2日目	起床 体操 朝食	講義 ●リーダーシップの発揮とOJTの進め方	講義 ●作業所長としての現場管理の考え方		昼食	電算センター見学 ●パソコン演習	グループディスカッション ●あなたの職場の問題点とその解決策				夕食	グループディスカッション（続き）			
3日目	起床	法話	朝食	グループ発表	昼食	グループ反省会 ●実行プログラムの作成	自己宣言	感想文	閉講の挨拶	解散					

新任技師研修

日	am		pm													
	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
1日目		集合	オリエンテーション	部長挨拶 ●技師の役割	事前調査	昼食		講義 ●原価管理について	講義 ●安全管理について	講義 ●マイコンについて		懇親会				
2日目	起床 体操 朝食	グループワーク 課題 工事説明	グループワーク ●施工計画の作成			昼食	グループワーク(続き)				マイコン演習	夕食	グループワーク(続き)			
3日目	起床 体操 朝食	講義 ●実行予算 作成の基本	グループワーク ●実行予算の作成			昼食	グループワーク(続き)				夕食	グループワーク(続き)				
4日目	起床 体操 朝食	講義 ●実行予算 管理票の 作り方	グループワーク ●予算管理票の作成			昼食	グループ発表		講義 ●QCストーリー		夕食	演習 ●QC七つ道具 の使い方				
5日目	起床 体操 朝食	グループディスカッション ●見直そう自分の職場				昼食	グループディスカッション (続き)		グループ発表	役員講話	懇親会					
6日目	起床 ソフトボール 朝食	総括			研修を終えて	昼食	解散									

全員を対象に、二泊三日で実施している。

作業所長が果たす役割は、施工管理に限らず種々の業務を掌握し、その管理能力の優劣が会社業績に与える影響は多大なものがある。

作業所長には自らの役割の重要性を認識させ、職場におけるリーダーシップの発揮と部下育成の必要性の確認と今後の行動計画を、研修において作成している。

3、新任技師研修

新任技師研修は、当社の技術員教育体系における中核をなすものであり、五泊六日で職種別に実施している。

当社の技師が職場で果たす役割は、たとえば作業所において作業所長を補佐し、施工管理全般にわたった技術的能力と対応が要求される。そのため新たに技師になると、職責を全うするため実務に即した知識の修得を系統立てて行うものである。

VI 東急グループとの連帯

東急グループでは、関連会社参加による各種グループ行事を実施していますが、そのうち教育訓練に関するものの中から二つ取り上げます。

1、東急グループ トップセミナー

同セミナーは、東急グループ各社の部長クラスが参加する。研修は東急グループ総帥五島昇東京急

2、東急グループ 新入社員合同研修

同研修は、グループ各社の新入社員が四泊五日のキャンプ生活を過ごし、若者達の連帯と将来にわたる東急グループ各社の強い絆を培

う。その人間関係が今後長きにわたり東急グループの尊い財産として残るものである。

そのほか、企業の国際化が進む中で、東急グループは環太平洋を重点とする企業戦略のもと、人材育成を図っており、その一環として英会話研修を行っている。当社も海外工事の増大に伴ない、海外



グループワーク



東急グループ新入社員合同研修

要員の育成を積極的に進めており、継続的に研修に参加している。以上、当社は東急グループの関

連会社として、人材育成にあたっては東急グループの一員であるという意識と連体を図っている。

VII 今後の教育訓練の課題

企業における教育訓練についての課題を考えた場合、集合研修と職場教育(OJT)とに分けられる。

まず集合研修について、第一に体系化された職能・階層別研修システムの確立と継続的で反復的な実施が必要である。研修に参加す

ることが特別なことではなく、当り前なことという風土を作り出すこと。次に現在立ち遅れている事務職研修について、専門化した職能に対応した研修を、専門部署により実施することを考えたい。

また、OJTの推進にあたっては、職場管理者の部下育成に対する認識がいかに重要かは異論はないと思う。昭和五十一年OJTによる研修要領を制定し推進を図っているが、活用方法には差がある。部下の育成は職場管理者の職責であるとの観点から、管理者研修において強力的にOJTの重要性を訴え推進を図りたい。

活性化した職場を作り出すには、人事ローテーションとリンクしたOJTの推進があげられる。人事ローテーションとの連動は、社員のモラル高揚と自己啓発の動機づけとして、人事サイドとともに考えなければならない課題と考える。

以上ここでは、特に教育訓練の面で緊急性のある問題について記述致しました。

専門学校のある方

建設学部長 黒田秀隆

西ドイツ、ハノーバのすぐ北、古都ツェレにボーリング専門学校(ドイツチェボア・マイスター・シユール)がある。一昨年ここを訪れる機会を得、ドイツの専門学校教育の一端に接することが出来たのは有益であった。

欧州には十五、六世紀の頃からギルド制が根つき、ドイツでもマイスター(親方・雇主)、ゲゼレ(職人・熟練工)、レールリンク(見習)という身分があった。この制度は十九世紀に入つて次第に衰微したが、西ドイツでは第二次世界大戦後の今日までも、装いを新たに近代化してこの制度が残されている。

マイスターはそれぞれ専門の業を営む権利をもち、子弟を養成する義務を負わされているが、その資格は国から商工会議所を通じて行われる試験の結果与えられる。マイスター(練達の士)は「ハンマーを握る黄金の確かな手」として社会的に高い評価を受けている。

ある学校の教師であるマイスターが「西ドイツの奇蹟の復興を支えたものは、アウトバーンとマイスター制度である」と語ったという。敗戦によって東西二つのドイツに分裂させられたゲルマン民族が、当時おかれた国際情勢、経済的要因、社会の機構や風土といった素因があるにせよ、この言葉は勤勉で理論と実践を尊ぶドイツ人の国民性の上に築きあげたマイスター達の腕と誇りを示している。

ドイツの産業革命は商人やマイスター達の

血の滲む努力によって達成し得たものであつて、大学や学問の府はこれに関与しなかつたという。一方、日本では明治維新の後、西洋の知識を吸収した高専や大学の卒業生が、かつての武士に代るエリートとして、我が国の産業革命を成功に導いた。この違いが両国の風土、社会機構を背景とした教育理念の相違となつて現われているのではなからうか。

すなわち日本では学校を選ぶ場合、どの学問、技術を選ぶかではなく、どの名門校を選ぶか、またどの企業に入るかであつて、学んだ知識・技術を生かすためにどんな分野で働くかではないという風潮が強い。反面、西ドイツでは十一歳になると将来の基本的進路を決め、それによつて学校の種類を選ぶことになつている。職業そのものがそれぞれ独自の教育理念をもち、自分が選んだ職業に限りない愛着とプライドを持つているという。

日本の教養主義の教育とドイツの職業教育にも充分力点をおいた教育と、何れが国民の教育として効用があるのだろうか。エレクトロニクスが発達した今日、その応用面の急速な展開に伴つて知的活動範囲が拡大した一方、その未消化な適用や生産手段への広範囲な進出が重大な社会問題を提起しつつある。これらの要素を考えると、一国の教育方針の策定はなかなか複雑で難しい問題であるようだ。

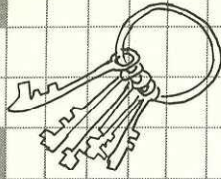
さて我々は専門学校に籍を置く立場である

が、新しく制定された専修学校制度の中でもその教育理念は多岐に分れている。

アメリカでいう非伝統的教育「教養を高めようとする生涯教育から医療・衛生・社会福祉・服装家政・商業実務、更には最近のデザイン・写真・放送・広報宣伝やエレクトロニクスに支えられる情報処理等、幅広い分野があつて一条校の規範を超える分野と次元の知識・技術・技能の教育が盛んに行われている。

とはいうものの、伝統的教育方針の下で大学の補完的教育を行う技術系専門学校が存在を無視するわけにはいかない。時代や背景は大いに異なるが、大学に対応するかつての旧高専の存在に近いものがある。現在の大学・短大は今や「マス」と化して、巨大な機構の中をベルトコンベヤで運ばれる大量生産の製品にすぎないと見る向きもある。将来の日本を託するに足る人士の養成が、どれ程なされているのであろうか。一抹の危惧を感じざるを得ない。如何に情報の世界・コンピューターの世の中であろうとも、基礎的な専門知識をしっかりと身につけ、充分な応用能力を培つた実践窮行する技術者がこれからの日本に必要なのは論をまたない。空疎な学士を大量に育てるよりは、かつての旧高専とまではゆかないまでも、応用能力のある中堅技術者の養成、西ドイツのマイスター的な思慮と素養を持った中堅技術者の養成が望まれる。

変わる国民意識



戦後日本は、食べるものにもこと欠く時代からスタートし、何とかして欧米先進国に追いつこうと努力してきた。

昭和三十年代には、ようやく戦後の混乱もおさまり、今度は、雨露のしのげる一戸建住宅と当時は画期的新製品であったテレビを買い、おうちモーターに働かされた。

当時は、まだ外人コンプレックスが残っており、力道山が、アメリカ人レスラーを空手チョップでしとめると胸がスカッとしたものだし、何とかして外貨を獲得しようと本気に考え、高級ホテルを建てたりしていた。

高度成長の真つただ中で、世界に向けて日本の繁栄を自慢しようと、新幹線を走らせ、東京オリンピックを開催したのは、昭和三十一年のことである。今や、その東京オリンピックを知らない世代が高校を卒業しようとしている。

しかしながら最近では、よほどのことがない限り、手に入らないものがないほどモノが氾濫しており、モノ離れが進行しつつある。

量から質への時代を経て、モノからサービスへの時代に入ってきている。

たとえば、一昔前だと、「時計はオメガ、ローレックスが欲しい」と海外旅行をしたときなど争って買ってきたものだが、日本でも質の高いものが安く買えるとなると外国製品を買うメリットが少なくなってしまう。また、

身の回りのモノにしても背広や靴がたくさんあっても、量の割には満足しないというようにモノに対する限界効用が減減しはじめているのではないか。

高度成長時代には、それこそカラーテレビだニューモデルカーだと言って飛びついていだが、現在ではその時代を経験してきた者たちは、高度成長時代を通じての学習効果により、ビデオテープレコーダーが出たからと言って、すぐに求めることをせず、いずれ、ベータマックスもVHSも統一されるだろうし、価格も十万円を割るだろうから、もう少し待とうと考える。マイコンにしても、そのうち技術革新で簡単に日本語入力が可能になるだろうし、スキーマの板なども、新しいモデルが出れば旧モデルは安くなるのだから、それからも遅くないと考えるようになっていく。それだけ、モノ離れが進行してきているわけである。

前回まで、高齢化社会、雇用構造の変化をテーマとしたが、今回はわが国の経済・社会が、高度成長時代から石油ショックを経て安定成長時代に入ってきたが、大きく変化してきた国民意識をテーマにした用語を紹介することとする。

五十年代に入ってから、日本人のほとんどが中流意識をもつようになり、従来のがむしやりに働くといった意識が薄れ、仕事も生き

がいの一つだが、より家庭も大切にしたいというマイホーム主義が台頭してきた。消費の面でも個性を強く求めるようになってきており、消費生活の高度化、多様化が現われている。また、大都市指向といった考え方も見直されはじめ、四十五年以降地域社会に対する考え方の変化も見られる。

そして、もう一つ、女性の社会進出に伴う意識の変化といったことも見られる。住宅ローンの返済のため止むを得ず共稼ぎをしている者も多いが、一方で、生活費は男性の稼ぎで賄い、女性の稼ぎはもっぱらレジャーに当



中流意識

てるといった若いカップルが増えてきたのも事実であろう。
経済学で「レジヤールの経済学」という言葉があるが、これは、労働時間と賃金の関係を表わすものである。賃金が上がれば、それに

見合った労働時間の増加は苦にしないが、賃金がある一定以上の水準にいくと労働を選択せずにレジヤールを指向するようになるのである。日本がこれからのような発展をするのか不透明な部分が多いが、国民意識は自分たち

が考えている以上に大きく変化しているのかも知れない。今一度、国民意識の変化を認識し、今後の日本の経済社会を考えることは大いに意義があることではないだろうか。

総理府が昭和二十三年以降毎年行っている

「国民生活に関する世論調査」によると、自分の生活程度を「中の中」と回答した人は、昭和三十三年には三七％であったものが昭和四十年には五〇％に達し、昭和五十六年には五四％になっている。自分の生活程度を中だと思っている人は中の上と中の下と答えただ人を合わせて九割程度にもなる(図一)。

この調査は、世間一般から見ても自分がどの程度の生活をしているかというところから、中と答えた人が九割であったとしても、客観的にみて実際に九割の人が「中程度」の生活水準にあることを示すものではない。人々が世間一般から見ても自分はどうかを考えると、他人の生活の目に見える部分、すなわち消費生活が判断の基準になる。

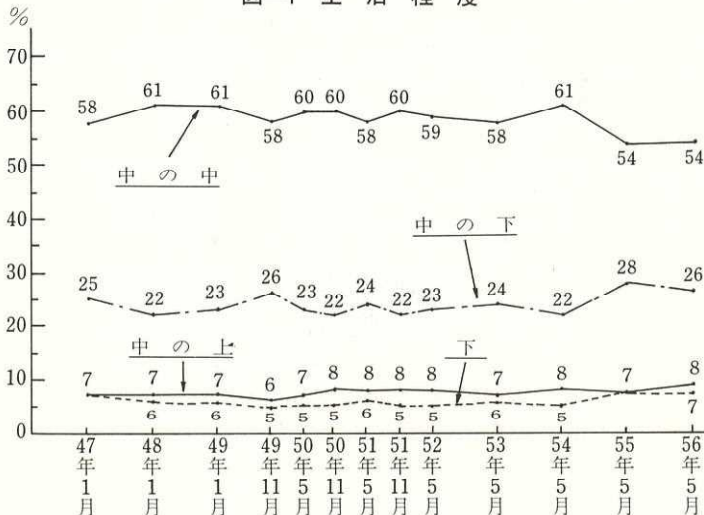
高度経済成長を経て、国民の生活水準は向

上し、可処分所得に占める自由裁量所得と呼ばれるべきものの割合はかなり高くなった。国民はこの所得を耐久消費財、レジヤール等の

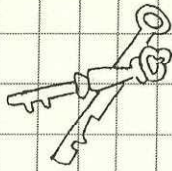
似かよった消費対象に振り向け、いわゆる「消費の均質化」がすすんでいる。所得水準の向上、消費の均質化は、所得階層が異なる人々の間のライフ・スタイルを似かよったものにし、所得、資産の差はその人のライフ・スタイル、身なりだけでは区別できなくなっている。このようなことから、大多数の国民は自分も他人と同じ階層に属しているという意識、つまり中流意識を持つているのであり、国民の九割が中流意識を持つているからと言って、国民がその生

活水準に満足しており、客観的に見ても十分に豊かになったとするのは早計であろう。

図一 生活程度



(注)「上」は毎回1%程度 国民生活に関する世論調査(昭和56年9月)



変わる国民意識

マイホーム主義

戦前における家族は直系の大家族は個人に「滅私」を求める全体社会に結びつける役割を果たしていた。そこでは夫婦間の連帯は薄かったものの、個人の所属感には必要以上に確保されていた。

戦後においては、「滅私」して奉仕する「公」と、それを「家」の名において要求する家族から解放され、「私」の生活を守ることを第一に考える「私生活優先」の意識が広く国民の間に浸透し、労働組合活動や大衆行動の基本理念にもなっているといえる。

また現代社会における工業化の進展と都市化の進展は、高度な管理体制、巨大組織を生みだす一方、地域・血縁共同体の崩壊をもたらし、人口の雇用労働力化と核家族化を進展させた。このような社会構造の変化により、職場や近隣社会に対する集団所属感や情緒的連帯感は次第に失われていった。

このような「私」を追究し、現代社会にお

ただ最近では、消費の均質化という現象の中で、他人と違った自分の独自の消費生活を送ろうとする意識が見られる。物が氾濫し、

マス・メディアの影響が強まる中で、人々は今までのように画一的に耐久消費財・レジャーを受け入れるのではなく、主体性をもって

選択し、個性のあるライフ・スタイルを持つようとする傾向があることは確かである。



いて失われつつある所属感や連帯感を回復する場として、ほとんどの個人が所属する集団である「家族」が再び重要な意味を帯びてくる。これが、いわゆる「マイホーム主義」といわれる意識・行動様式の社会的背景となっている。「マイホーム主義」は、基本的には社会と家庭を対立的にとらえ、家族の幸福豊かな家庭を志向し、その幸せを守るために、夫婦が役割を分担し、労働するとともに、外部の社会（たとえば他の家族、親族、近隣社会など）とのわずらわしいかわりをできる

だけ断ち切って自閉化する意識を強めている。また、買物、レジャーなど労働以外のすべての行動を夫婦と子どもだけでおこない、友だちのような夫婦を指向する、いわゆるニューファミリーもこの「マイホーム主義」の行動様式の一つと考えられる。

この「マイホーム主義」には、家族の一人一人が、積極的に自己実現を求めたり、社会への参加や連帯を求めようとする姿勢があまりみられないという批判もなされている。

消費生活の
高度化・多様化

戦後の消費生活は、衣・食に関する不満の解消とこれらの質的充実、耐久消費財の購入による生活の充実といった流れで特徴づけることができよう。高度経済成長期における耐久消費財の充実欲求の変遷をみると、時とともに、ラジオ、ミシン、テレビ、洗たく機から、電気冷蔵庫、電気掃除機、さらに乗用車、

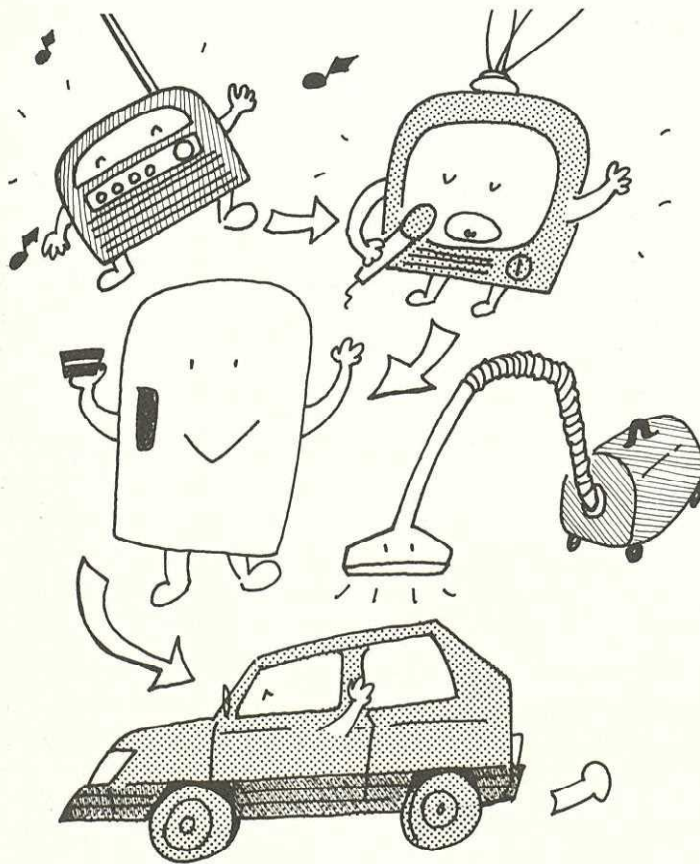
表-1 「将来はせめてこの程度の生活はしたい」と考えている人

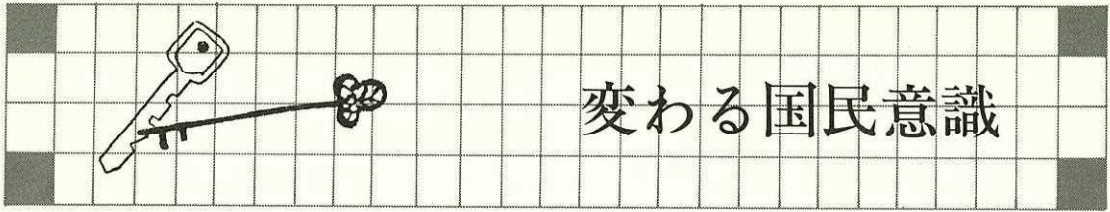
	食べるには困らない生活	家族旅行が気軽にできる生活	家族一人一室のある生活	そろった生活 家具・電気器具のひとつとあり	冷暖房の完備した生活	海外旅行の気楽にできる生活	乗用車のある生活	絵などを自分で楽しむ生活 舞踊・謡・俳句・点茶・音楽・	別荘のある生活	高級家具・美術品のある生活	家事使用人を雇える生活
46年	34%	30	20	14	9	6	6	5	2	1	1
52年	43%	31	15	6	4	6	2	11	2	1	—
54年	50%	35	14	7	4	6	2	10	2	1	1

*46年、52年総理府「国民生活」調査、54.9S

ピアノ、カラーテレビ、ガス湯わかし機へと欲求の対象が高級化していることが一般的に指摘されている。
しかし、表-1によって、「将来はせめてこの程度の生活がしたい」と考えている内容を見ると、将来の願望を尋ねられているにもかかわらず、「食べるには困らない生活」や「家族旅行が気軽にできる生活」がしたいという堅実な希望を述べる人の割合が、四十六年以

降着実に高まっている。これは、各種耐久消費財が一応普及し、高度経済成長期におけるような旺盛な消費欲求がもはや生じ得ない状況にあることや、経済の安定成長への移行に伴い、実質家計所得の伸びが鈍化したこと等により説明することができよう。いずれにせよ、近時の「消費の個性化」や「モノ離れ」を一概に消費生活の高度化・多様化と言いつてしまうことはできないのである。





変わる国民意識

地域社会に対する 考え方の変化

四十年代後半以降人口移動が沈静化し、地方定住傾向が定着していることは、『建設白書』をはじめとして、多方面で分析・主張されている。これに伴い、年を追って、現在住んでいる町や地方に対して愛着を持っているとする人の割合が増えている(図-2)。また、仄聞するところ、団地におけるお祭りに代表されるようなコミュニティ内におけるイベントも年々盛んになってきているようである。

それでは、地域をよくするための運動への協力姿勢と人々の結束性の有無といった事項について、国民意識はどのように変化してきているであろうか。まず、地域をよくするために「協力したい」という人は、三十年以降常に八割から九割近くいる(総理府、毎日新聞社世論調査)。しかし、図-3によれば、「お互いに話し合って、この辺を住みやすくしていこう」ということは、何かきっかけさえあれば、すぐ話がまとまって動き出せるか」との問いに対しては、「なかなかそうはいかない」と答える人の割合が、三十年から五十二年の間に、三四%から六九%へと増えている。また、NHKの調査によれば、四十八年から五十二年の間に、住民の生活を脅かす公害が

発生した場合、「みんなて住民運動を起こし、問題を解決するために活動する」という人が三六%から二八%へと減り、「あまり波風をたてずに解決されるのが望ましいから、しばらく事態を見守る」という人が三%から三三%へと増えている。

図-2 居住地への愛着

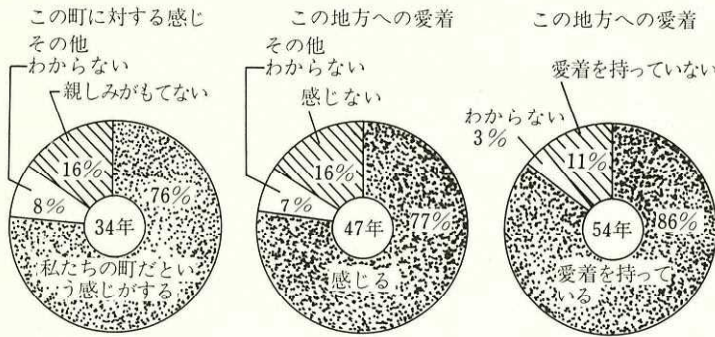
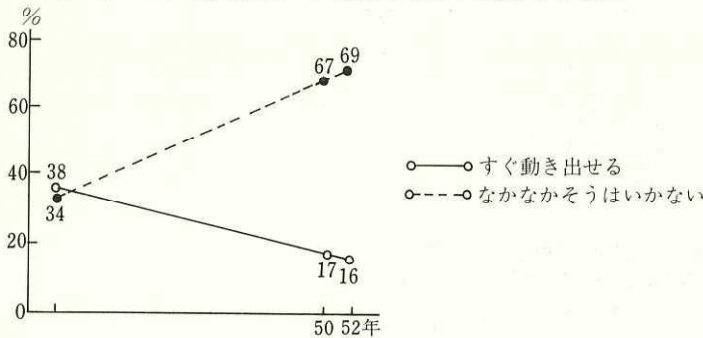


図-3 住民の結束性

〈お互いに話し合って、この辺を住みやすくしていこうということは、何かきっかけさえあれば、すぐ話がまとまって動き出せるか〉



これだけの事実から軽々しく判断することはもちろんできないが、地方定住の進展や、地域におけるイベントの興隆のみをもって地域社会が結束力を強めつつあるとはいえないのではないだろうか……。

図-4 年齢階層による意識

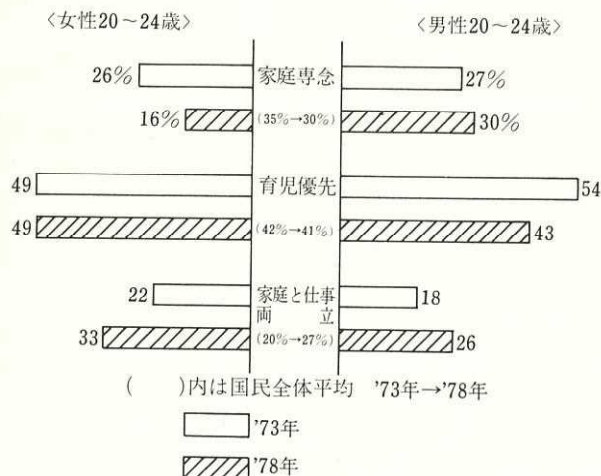
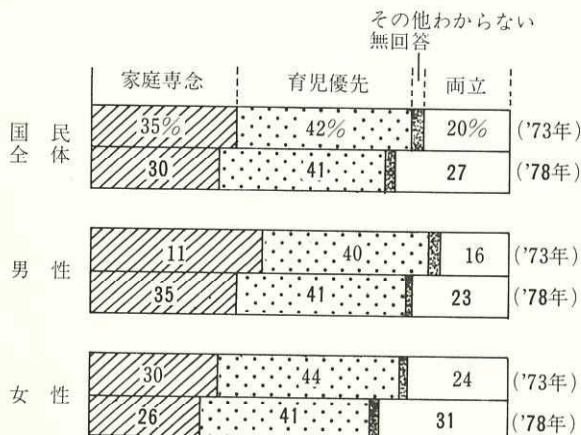


図-5 結婚した女性と職業 (国民全体, 男女別)



女性の意識変化

近年のわが国の経済・社会のサービス化に伴い、女性の社会進出(労働市場への参入)が著しい状況にあることは、すでに本誌二二号(一九八二年十二月)で紹介した。しかし、健康で明るい家庭生活を営むためには、女性の生理的現象からいっても、出産・育児といった仕事は回避できないことであろう。これら社会進出と家庭内労働といった一種の相対的な労働に関する意識の変化について述

べてみたい。

図-4は結婚した女性が職業をもち続けることについての意識の変化を示したものである。調査時点が七十八年と若干過去のものであることを加味する必要があるものの、五年前(七十三年)と比べると、国民全体でも男女別でも育児優先型が最も多い点に変化はないが、男女とも家庭専念型が減少し、両立型が共に七%増大している。その結果、女性では両立型が家庭専念型を上回っている。同じ意識について女性の二つの年齢階層で見たものが図-5である。二つの階層とも育児優先型が最多である状況に変わりはない。

若手層における家庭専念型の減少、両立型の増大といった傾向には、乳児一時預り所、幼児教育施設等の活用(三世代同居の場合、祖父父母に孫の面倒をみてもらうなど)を図りながら仕事を続けたいという意識の変化が反映しているものと思われる。また高年齢層においては育児優先の減少に対して、家庭専念型及び両立型は伸長している。この背景にはいわゆる「女性は家にいるもの」といった従来後の人生の長期化に伴う労働市場への(再)参入が著しい状況にも関連し、両立面を重視する傾向が顕著に現われているものと思われる。

ペンネームの由来



針 すなお

(漫画家)

自分の本名のほかに、ペンネームや芸名を持つというのも楽しいことである。

私は中学・高校時代、のど自慢狂であった。本名でステージに立つのも少々気がひけるので、たいていは偽名で歌を歌ったものだ。

「影山哲郎」「歌丸哲郎」の二つを、気分によって使いわけていた。両方とも本名の「高閑者 順（たかがわ・すなお）」とは似ても似つかない名前である。

当時尊敬していた歌手の藤山一郎さんの「山」と「郎」を意識してとり入れたのと、叔父の姓「歌丸」を拝借したものである。

漫画家を志して上京したのが十

九歳。運よくある小さな雑誌社の編集部にもぐりこむことができた。

そこで私は「東京漫画界」なるグループを結成した。毎号8ページをわれわれに編集部が提供してくれるというのだ。

メンバーは——佐賀すな平、東一郎、山田清助、谷田屯……などそうそうたる顔ぶれ？

ところがその実体は私一人。貧乏出版社では漫画を外注する予算がないので、架空の漫画家を何人もこしらえて私が代筆(?)するのである。

それぞれに作風を変えて描かねばならず、けっこうめんどうな仕事であった。そして思ったことは、

「人間一人の力というものはたかが知れてる。」

複数で力を寄せ合つて協同制作をやったらどうだろう。

絵は私一人でもいいがほかにアイディアマンが欲しい。

私は新聞の読者投稿コント欄(たとえば朝日の「かたえくぼ」など)の常連二人に声をかけてお会いすることにした。

「三人で漫画をやりませんか」という私の誘いに彼らも双手をあげて賛同した。

みんなアイディアを出し合い、一番いいものを探つて作品に仕上げよう。

積極的に各新聞・雑誌の新人漫画欄に投稿したり直接持込み(売り込み)しよう。

それには、まずペンネームを考えねばならない。

ありふれた名前ではつまらん。なにかおもしろいのはないかな。

パラパラと動物図鑑をめくつていたら「はりもぐら」なる動物がわれわれの目を止めた。

オーストラリアの山地に住むという。

これこれ！ 針でチクリとさすところなんぞいかにも漫画家らしくていいではないか。

三人で一つの人格「はりもぐら」の誕生は案外かんたんであった。

国内だけでなく、ゆくゆくは外国にも漫画を輸出して「OH、ジヤパンのハリモグラ！」と国際的な活動を行なおう、と胸をわくわくさせたものだ。

狙いどおり当初は三者三様のアイディアで守備範囲の広い作品ができて投稿に売込みに、かなりの成果が上がった。

しかし、三人が生活するほどの収入にはほど遠く、残念ながら間もなく空中分解・離散という結末になる。

私はそのまま「はりもぐら」を名乗るつもりであったが、当時先輩たちから「ぶざけすぎた。ペンネーム」の声が強く、最近ではモンキーパンチさんなどもいるけど泣く泣く断念して、はりもぐらの「針」に本名の「すなお」をくっつけることにした。

トリオのうち一人はサラリーマンに、もう一人の岡田光雄氏は現



話の広場

在クイズ作家の第一人者として活躍されている。

結果はどうであれ、若いころの夢いっぱいの日々——それが青春というものだろう。

電話相談にみる

悩めるサラリーマンたち

どうつかむ問題解決の道



西来 武治
(医事評論家)

かかった電話が六万四千件

私たち夫婦が自宅の電話(〇四六二・三一・三〇八九)を開放して、「ダイヤルフレンド」を名乗り、医療・人生相談を始めて十二年たった。

その間にかかった電話は六万四千件、記録の大学ノートがいま八五冊目である。当初はいいかげんな電話もあったが、現在は、私たち夫婦が自宅で、ボランティア活

あの「はりもぐらのころ」はいつしか私の中から薄れていつてしまったのではないか、いかんいかん、いかなあ——反省とあせりをおぼえる昨今である。

あ、「はりもぐらのころ」はいつしか私の中から薄れていつてしまったのではないか、いかんいかん、いかなあ——反省とあせりをおぼえる昨今である。

動としてやっていることがやっと理解され、自分で考えてどうしようもなくなると、私のところに電話してくるといふ真面目な、しかも深刻なケースがほとんどである。

相談の主は、四十代、五十代の主婦が圧倒的に多いが、最近の傾向として、登校拒否、家庭内暴力など、世相を反映するように、この種の相談が親からも子からもかかってくる。さらに、このごろ気になるのは、サラリーマンの心の

悩みにである。とくに多いのは、①上司とのトラブル―意見の相違 ②同僚との葛藤―出世争い ③仕事の内容―やりがいがない ④孤立―友人関係がうまくいかない ⑤転勤に伴う悩み―家庭問題 ⑥将来への不安 ⑦挫折感 ⑧自分の仕事が正当に評価されない ⑨忙しすぎる ⑩ミドルの疲れ など、サラリーマンなら、だれでも経験するようなことを相談してくる。

さらに、こうした悩みから生じる精神的な障害、アルコール中毒、心気症、心身症、神経症、うつ状態、分裂病と思われるケースも少なくない。

十人が十人、性格もちがい考え方もちがうので、ケース・バイ・ケースで、人をみて法を説け」である。

解決するのは、**自分自身**」

えらそうに、私が「ああしなさい、こうしなさい」というのではない。ある種の電話相談では、そのことを経験して、一日の長のあ

る人が、「ああしたらよい、こうしたらよい」とアドバイスしたり、忠告したり、また電話をかけるほうも、そんな答えを期待してかけてくる場合が多いが、そういう便宜的な相談相手になるのは、真の意味の電話相談ではないというのが私の持論である。

電話をとおして、人が人を救うなどという大それたことはできない。

たまたま、その電話をかけてきた人よりもかけられたほうが、人生経験がいくらか豊富で、その人生経験の豊かな人から、いろいろ話を聞かせてもらえば助かるというのかもしれない。しかし、それでは電話相談といえないと私は思っている。

電話相談にみる「救い」とは、かけたほうが救われるのではなく、かけたほうも、かけられたほうも、共に救われ、そして、共に成長することである。

すでに成長した人が、成長途上の人に何かを与えるのではなく、一緒になって、生きることの意味、生きる目的、生きざまを自分の間

すでに成長した人が、成長途上の人に何かを与えるのではなく、一緒になって、生きることの意味、生きる目的、生きざまを自分の間



題としてつかんでいくことである。人間が悩みに遭遇したとき、いちばん求めるのは、一緒にそばにあって、その困難や苦悩を聞いてくれる人ではないだろうか。そして、その困難や苦悩に打ちひしがれている人を、ありのままに受けとめてくれて、そのやるせない思い、どうしようもない心を共に感じてくれる人である。

それによって、その電話をかけた人は、自分の困難や苦悩を自ら背負い、あるいは克服していく力を自分の中に見出ししていくのである。

かけられた私が、その人に代わって、その問題を担ってあげたり、その問題解決のために奔走するというのではない。一見、それは冷たい仕打ちで、何のための電話相談と思われるかもしれないが、相談をしてきた人と、共に感ずることによって、その人は自分のいまおかれている状況について理解を深め、自らそれに立ち向かっていくことができる―というのが、電話相談の意義であると、私は理解している。

たとえば、上司とのトラブルにしても、みんなわるいのは、その上司のせいにして、自分は被害者になっている。その被害者意識が、愚痴になったり、ぼやきになったりして、本当の意味の問題解決に立ち向かっていけない。解決してくれるのは、まわりの人で、自分ではないと思っているところに根本的な間違いがある。そのことに気づけば、昨今の自分とはまったくちがう。今日の私をそこに発見することができるだろう。

ただ「いやだ、いやだ」と思ったり、何とかして逃れたいと思うのは、逃れることではなく、仏教でいう「執着」、執われているだけで問題解決にはならない。

心の疲れには運動を

職場のトラブル↓ストレス↓ノイローゼ↓不眠↓欠勤
 というのが、よくあるパターンだが、解決法はただ一つ。「体のことも、心のことにも気にしない。こだわらない。あるがままにまかせること。」

「出家とその弟子」の著者倉田百

●二十一世紀は、バラ色の社会だとオフコン・マニアは言った!?

★人間に一定の運動をさせたあと、ひとつのグループは緑地で休息させ、もうひとつのグループはそうでない場所で休ませた。すると、緑地で休んでいたグループのほうが、疲労回復が早かったという調査がある。

★ところが同じ緑色でも、オフコンのディスプレイを長く見つづけていると、白いものがピンクに見えることがあるらしい。OAの普及で、事務職の女子社員は目の前がまっくらになるかもしれないという話もあるし、音声応答システムは合成された声で白けるなど、コンピューターの話題は、このところでもカラフルだ。

★まさか、それを解決するために「みどりの党」が生まれたわけではなさそうだが、このピンク現象はアメリカでも起きているというから、ひよつとしたら先進諸国の未来は、おしなべてバラ色なのかもしれない。科学の神さまも、なかなか偶話好きのようである。

三も不眠の苦しみに悩んだ一人だが、その不眠も「もう不眠症で死んでもよい、なるようにしかならないのだから、眠れても眠れなくてもどうでもいい」と悟って、「眠れないと困る」というこだわりを忘れることにした瞬間、克服できたという。

口をサカナに気分転換をはかるのもよいが、夜のうさばらしより、朝五分間の体操のほうがよほど健康的である。

精神的疲れは運動、肉体的疲れは睡眠というのが疲労回復の原則なのだから、精神的疲れを眠つてとろうとしてもダメなことを知っておこう。

夜、赤ちようちんで、上司の悪

本書は、その表題通り「水」について、かなり広い範囲からのアプローチを行っている。それは、本書が一般読者に「水の開発や利用について、とくに水と人間をめぐる複雑ではあるが興味深い対話や葛藤の実態」を知らせ、「水についてより深い関心を持」つてもらうことを目的としているからである。そのため、本書のテーマは「主として水資源の観点から、水の成り立ち、存在、開発、利用についての基礎知識、重要な現代的課題、それらを理解するための視点」の紹介をするということになる。

この結果、内容からいえば、一面やや水工学的性格をもつことにもなったが、あくまで一般読者を対象としているため、手軽さ、分かりやすさ、親しみやすさに、かなり苦心している。たとえば本書の各項目（全三巻で各巻平均二百三十八ページ、四十三項目）は細分化され、一つの小テーマがすぐに読み終わられるようになっていくし、技術的事柄は、できる限りかみ砕いて説明されている。ま

た各項目のテーマの中には、読者がなかなか楽しめるものが差しはさまれている。これが一つの特徴である。

本書のもう一つの特徴は、その視点にある。「技術」的視点はいうまでもないが、本書を構成して

『水のはなし』
(I・II・III)
高橋 裕 編
技報堂出版
各巻1,500円



「水」のことを分かりやすく教えてくれる本

いる第二の視点は、「行政」的視点である。とくに「水資源」に係するテーマにおいては、現代のさまざまな行政の問題点、課題などが生々形で出されている。

以上二点が、本書の特徴といえ

るものであるが、以下ではごく簡単に本書の内容について紹介していこう。第一巻は、全三巻中もっともバラエティに富んでいる。その主テーマは「川」であり、日本の河川の特徴や現代の治水方式、さらにダムなどの各テーマにより構成されている。特に治水についていえば、いまままで主流を占めていた「高い堤防」に頼る洪水処理方法が、経済性、安全性などの点で現在、検討を迫られている点については触れ、ダム、遊水池、放水路など多様な洪水処理方法を組合わせた総合的な治水方式に転換されるべきことを力説している。その他本巻には、「お茶の水」の由来、「ノアの洪水と氷河」といったなかなか楽しめる「水のはなし」も集められている。

第二巻の主テーマは「上水」と「下水」である。前半は、上水に関する基本的事項のほかに、漏水、漏水および水道水の安全性などに関する上水のさまざまな問題点が記されている。また後半は、下水処理等に関する基礎知識が得られるようになっていく。

第三巻の主テーマは「農水」と「地下水」である。前半のテーマである農水は、「水田の水も蛇口から」、「現代の溜池―ファームpond」など、主として現代の農業技術や水資源問題との関係が記されている。後半は主として地下水と土木工学に関する「はなし」が集められている。

さて、以上各巻の内容をたいへん簡単に紹介してきたが、本書は全体で百二十七項目もあり、ここでは紹介できなかったおもしろい「水のはなし」がたくさんある。本書は前に述べたように一般読者を対象としているが、「水」の専門家にとっても得るところが十分にある。そして通勤電車のなかでも気楽に読める本である。

*

さて最後に読者の方にクイズを一つ。「聖牛」とは何でしょうか。「インドの牛」と答える方がありません。くわしくは本書を読んでその奇妙な名前の正体を確かめて下さい。



▲白井、西白井地区には、中高層住宅が建ち並び、もう22,000人が住んでいる。



▲千葉ニュータウンでは、いま中央を貫く百米幹線道路の建設が急ピッチで進められている。

報告

森と湖の田園都市 千葉ニュータウン をみる



千葉ニュータウン建設計画図

東京の東、千葉の北総台地に、いま巨大な街づくりがすすめられている。千葉県企業庁と住宅・都市整備公団が共同で開発している「千葉ニュータウン」だ。

その規模の大きさは、東京都と同公団が開発している「多摩ニュータウン」と肩をならべる日本最大級である。だが、どういうわけか、その存在は「多摩」ほどには知られていない。早春の一日、現地を訪れた。

のどかな田園地帯

千葉ニュータウンは東京都心から車で約一時間、意外と近い。東関東自動車道を千葉北インターチェンジで下り、国道十六号線をしばらく走って千葉・竜ヶ崎線に入ると、もうすぐニュータウンの中心部だ。

「中心部」とはいつても、いまは千葉県と同公団の事務局の建物がポツンとあるほかは、なにもない。ぼうぼうと広がる大平原だけである。だが、ここから西へ四―五^{km}の地域は開発がすすみ、すでに二万人が住んでいる。

さて、千葉ニュータウン計画は船橋市、白井町、印西市、印旛（いんぱ）村、本埜（もとの）村の、一市二町二村にまたがる二九一―三haの広大な地域に三十四万人のマンモスタウンをつくる計画である。

その広さは数字をならべただけでは分りにくい。東京山手線の内側の半分を想像していたらこう。

日本最大の多摩ニュータウンが三〇〇ha、三十三万人の計画だから、千葉ニュータウンはこれと一、二を争う大きさである。

その計画区域を空からみれば、東西に長く延びたトカゲの形にみえるに違いない。頭からシッポまでの距離は十七^{km}、これは東京・有楽町から川崎までの距離である。

都心からは二五―四〇^{km}圏にあり、ちょうど西の多摩ニュータウンと等距離にある。千葉市からは北へ二〇^{km}。

この辺り帯は「北総台地」と呼ばれる。だが、「台地」とはいえ、標高二〇―三〇^mの低い平地である。スギ、マツなどの森と畑がたんたんと広がっていて、土地の起伏がほとんどない。要するに、関東平野のまん中である。

そしてニュータウンの北には手賀沼が、また東南には印旛沼が満々と水をたたえている。利根川も近い。森と湖にかこまれたのどかな田園地帯である。

だが、この地域は、東京からの直線距離は近いにもかかわらず、開発がきわめて遅れていた。それは都心からの交通不便のせいだった。あるいは、東京の人は神奈川や中央線方面に住むことを好み、北東の茨城・千葉方面を「鬼門」として敬遠するふしぎな習性もはたらいていたの

かも知れない。

「一時は「立ち往生の大団地」

いずれにせよ、開発の遅れたこの地方を、マンモス団地として再開発しようという考え方が起った。それは先ず、千葉県庁からであった。

昭和四十年代のはじめごろ、千葉県は稲毛、検見川など海浜地区のニュータウンの建設に成功し、その技術に自信をもった。

従って、その技術を内陸部でも生かすことはできないかと考え、未開発のままより残されていた北総台地に目をつけた。「海から山へ」である。

昭和四十三年四月、県庁内に「北総開発局」が新設され、用地買収にのりだした。

印旛、本埜の両村は自ら県に働きかけて計画に参加しただけあって、その用地買収は順調だったが、その反対に、白井、印西の両町内では難航した。

そこでは「反対同盟」がつくられ、ムシロバタを立てて、百数十人が県庁に押しかけたこともあった。「農地を全部とられる。いまさらサラリーマンにもなれない」という不安と、買収価格への不満が入り混じっていた。

これに対し県は、地権者たちに代替地の提供や転業のあっせんなどを申し入れて説得し、用



白井地区には、中高層住宅がビッシリと。

地のほぼ半分の買収に成功。四十五年三月、早くも造成工事に着手した。

だが、ニュータウン計画の発表とともに地価がみるみる上昇し、これが後のちまでも計画の進展に水をさすことになる。

五十一年九月、宅地開発公団（住宅公団と統合、現在、住宅・都市整備公団）が千葉県に「ニュータウン計画に相乗りさせてほしい」と申し



千葉ニュータウンでは商店街がちよっと足りない。

入れた。
同公団はその一年まえに新設されたばかり。その初仕事として千葉ニュータウンに取り組みたいというのである。

そのころ千葉県はあまりにも大きすぎたこの計画をいささか持て余し気味で、計画の縮小さえ考えていた。

第一に、用地買収は七〇%あたりで行き詰ま

った。最初のころの買収価格は坪(三・三平方
尺)四千円ないし五千円だったが、たちまち地
価が上昇し、この値段で売ってくれる地主はい
なくなつた。
と、いって、すでに安く売ってくれた地主の手
前もあって、これ以上の価格を示すわけにもい
かない。

第二に、県の財政が逼迫(ひっぱく)し、ニ
ュータウンに新設するはずの県営鉄道のメドも
たたなくなつた。造成した宅地や公園、野球場

などは草ぼうぼうで、「立ち往生の大団地」と、
新聞などでたたかかれていた。

したがって、千葉県は公団の申し入れを了承
し、五十三年三月から共同で開発することにな
つた。

ニュータウンの青写真

さて、千葉ニュータウンの青写真のあらまし

を紹介することにしよう。

この最大の自慢は幅百尺の中央幹線道路で
ある。これがトカゲの形のニュータウンの頭か
らシッポまで、背骨のように東西に貫く。将来
は成田空港までつながる構想である。

百尺道路のまん中を高速鉄道が走る。その鉄
道の両側を高速自動車道が走る。さらに一般道
路も走る。これは他のニュータウンにはみられ
ない珍しい設計である。

この百尺道路はいま建設のまっ最中で、森や
畑を切り開いた荒削りの道路が延々と伸びてい
る。駅舎も建設中である。すでに鉄道車輛は発
注済みで、今年中にはレールも敷かれ、試運転
もはじまる予定である。

ニュータウンの中にはこの鉄道の駅が八つ設
けられ、各駅圏を中心とした町づくりが行なわ
れる。

一つの駅圏には二つ、ないし九つの「住区」
がつくられる。「住区」とは一小学校区を一単位
とする考え方で、人口でいえば約七千人ぐら
いのまとまりである。ニュータウンには全部で四
十一の住区がつくられる。

各駅圏の中心地、つまり駅の近くにはショッ
ピングセンターや公共施設が集まり、中・高層
の住宅が配置される。駅から離れたところには
一戸建て住宅をつくり、静かな住宅街にする。

「みどりの空間」もたっぷりとする。全面積の約
一五%の四三三haが公園・緑地で、その中には

白井地区では、子どもたちが楽しそうにブランコ遊び

一般公園七つ、近隣公園三十七、児童公園百三十四がつくられ、中でも中央駅一帯は百haの大公園になる。

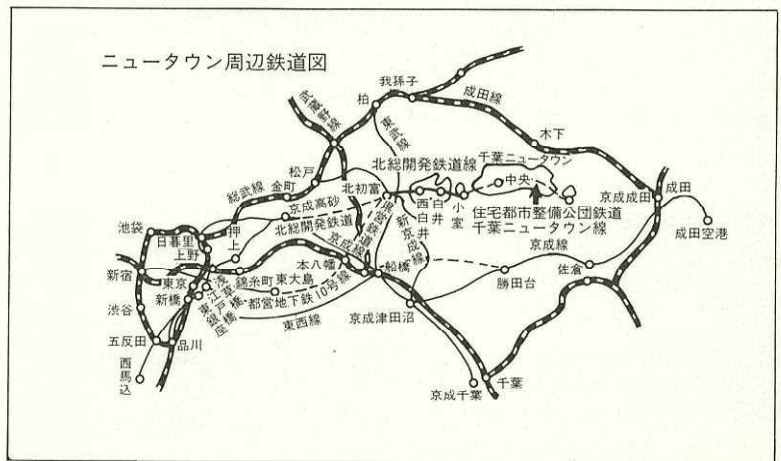
これらの公園・緑地は、ニュータウンの二^キほど北にある手賀沼と、三^キほど東南にある印旛沼と一体となるように配置され、緑道で結んで体系化される。森の中の小径を散策すると大きな沼に出る——「森と湖の田園都市」といわれるゆえんだ。

もう一つ珍しいのは、調節池が十六カ所もつくられること。これもオープンスペースとして大きな役割を果たすことになる。

これは雨水が一挙に流出しないよう、一たんここに貯えたのち、流量を調節して印旛沼と手賀沼に放流するもので、ここでボート遊びをしたり、魚つりを楽しんだりできるよう計画する。これだけたくさんの池がつくられることによつて、ニュータウンの風致は一段と向上する。

このほかの施設としては、小学校四十一、中学校二十二、高校十五、幼稚園七十九が計画され、すでに小学校四、中学三がオープンしている。医療施設として、ニュータウンの中央に総合病院を、一、二、七駅圏に地区病院を計画し、すでに白井地区の中央病院ができています。官公庁、銀行、ショッピングセンターなどは各所に配置される。

このように、いろいろな施設が十分につくられ、快適なニュータウンが出来るはずだが、こ



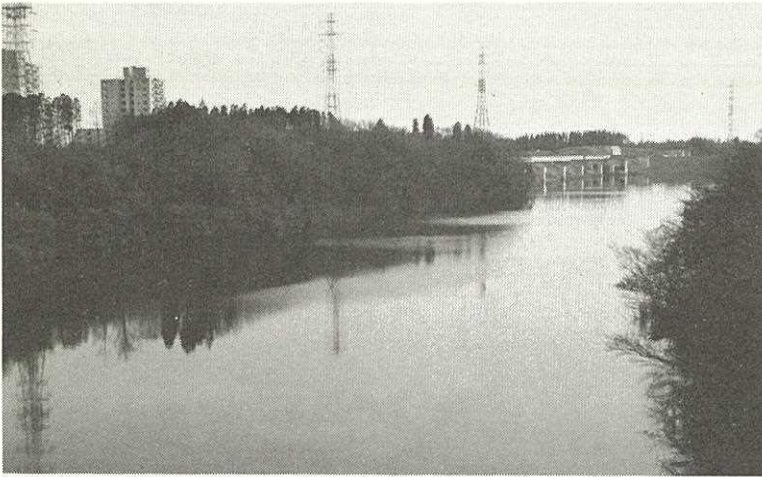
この生命はなんとといっても「足」である。交通不便なばかりに開発が遅れた地域だから、足の便がよくなるばかりかきり、どんなに立派なニュータウンができて、それは「陸の孤島」になってしまう。

では、交通はどうなるか？ 三つの鉄道路線が新設される計画がある。第一は、千葉県などが出資して設立した北総

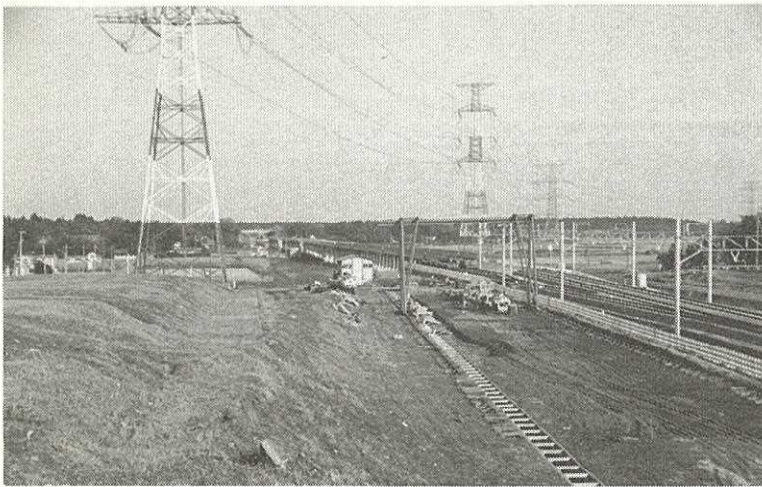


白井地区には中央病院もできた。

- 開発鉄道（株）が京成電鉄高砂駅からニュータウン内の小室まで二〇^キを開発する計画。
- 第二は、住宅・都市整備公団が小室からニュータウンの中を東西に貫いて印旛松虫まで十二・五^キを開発する計画。
- 第三は、千葉県が小室から本八幡まで十一・四^キを開発し、将来、本八幡まで延びてくるはずの東京都営地下鉄十号線と結びつける計画。



ニュータウンには調節池が16カ所もつくられ、これが景観を引き立たせる。



千葉ニュータウン自慢の百米道路では、公団の鉄道建設もすすんでいる。

このうち第三の計画は千葉県の財政事情もあって、まだはつきりしないが、第一の計画はその一部（小室―北初富七・九*）が五十四年三月開通、引き続き工事中である。また第二の計画も百回幹線道路と一緒に工事中であることは前述のとおりである。

さて、北総鉄道の一部開通とともに、千葉ニュータウンへの入居がはじまった。五十四年三月で、着工いらい九年ぶりである。

第一陣の入居者は千八百世帯、六一七十八倍の高い倍率を突破した人びとだった。

ほとんど東京のサラリーマンで、開業早々の北総鉄道と新京成電鉄で常磐線松戸にて、都心に向う。通勤時間は一時間弱、いまの首都圏としては、まずまずであろう。

だがもし、将来、計画中の鉄道がすべて完成すれば、都心へ四十五分前後で直結されることになり、千葉ニュータウンはにわかに脚光をあ

びることになるだろう。それまでは少々不便でも、いまの松戸経由でがまんするほかはない。

開発の早くすんだ西白井、白井、小室地区には、いま二万二千二百人（六千二百戸）が入居している。千葉県営住宅と同住宅供給公社、それに住宅・都市整備公団の賃貸あり、分譲あり、高層あり、一戸建てあり、である。

もう四年もたった庭木は成長し、落ち着いた住宅街を形成しつつある。

学校、幼稚園などのほか役場、郵便局、銀行の支店、病院なども整備されている。ただ商店が少く、買物は不便のようだ。だが、スーパーの入る大きなビルが建設されつつあるから、その不便も間もなく解消するだろう。

千葉ニュータウンは千葉県が開発にとりくみはじめてから今年で十五年。三十四万人の計画のうち、いまようやく二万人が入居したところである。

すべての計画が完成するのはさらに十一年先の六十八年度の予定で、なんとも息の長い街づくりである。

その完成のころは二十一世紀の息吹のきこえるころである。人びとの価値観や生活様式は今後も変化することだろう。

そのような変化を織り込みながら、千葉ニュータウンを、新しい時代の人間生活に適した立派な街につくり上げてほしいと思う。

街づくりを考える

第19回 引佐町（静岡県）

元引佐町農協
生産部長

財地域開発研究所
研究計画部長

野沢昌郎

松村光雄

老荘思想を源泉として

松村 もう五年ほど前になりますが、ジュリストが「全国まちづくり集覧」という特集をしたことがありました。そのなかの「銀葉アカシアの村」という野沢さんの文章を読ませていただいたのですが、大変ユニークな街づくりといえますか、村づくりをなされておられます。

今日は、まずそのユニークさがどこから出てきたのか、そこるところから、お話を伺えたいと思います。

野沢 おやじが、昔、農会の技手をやっておりました関係で、私は幼いころ、おやじに連れられて、村を回り、山を歩き、農業の話聞き、家畜の世話をしたりするのを見ながら育ってきました。そんなおやじの仕事ぶりを見て、私は楽しく思ったし、生き生きする感じを覚えたのは確かです。

その後、おやじは、私が小学生の頃でしたが開拓団として満州へいき、自分の理想とする農業をうち立てようとした。しかし、もう、これで立派に出来上ったと思ったとたん、終戦になってしまった。なにしろ満州の黒竜江省の奥の方でしたから、ソ連軍がすぐ入ってきた。それで、おやじ、サムライ型の人だったもんで、割腹自殺してしまっただけです。

松村 現地ですか。

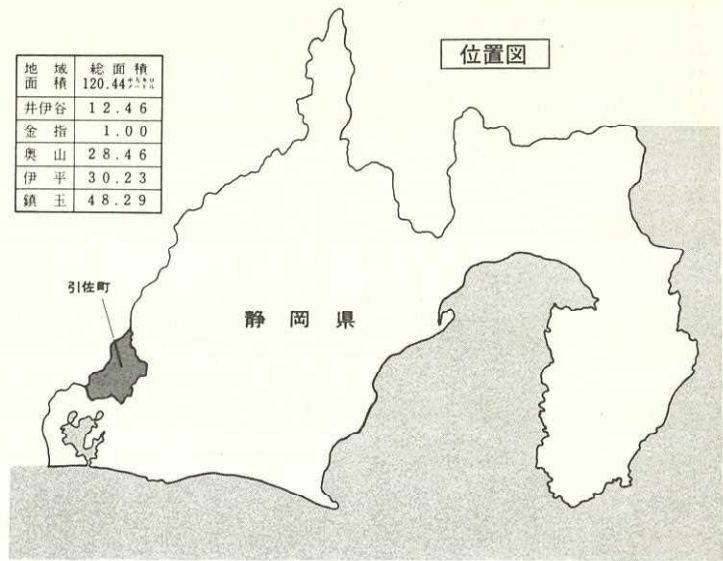
野沢 そうです。終戦の年の九月のことでした。何か真剣に考えて満州に渡ったんですね。今思えば、おやじが、日本で、そして満州で農村生活のために命を賭けたのは、農業で生きる農村農業の繁栄であり、また農業生産による豊かな村づくりだったのだと思います。

松村 野沢さんが中国思想に興味を持たれたのは、どういういきさつからでしょうか。

野沢 中国思想、そうですね、結局なぜそんなものに入ってしまったのか、どういふところで気が付いたのか分らないわけですが、十七、八才の時に、武道の学校が好きだったもんで、漢文を勉強せにやいかんで、それにくっついてるうちに孔子を知るようになって、儒教に入ってしまったわけです。

でも、何かどこか自分に納得できないものがある。そうしているうちに、老荘思想に入ってしまったわけです。で、それに、こっぴどい、いや、取り付かれたと言った方がいいですね。

位置図



そして一方では、道というものに興味を持っていた。そんなことで、哲学的な研究に入ってしまったわけです。

いろいろと追求していくと、日本の神道にしても、道にしても、老荘思想がないと説明できないものが、たくさん出てきてしまうわけです。例えば、家内安全を願うお札（ふだ）だとか、つまり、自分の願い事をお札（ふだ）だとか、つえ方なんかは、全部老荘思想から入ってくるわけです。

松村 村づくりということでは、どうつながってくるのでしょうか。

野沢 荒神様だとか道祖神なんていうのは、村をつくっていった一番元になるものなのですが、これらも老荘思想から入るんですね。村づくりの元なんです。

一口では言えませんが、一番の原点をさぐっていくと老荘思想にいきついでしまう。

松村 野沢さんは、日本文化を語る時に、「ひらがなの心」ということを言われますが、これはどういう意味ですか。

野沢 日本の場合は寄り合い所帯なんですね。

日常生活のなかで育てられてきたもの、そういうものは、いろいろと混沌とした流れのなかで受けとめて、それを噛みくだいているうちに一つのものになってくる。そういう感じなんです。西洋みたいに最初からきちんとした原理があるわけではなくて、噛みくだいているうちに流れが出て来るわけです。つまり、それだけ柔らかさがあるというか、柔軟な姿勢がある。それで、「ひらがなの心」という考え方になったんです。

日本人は、上から流れてくるものは、割合と簡単に受け入れてしまう。しかし、いろいろとやっているうちに、どうも納得の出来ないことが出てくる。するとそれに反発して、その後でちゃんと受け入れるんですね。ですから、ほんとうに分ってくるわけです。

明治時代の日本人の生き方にしても、また蘭学や仏教、儒教のとり入れ方にしても、そういう何か一つのパターンがあります。そのパターンと、日本人の底に流れているもの、それらはどこで合流するのだろうか。そういう観点から村を考えていくと、村がどういうふうに出来上ってきたのかを追求していくと、どうしても老荘思想がないと説明できないんです。

緯度農業論に基づいた自然植生栽培法

松村 以前、栃木県の粟野町の商工会議所のかたから、どこか視察に行くのにはいい所はないかという相談を受けまして、実は私、引佐町を紹介させていただきました。視察が終わった後で、そのかたが「実にすばらしい農業を引佐町はやっている」と、大変驚くと同時に、うらやましがっておられました。

これは、もう言うまでもありませんが、引佐町と言えば、花木の産地であり自然植生栽培法で大変有名ですが、少し詳しくお話しただけではないでしょうか。

野沢 自然植生のお話をする前に、「緯度」（土地柄）について説明をしておくことが必要かもしれません。

日本は小さな国だと言われます。たしかに面積の上からは、世界の国々のおよそ中あたりの小さな国ですが、土地柄から見れば大きな国な



野 沢 昌 郎 氏

のです。

その理由を考えてみると、二つの特徴があげられます。第一は、日本が南北つまり緯度の方向にそって大変長く伸びた孤状の島国だということです。第二は、山地が国土の大半を占めているため、変化に富んだ気候をつくりだしているという事実です。日本は、緯度にして二二度、約三千キロにおよぶ領域を持っているわけで、日本の何十倍もの面積を持っているアメリカなどと比べても、南北の広がりという点では、同じ程度の土地柄を持っているということなのです。

ですから、日本という国の特異な農業的事実をしつかりと見つめて、宝を掘り起こすべきだと思っわけです。農業にとつては、気候の変化をうまく利用して、適地適作をおこなうことが非常に重要になるわけなのです。

例えば、気象温度にしても、たんに平均値だけを知っても何にもならないわけで、限界値が大変強くはたります。ミカンを考えてみますと、年平均気温だけではなくて、冬の低温に左右されるわけで、マイナス五度が続けば枯死し

国土の南北の広がりと面積



米国=北緯25°~49°・西独=北緯48°~53°・日本=北緯24°~45°30'

てしまいます。また山林が育つためには降水量が多いことが必要ですが、その他に、日照、地形、土壌、地下水位などに影響されますから、そのような環境による違いを十分に観察しないと、失敗してしまいますね。

松村 まさにコロンブスの卵で、言われてみるとあたりまえの事実ですが、日本の農政のなかでは、なかなか理解されていないようです。

農業のことは、誰もが分っているようで、実は本当には分っていないことが、あまりにも多い。**野沢** その通りです。

気候、風土にもっとも適した作物を栽培すれ

ば、作物も、あまり手間をかけずに生き生きと成育します。これがまさに農業環境だと思っんです。無理して作るより、自然に出来るものを、土地柄から、そして作物柄から学ぶべきですね。農業環境を丹念に調べてゆけば、部落ごとに、稜線ごとに、田畑の土地柄が違うことがわかってきますし、また、食べどき、売れどきの違いまでわかってきます。農業の勝負は、こういうことの発掘ではなかったかと思っわけです。

引佐町の、ミカン地帯別出荷の成果もそこにありますし、花木、枝物栽培のヒントもそこにありました。まさに、これが自然植生栽培法と呼ばれているものです。

松村 引佐町では、それこそ段々畑ふうに、山肌極めて多くの種類の木々が植えてあります。実に驚きました。

野沢 南部はミカン、北部は茶の産地ですが、「むら」全体にわたって花木、枝物が散在して植えてあります。北部のキンポウ、南部地帯のユーカリ、銀葉アカシアなどのできぐあいを調べれば、自然植生の区分が実にはつきりしています。

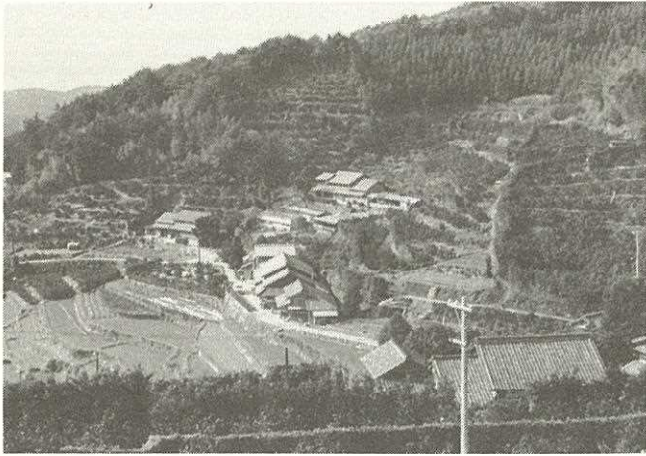
これらの花木、枝物は、オーストラリアが原産地ですが、立派に導入されて育成され、引佐の宝となっています。たしかに北半球と南半球の違いはあつても、農業緯度の面から考えれば導入できないはずはないわけです。なんとこれも重要なことは、導入植物のすみ場所の発掘

と同時に、使い分けの努力でしょうね。

松村 実際には、植物を導入する場合、どうするわけですか。

野沢 植生を類推するわけです。そして相似のなかに相異を見い出すように努力します。

土地柄に合った作目で、小さな田畑を大きく使い分ける農業経営こそ、日本農業本来の姿だと私は思いますね。事実、このような花木、枝物は、おじいちゃん、おばあちゃん、そして子供でもできるわけで、引佐町では、東京方面に七割、大阪方面に三割を出荷して、かなりの収



引佐町では段々畑ふうによく多くの種類の木が植えてある。

入をあげています。

女性型農法と男性型農法

松村 今、日本の農業は大きな転換点にきています。その点で、野沢さんはいくつものユニークな発想をお持ちのようですが、その一つとして、女性型と男性型という二つに農法を分けておられますが。

野沢 欧米型の農法と日本型の農法は、まったく違うということ、まず理解しなくてはなりません。

欧米では、土地を耕せば直ちにそれが農地となります。また休耕は即、地力の回復を意味します。しかし、日本の土地柄では、少しでも土地に手を抜けば元も子も無くなってしまいうし、休耕は荒廃を約束する土地柄なんです。

つまり、日本の農業は、土地の生産性は高いけれども労働生産性が低いと言われます。その理由は、欧米の農業は、畑に種子をまけば、後は収穫まで作業なしでいける土地柄なのですが、日本の農業は、種まきから収穫までの間に、中耕除草、追肥、病害虫防除というように、手を抜くわけにはいかないわけです。手を抜けば収穫皆無となってしまふ。日本の農業のように手間のかかる農業は世界に類がないのです。

ですから私は、このように手間のかかる日本型の農業を女性型農法と呼んでいます。つまり、

農業自体が手法型であって、赤ちゃんの育成に手が離せないように、世話をしなかつたら、雑草に負け、病気に負けて、何一つ実りを得ることが出来なくなってしまう。日本の農業は園芸だとよく言われますが、それは、丹念さ、こまやかさという室内手法にあるからなんです。

私は、このような日本の女性型農法の対極にあるものとして、欧米型の農業を男性型農法と呼んでいます。

松村 そうしますと、日本農業の問題点はどういうことになりますか。

野沢 農政の基本は、農民、農家の立場に立つてこそ、本来の意味あるものになるはずなのに、ものまね生産近代化論、つまり欧米の男性型農法を日本にそのまま持ちこんでしまった。これが最大の問題です。高能率、高所得という目的のために、装置化、システム化をやってみたところで、工業生産ならともかく、農業生産にはまったくナンセンスなんです。

農村のよさを忘れ、都会のまねをして、農村、農家の持っている山の幸、里の幸を放棄してしまっている。プロパンガスを使いながら、薪の処置に困っている農家に誰がしてしまったのか。都会の人と同じ生活をしようとすれば、都会資本に負けてしまい、みずから破壊してしまふことになります。

松村 農業の国際分業論については、どうお考えですか。

野沢 それくらい危険なものはないですね。食料の国際分業はドムシのよい話はないですよ。日本は経済がよくなったので、なんでもお金で買えると錯覚してしまった。そして農業のなかで、自分でつくる工夫、創造する精神をなくしてしまった。これくらい恐ろしいことはない。

これからは、忘れさられている自然循環の成長の論理にたしかえることが必要です。そしてもう一つは、農家喜んで農産物を作り、自らの市場に、手ごろな形で出荷が出来、自分らの値段で、取引き出来る仕組みを確立することです。農産物が自給循環再生産できない農業なんて片輪ですよ。

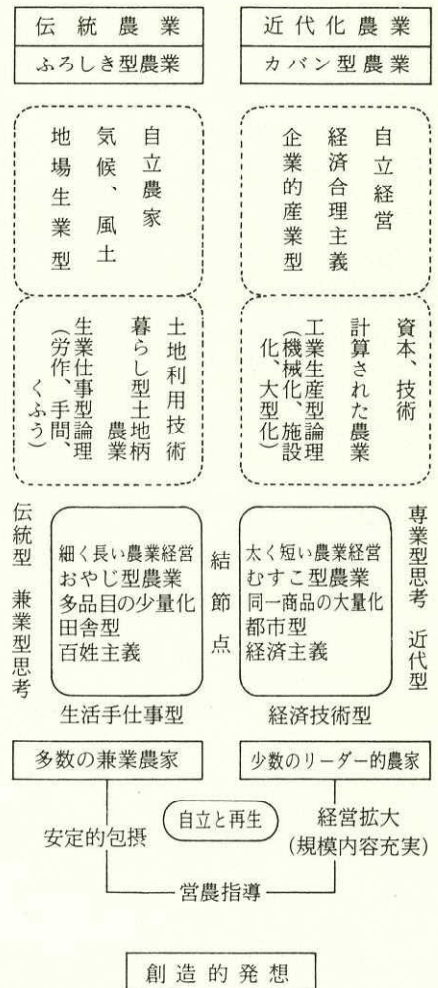
そして、日本の農家の生活をよくするには、先ほども言いましたが、まず土地柄を生かすこと、この土地柄の多様性を作目柄で生かす。最後に作目柄を生かすには、人柄が必要です。日本の農業にとって最も重要な課題は、これら三つの創造教育活動でしょうね。

新しい村づくりを求めて

松村 これからの農業を考えるにあたって、野沢さんの言われる「ふろしき型発想」というのは興味深いですね。

野沢 私が農業に必要な発想として、ふろしき型と言っているのは、「カバン型」との対比で言っているわけです。

ふろしき型とカバン型のまとめ



カバン型というのは、工業技術を考えてくればわかりやすいと思います。つまり工業技術の場合、技術の適用目的が集約化、普遍化、特化されています。そして技術をどのように適用するかは専門の人間集団が決めるので、計画的で、画一的で、巨大化しやすく、多くの人々の手に負えないものとなってしまふ。

しかし農業の場合には、工業のように自然や人間を抜きにした発想には立てないのです。農業技術を考えた場合、それは、使う人間の身近にあるという手ごたえが必要なんです。つまり子供からお年寄りまで誰にでも使い易く、使うのに多くのエネルギーや資源を消費したり、廃棄物を発生しないこと、小型で軽量で人力で持ち運びができること、安全で熟練を要しないこと、こういった多様な目的に対応できる条件

が必要なんです。ですから、これをふろしき型と名づけたわけです。

農業では、それぞれの地域の独自性に対応した土着技術としての性格を失うことはできません。その地域の土壌、地形、水、植生、年候や気象変化など、地域資源に依存し地縁技術に基づいて農業はおこなわれなければならないので、まさにふろしき型なんです。

松村 先ほど、人柄というお話が出ましたが、村づくりを進めるにあたって、どのようなことが必要でしょうか。

野沢 むらは、そもそも寄り合い所帯ですから、出会い、ふれあい、語り合いが必要なんです。そして、寄り合い、かかわりあい、助け合いという、あいの連帯意識の自立互助運動が必要です。農業に本物を見い出せなくなった原因も、

これらがなくなってしまうからではないか。私は、これらをとりもどす運動として、ふれあいに育つ三あい運動を実践しています。

なにしろ、誰かがやりはじめなければだめです。そして、まず、少ない人数でよいから相性のあう人と仲間をつくることでしょうね。

松村 嫁不足など、青年たちにとっての問題は何がありますか。

野沢 若い人たち、まあ若い人たちだけではありませんが、経済性だけしか考えないという人が多すぎます。

また嫁不足の問題ですが、確かに問題ではあると思うのですが、私はむしろ、あらためて考え直さなければならぬのは、むしろ武者修業をしてきた青年を迎える「むこ様対策」ではないかと。いわばヒトリザルのな開拓精神の持主を迎える対策ですね。村発展のためには、これ

が必要だったのではないのでしょうか。

松村 それは、おもしろい発想ですね。確かにそうかもしれません。

最後に、何か国なりに望むことはないでしょうか。

野沢 この狭い国土に、まだ未耕地として残っているところがあまりにも多すぎるのではないかと。それにはそれなりの理由があると思います。今後は、山野開発の手ぬかりを、国の問題として考える必要があります。なぜ、もっと畑作開墾の事業に取り組まないのだろうか。不思議でなりません。

松村 山野開発あるいは山林開発ということだと思いますと、引佐町に来てみて驚いたのは、どうみても土壌のよさそうではないところまで、花木が植えてあることでした。

野沢 土壌が悪いところほど、新しい品種の花

木が育つんです。そして山の北面で陽があたらないところほど、時間をかけて成育しますので、かえっていい色合いが出たりします。

松村 まさに利用しだいでは、有効に使えるわけですね。

野沢 そうです。まさに庭園づくりだと思っんですよ。そういう意味では、鎮守の森が参考になりますね。陽があたらない場所にも、それなりの植物が生きているし、それに、実にさまざまに植物が生きているでしょう。

松村 これからの日本にとって必要なのは、国土の庭園化かもしれません。その際に鎮守の森が参考になる……。

今日は、ほんとうに貴重なお話をありがとうございました。

●だんわ室

●なんのためにみんなが心を開くべきか 83年

★10月時点で、日本では、完全失業者が一九九万人になったともいう。欧米の失業率は10%のかわいられているが、アメリカの黒人だけに限ると、50%、つまり二人に一人は失業し

ているという話もある。

★さる鉄のトップメーカーも、管理職の給料を10%カットしはじめたというし、商社も銀行について「冬の時代」なのだそうだ。

★そんななかで、世界コミュニケーション年としての83年がやってきた。いったいどんなことをやるのか。たぶん、通信技術のめざま

しい発達を中心としたところに視点がおかれたいものになるだろう。

★コミュニケーションが、心を開いて互いを理解することだとしたら、いま急速に活力を失いつつある世界の国々のあいだで、戦争などを起こさないですむような話し合いを、ぜひしてほしいものだ。

諸外国の

都市再開発と住環境整備

日 端 康 雄 (筑波大学助教授
東京大学助教授)

今回は、外国では再開発、あるいは住環境整備をどういうふうに行っているのか、できるだけ日本の問題を考える一つの鏡として、お話し申し上げようと考えております。

わが国は、都市計画全体あるいはほかのさまざまな問題について、欧米の政策をいろいろ学ばれていることがここ百年、近代日本になってからずっとあるわけで、再開発問題も例外ではございません。

再開発というのは、特に戦後、政策として大きな飛躍を遂げ、いわば、二〇世紀の大体三分の一ぐらいの間に都市問題、特に都市への人口集中、モータリゼーションの進展、経済活動の場としてのいろいろな状況の変化などを各国がかなり同時代的に経験するということが目立っ

イギリス

イギリスには再開発の二つの法体系、一つは、都市計画法系列で行っている再開発政策、もう一つは、住居法という法律に基づいて行う再開発政策があります。

都市計画法系列の再開発

まず都市計画法の系列の再開発政策で非常に特徴的なことをいくつか申し上げますと、まず一九四七年にできたイギリスの「都市及び田園計画法」という法律は、さまざまの意味できわめて革命的な都市計画制度です。何が革命的か

てきております。とりわけ、いろいろな国が自分の国の再開発問題の政策を考える際に、たとえば、イギリスがドイツのことを研究するとか、アメリカがイギリスを研究するとか、そういうことが多く見られるわけです。

再開発の問題で、最近では特にヨーロッパとアメリカで共通の非常に深刻な問題は、インナーエリア、要するに、都市の、特に古くからの内都市街地の経済的な活力の衰退が同時に、社会環境の劣悪化を招いている。そういう市街地をどうするかということです。

そういうことも含めて、共通点と相違点をこれから見ていこうと考えております。まず、戦後の各国の再開発政策の主なイベントを年表式に比較します。

というと、この都市及び田園計画法の成立と同時に、個人の土地所有権が決定的に、その利用について公的制約を受ける。もっとイギリス流の表現をしますと、要するに、開発権の国有化という土地改革を同時に伴っているわけです。

もともとイギリスという国は、土地は女王陛下のものという国民意識があつて、ロンドンをみても、土地を所有している地主は非常に数が少ない。大体、地主はもとが貴族で、貴族は女王に帰属していたわけですから、もともと、土地所有権が日本のように絶対的なものだというふ

各国の戦後の都市再開発政策の概要

年	1945	1950	1955	1960	1965	1970	1975	1980
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> 1875公衆衛生法 建築条例 スラムクリアランス (1980)労働者住宅法 1936高密度居住基準 	<ul style="list-style-type: none"> '47都計法 C.D.A. 	<ul style="list-style-type: none"> '49居住法 スラムクリアランス ナイトタウン方式 ニュータウン 	<ul style="list-style-type: none"> '54居住法 除却延期 '57居住法 スラムクリアランス 居住不適格基準 	<ul style="list-style-type: none"> '62都計法 タウンセンター '64居住法 I.A. G.I.A. '69居住法 H.A.A. P.N. I.A. 	<ul style="list-style-type: none"> '68都計法 '71都計法 '67都市アミニティ法 (保全型再開発) アソシエーテッド '74居住法 H.A.A. P.N. 	<ul style="list-style-type: none"> '76 Inner U. Areas Act '79 	<ul style="list-style-type: none"> 地区計画 総合再開発モデル (やわらかい再開発) 都市再開発の方針
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> 1937住宅法 1941住宅衛生法 	<ul style="list-style-type: none"> '49居住法 スラムクリアランス ナイトタウン方式 ニュータウン 	<ul style="list-style-type: none"> '54 地区再開発 地区修復 地区保全 コーカス・プログラム-G.N.R.P. ('56) 再開発の物的総合化 	<ul style="list-style-type: none"> '56 C.R.P. HUD成立 連邦再開発政策批判 	<ul style="list-style-type: none"> '66 Demonstration Model Cities P. 集中的住居条例執行事業 '74 コミュニティ開発法 プロダクトラント 	<ul style="list-style-type: none"> '71 S.B.a.u.F.G 社会計画 再開発 Wooload G (修復型再開発への関心) 	<ul style="list-style-type: none"> '76 B.B.a.u.G 改正 '77 再開発 Wooload G (修復型再開発への関心) 	<ul style="list-style-type: none"> 再開発の非物的傾斜
西ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> 1875プロイセン建築法 	<ul style="list-style-type: none"> (戦災復興) 	<ul style="list-style-type: none"> B.B.a.u.G F. plan's S. Gebiet 指定 	<ul style="list-style-type: none"> '62 不動産修復法 保全地区 (リハビリテーション) 	<ul style="list-style-type: none"> '67 土地基本法: S.D.A.U (POS) 	<ul style="list-style-type: none"> '76 O.P.A.H 住環境改善 P.N.D 容積原始取得制 	<ul style="list-style-type: none"> '76 B.B.a.u.G 改正 '77 再開発 Wooload G (修復型再開発への関心) 	<ul style="list-style-type: none"> 再開発の非物的傾斜
フランス	<ul style="list-style-type: none"> 1913 歴史的記念物保全法 1919 1924 1943 	<ul style="list-style-type: none"> S.21 特別都計法 	<ul style="list-style-type: none"> S.27 耐建促進法 S.29 区整法 防火帯 	<ul style="list-style-type: none"> '58 都市再開発基本法 スラムクリアランス 評 	<ul style="list-style-type: none"> S.35 住宅地区改良法 S.36 特定街区市街地改造防変街区 (再開発三法) S.43都計法 S.44再開発法 	<ul style="list-style-type: none"> 住環境モデル 地区計画 総合再開発モデル (やわらかい再開発) 都市再開発の方針 	<ul style="list-style-type: none"> S.2 不良住宅地区改良法 T.8 田都計法 市街地建築物法 	<ul style="list-style-type: none"> (戦災復興)

研修シリーズ

うな社会的通念はそれほど強くなかったわけですが、それを第二次世界大戦を契機に公有化してしまった。つまり、所有権というものは存在するけれども、その利用については、公的な制限がある。全く個人が自由に土地を利用したり、開発したり、変換することができなくなったわけです。

イギリスのさまざまな再開発を含めた都市計画制度は、そういう土地改革の上に成立しておりますので、やり方はいろいろな面で、きわめて合理的にできている。

再開発というと、その法律制度の中でCDA（総合開発地区）が生まれたわけですが。これは新開発にも適用されます。区域は、小さくても五〇〜六〇ヘクタール、標準数百ヘクタールというきわめて大規模な区域指定をして、その区域の中に総合的な計画を立てて、その総合的な計画を実行するために、ごく一般的な計画の目的遂行に土地収用権を使うということが認められたわけですが。

これがどういう意味で重要なことかと言うと、たとえば現在の日本では、周知のように、公共団体が収用権を使うためには、土地収用法にどういう場合に使えるかという細かい規定があつて、その考え方の背後にあるものはきわめて素朴な公共性理論です。たとえば、大きな道路を通すということが即公共性の裏返し表現になつており、そういう場合に収用権は使える。しかし、たとえば団地をつくるために収用権（もちろん一団地の住宅施設という特殊な制度があ

りますけれども）は使えないわけですね。ところが、計画があるということだけで収用権が使えるというところが、このCDAの制度のきわめて画期的な部分です。

こういうような制度が、戦後ずっと運用されたわけですが、イギリスは合理的にやる半面、非常にテンポののろい国で、一九六〇年代になりますと、CDAに指定した区域は、ロンドンで八カ所あつたわけですが、なかなか事業が進まない。やはり計画で一たん決めますと、これは恒久性のある性格ですのので、二十年も前につくった計画が現実社会に合うのかどうか、を考えますと、当然その計画の変更をしなくちゃいけない。ところが、いま申し上げましたように、国民あるいは地主から開発権を国が奪っているわけですから、余りイージーな考え方で計画を変更するということは、世論の非難を浴びる大きな原因をつくることになるわけです。

そこで、特に六十年代に入りますと、都市の中心部が非常にダイナミックな経済活動をめざすということが起こりました。そういう都市の中心部については、CDAとは別に、「タウンセンターマップ」(都市の中心部を対象にした都市開発方針といったような性格の任意の計画)をつくつて、都市の中心のダイナミックな変化に対応しようという動きが出たわけですが。

この「タウンセンターマップ」、センターを除きますとタウンマップ、これがイギリスで言う法定都市計画図です。もちろん内容は似て非なるものですけれども、日本で言う用途地域制の

図面のようなものをタウンマップという。それは同時に、もう一つ、五年以内、五年から二十年の間、二十年よりもっと先というふうに着手する時間の段階性を記載したプログラムマップという計画があります。その二種類の計画が、イギリスの都市計画の図面であつたわけですが。

四十七年法から二十年たつた一九六八年には都市計画制度が大改革され、再開発は、従来のCDAとか、タウンセンターマップは廃止しまして、新たに従来のいろいろな動きを統一した「アクションエリアプラン」をつくつたわけですが。

アクションエリアというのは、再開発だけではなく、新開発も含むのですが、十年以内にその区域の土地利用を大転換するという政策意図をもくろんだ区域です。このアクションエリアという区域を、まず都市の全体計画の中で指定をして、次に具体的な事業方針にかかわるアクションエリアプラン、図面のスケールで言うと、千分の一から、二千五百分の一ぐらいの、建築的な内容まで記載した計画として決定するということになつたわけですが。

それから、もう一つイギリスの再開発政策の中で重要なことは、一九六七年に都市アメニティ法 (Civic Amenities Act) ができまして、都市の中で、特に歴史的な価値、建築的な価値の高い建造物がある程度集中しているような区域については、保全地区という区域を指定して、その建造物自体、そして保全地区全体の環境についても、国の助成等を含めて、保全、修復の

措置をするという政策が生まれております。

それから一九七九年に、「インナー・アーバンエリアズ・アクト」(Inner Urban Areas Act)という法律ができました。これが冒頭に申し上げました、イギリスにおける内部市街地の経済的、社会的衰退問題をどういうふうに取り扱うかという制度です。

まず、この制度の適用を受ける都市の指定を受けて、その中でさらに区域の指定を行うわけです。その区域を「インブループメント・エリア」(Improvement Area)、改善地区という名称で呼んでおります。その区域の工場の建物をリハビリテーションしたり、新設したり、あるいは工場の再開発をする際に、政策ローンを受けられるという制度です。これは厳密には都市計画法ではありませんけれども、いわば都市計画法の体系の中である制度です。

住居法系列の再開発

それに対してもう一方のイギリスの大きな流れは、住居法の系列です。イギリスの住居法の再開発というものは戦後はドイツとの戦争でかなりの住宅、都市環境が破壊されたので、まず戦災復興です。そういう戦後の特殊な事情以外に、イギリスの住居法の非常に重要なことは、住居基準を決めているということです。

結局、国民が住む住宅の最低水準を法律が決めておりまして、水準以下の住宅については、公共団体及び家主が改善する義務があるわけです。当然、強制という以上は、かなり手厚い国

の助成を受けることができます。これは実は膨大な行政需要になりまして、最低水準以下の住宅に対しての手当が市町村にとってきわめて過大なロードになります。

最低水準以下の住宅が、二戸以上集まりますと、クリアランスエリアという指定をして、その住宅は全部除却をしなければいけません。そうしますと、大変お金もかかりますし、それから当然住んでおりますから、社会的な面の手当もあるということ、いわゆる普通の住宅の再開発として大変厳しい仕事になるわけです。

そこで比較的良好な住宅は、「除却延期」ということで、クリアランスを延ばそうという政策を一九五四年から始めたのです。つまり、まだまだ使えるというような場合に、住宅を改善するという政策を行いました。

それが一九六〇年代の後半になると、住宅の改善を事業の中核において、周りの環境も改善するという、総合的な住環境改善地区が一九六七年法に出てくるGIA(ジェネラル・インプ

ループメント・エリア)という政策です。

こういう政策は、ある意味では、現在は潜在化している良好性を持った住環境のいい面を顕在化させるという政策になりますから、非常に安定した持ち家層の住宅地になったわけです。

そうしますと、大都市の借家人がいつばいいるようなゾーン、あるいは、昔の大きな住宅を部屋割りをして、外国人労働者とか、地方から来た若年労働者が住むという、いわば、社会的な問題を抱えた地区、そういうものに対してはGIAという制度は使えませんので、一九七四年に法律を改正しまして、「ハウジング・アクション・エリア」(Housing Action Area)という制度をつくった、これは住宅事業地区とも言うていいと思いますが、そういう社会的な問題を抱えたという要素を加味した、広い意味での住環境の改善地区です。

以上が、イギリスの戦後の再開発の非常に大きな特徴だけをつかんだ説明になります。

アメリカ

それに対してアメリカは一体どうか。ごく簡単につかんでみたいと思います。

アメリカの再開発はほぼ住居法一本やりという政策になっております。では、イギリスで言

うような都市計画画面での再開発がないのかと言いますと、これは、いわゆるゾーニングという都市計画がありますが、いわゆるマスタープランをつくるような都市計画制度自体は存在しな

いわけです。ただ、アメリカでマスタープランが出てきたのは、実は再開発を市町村がやる際に、連邦から補助金をもらうときに、その都市が一体将来に向かってどういう目標で考えているのかという計画をつくることを条件にしたからです。それが一九四九年の住居法の再開発に伴うジェネラルプラン、これは都市基本計画というふうに理解してよろしくわけですけれども、計画を市町村が連邦の再開発補助をもらうために独自につくらなければいけなくなつた。

ですけれども、そういう計画をつくることを法的に規定した法律、日本で言う都市計画法は、アメリカにはないわけです。ただ、住居法の再開発政策がどんどん膨らんで、現実的には住居法に基づくような計画が、そういう分野をもカバーしているというのがアメリカの特徴です。

アメリカの再開発は非常にダイナミックで、まず一九四九年法では、スラムクリアランスを民間のデベロッパーと一緒にやるという政策に踏み出した。要するにスラムクリアランスです。それから、アメリカの場合ですと、特に黒人階層が住む劣悪な住環境が大体マークされる。そういう区域を指定をして、そのスクラップ・アンド・ビルドまでは市町村がやる。そして、きれいな更地にしますと、その土地をデベロッパーに売り渡すわけです。デベロッパーがその土地の立地条件とか、独自の開発経営条件に基づいて、高層団地とか、ショッピングセンターをつくる。

再開発を必要とするような地域ですから、ま

あ都心の非常に便利なところにあるのですが、アメリカの都市は、隣りが超近代的な再開発ビルでも、道路一本隔てれば犯罪者がウロウロいて、不動産の価値も非常に低い、日本では想像できないような特殊な要因が同居しております。地価が非常に安いわけですから、市町村が収用をかけてクリアランスにかかった原価を割る場合がほとんどです。そういう原価を割ってデベロッパーに土地を売り渡す方式を、ライトダウソ方式と言っているわけです。

実は、これは企業側にとつてはミソで、道路一本を隔てて、超近代ビルとスラムが同居するという、ニューヨークとかシカゴの状況からしますと、その再開発地区を超近代アパートにすれば、大変儲かるわけです。そこで、一九六〇年代にきて、そういう連邦再開発政策が再開発の目的に到達しないで、企業の利潤を上げることに貢献していると厳しく批判されるわけです。特にクリアランスをする際に収用にかかった区域の住民は社会的な手当を受けないで、みんな周りに飛び出すわけです。そうしますと、ほかでまたスラムを再生産すると批判されるわけですね。

ですから、再開発をしなくてはいけない地域を再生産しているだけで、ちっとも再開発の政策目的に合致した結果が得られていないというように批判を受けまして、そこでアメリカは大きく政策を転換するわけです。

それに対するルーツは、一九五〇年代にすでに

まず一九五四年の住居法で再開発というものを、アーバン・リニューアルという非常に広い範囲まで広げたわけです。

つまり、従来の再開発はスクラップ・アンド・ビルド、それは地区再開発ですね。それ以外に、地区修復とか、地区保全というものが、その場所がまだ徹底的に悪くはなっていないが、放っておけば必ず将来、クリアランスをしなくちゃいけない状態になるところに対して、いまから手を打っておけば、公共団体の仕事を先に延ばすか、場合によっては、ずっと将来にわたってもクリアランスしないでいいかもしれない。そういう再開発を予防的再開発と言っております。

さらに、そういう政策を遂行していくために、都市の中を細かく区域区分をして、そういうコミュニティ単位に総合的な都市更新計画を立て、全体的に事業と計画を管理していく、こういう政策が一九五九年の再開発政策、コミュニティ・リニューアル・プログラム。この場合のプログラムはいろいろ実施的なものも含めた計画ですね。そういう総合的な地区計画で、再開発だけではなくて、ほかの都市にかかわる政策の総合化をするというようなことを行つたわけですね。

それで、先ほど申し上げた一九六〇年代の連邦再開発政策批判をかわすためにアメリカはいろいろなことをやる。一つは、中央省庁の改革をやりまして、HUD（ハウジング・アンド・アーバン・デベロップメント・パートナーメント）

という、要するに、住宅と都市開発を一つの省に合体して、そこで新たにいろいろな再開発政策をやる。

一九六〇年代の後半になり、アメリカの再開発がどんどん修復型の再開発に傾斜し始めた。そこで、住環境の中で特に重要なことは、集中的住居条例執行事業。これについて簡単に説明しますと、アメリカもイギリスと同様に、住居基準が決まっております。州単位に決まっております。

アメリカの政策は、こういう基準が非常に強くて、ビルディング・コード（建築基準）、それからゾーニング・コード（地域制基準）で、一般的に縛るという政策ですね。

ところが、都市の中をごく普遍的、一般的にやるものから、いわゆる政策効果がなかなか上がらない。そこで、いわゆる実行基準、要するに基準を強制的に実現させるという政策ができた。家を建てたり、ゾーニングに引っかかる土地利用をするような人は当然守らなくちゃいけないわけですね。ところが、すでに不適合な状態になっているところはいっぱいあるわけです。都市計画でよく使われる基準行政というのは、何か事を起こすときにそれにすればいいということ、非常に行政的には手がかからなけれども、いつそういう状態になるかわからない。これは日本でも、用途地域もそうではない。安上がりの都市計画政策をするためにはそういうのがよくあたりまえです。

そこで、再開発で強制的に基準を実現させる

という政策を、住宅についてやったわけですね。結果的には、これはイギリスの住宅改善と同じ効果を及ぼすわけで、しかも再開発として目に見える効果を上げるために、特定の区域を決めて重点的にやるという政策に切りかえたわけですね。

これは再開発が、スクラップ・アンド・ビルドは手間とお金がかかる、ということに対する一つの抵抗として、さらに一九七〇年代の半ばごろから、ブロックグラントという制度を連邦が始める。これは一括補助金あるいは総合補助金、日本流に言うと、ある程度利用範囲を縛った第二交付税というような性格のものでした。

つまり、皆さんご承知のように、現在の日本で再開発をしようとするとき、共同施設費用の補助とか、住宅に対する補助、通路に対する補助など、具体的なメニューごとに補助金がつくわけですね。そういうのを、アメリカでは「カテゴリーアル・グランツ」と言っております。

これはいろいろメリット、デメリットがあります。メリットは何かといいますと、国の立場で、予算を取るには非常にやりやすいんです。たとえば、共同部分について補助金の単価を上げたい。現在、物価はこのぐらいあって、資材がこれぐらい上がったから、こういうふうに上げたいということを大蔵省と交渉するには、実にうまくできています。

ところが欠点は何かといいますと、要するに、補助金申請だけで一つのビジネスができるぐらい細かく膨大になっている。そういうのはアメ

リカでは「レッドテープ」といって、お役所仕事の最たる例になっているんですが……。

日本でも農水省なんかになりますと、もう電帳並みの厚さの補助金要綱になる。これは行政の非効率性という面では最たるもので、しかも一つ、国が公共団体を信用していないというふうにも取られるわけです。つまり、一々細かいことまで国が補助金についてチェックする。それはアメリカのような巨大な国で、しかも五〇州という州が、ハワイとか、アラスカとか、いろいろ歴史、伝統が違うものですから、ともそんなカテゴリーアルグラントをやっていたんじやあ連邦自体がパンクしちゃう。チップガバメント運動というものは、アメリカの公共団体どこでも大変財政的にひっ迫しているところから起こっている。

ニューヨークなんかはずいぶん前から破算して、ようやく、現在の市長が黒字にしたと言っているんです。ニューヨークに行きますと、公共施設は荒れ放題。昔できた大きな橋を歩いていると、下のコンクリートがみんなはげて落ちてるわけです。数ヶ月前に日本のカメラマンが、つり橋のロープが切れて、当たって死んだという事故があるくらいです……。

ですから、そういうようなカテゴリーアルグラントというスタイルではなくて、一括して補助金を公共団体に渡して、公共団体が自分の裁量で仕事をしていくというような政策が、ブロックグラントになります。

これは、現在のレーガン政権がとりわけす

めている民間と公共のパートナーシップ。要するに、都市の内部市街地の経済的衰退が、アメリカ全体の経済社会の問題の中で重要な地位を

占めているわけですから、再開発政策がその中で特に重要な柱になってきていることが特徴になろうかと思えます。

ドイツ

次に、ドイツというのは非常に特徴のある再開発の歴史がありまして、一九七〇年代までは再開発はほとんど市町村が独自にやっております、連邦一本で再開発をやるという制度がなかったわけです。

とりわけ、ドイツの特殊性は、大体戦後十五年ぐらい、ほとんど公共団体の仕事は戦災復興に埋没しておりまして、日本のように安直な建築を建てたんではなくて、戦前の状態をほとんど復元するというような戦災復興をやったわけです。これが大体一段落するのが一九六〇年代。一九六〇年にドイツでは連邦建設法、戦後初めてできた統一な都市計画ができます。

この法律に基づいて、都市全体の土地利用計画をつくり、土地利用計画の内容を実現するために、今度は詳細計画をつくります。

そういう土地利用計画と詳細計画が、都市計画の二本柱になっているわけですが、この中で一つだけ再開発事項が盛り込まれたわけではなく、都市全体を対象にした土地利用計画で、再開発地区（ザニールングスゲビート）を必ず指定しろということが法律に決まったわけです。これは、いわゆるクリアランスを必要とするような

非常に劣悪な住環境です。

重要なことは、なぜ都市の全体計画の中で再開発地区を指定するか、ということなんです。

再開発という仕事は、これは公共団体の中の仕事にとつては非常にロードの大きいものです。特定の区域を、かなりの人数の職員が担当します。日本の例で言いますと、最低十年かかります。それだけではなくて、かなり公的な資金を集中的にそこに投下します。そうしますと、なぜそこだけそんなにやるのか、という議論が当然でてくるわけです。

そうしますと、そういう再開発の目的が、その都市の全体の骨格の中で、どういう位置、役割りを占めているのかを明示して、再開発事業を正当化する裏づけになる公共性の議論にするわけですね。これが再開発を計画的に進める一つの理論的なやり方になります。日本でも、都市再開発方針が、都市計画法と再開発法でできたとするのは、そういう背後条件があるわけです。

ドイツでは、それが一九六〇年の連邦建設法の中で制定されたわけですが、それ在一九七一年までは、個別の市町村がさまざまに、特に区画整理という手法の中でやっていた再開発を一

九七一年に連邦政府が統一な再開発法をつくるわけです。それが都市建設促進法。これもイギリスやアメリカと同じように、単に再開発だけではなくて新開発も含めた、日本で言いますと市街地開発事業ですね。

ここで非常に重要なことは、社会計画（ゾチアルプラン）というものを再開発事業に義務づけたんです。再開発に伴う社会的な変化を軟げるためにプランをつくるということです。

つまり、アメリカにおいて一九四九年法のラムクリアランスの際に、社会的な手当、人間的な面を全く措置しないで、ただ物だけをつくるという政策が、結局、再開発にとって何ら目的の達成にならなかったという失敗を例として見れば、ごく常識的に理解できる。

ですから、ゾチアルプランで、たとえば従前の権利者をどういう状態にするか、借家人をどう措置するか、きめ細かに計画をつくります。しかも、重要なことはそういう目にみえないソフトな計画に連邦が補助金をつけているということです。

つまり、再開発で非常に重要なことは、ただ、物さえ実現すればいいということではなくて、やっぱり関係権利者の皆さんが十分納得するということが非常に重要なわけですね。

それから一九七〇年代の後半になると、ドイツも御多聞に漏れず、修復型再開発がどんどん評価されます。これは各国共通のことですが、やはりオイルショックが公共財政に与えた影響が非常に大きいと思います。もちろん、オイル

ショックが企業に影響を与え、企業からの税収が落ち込んで、経済的活力が衰退して、公共団体の仕事も非常にやりにくくなったという図式であるわけです。

フランス

フランスは、非常にユニークな再開発政策の歴史を持っており。一言で言うと、歴史的建築物、歴史的街並みの保全というやり方が、再開発として普遍化したのが特徴です。

ただフランスも、やはりアメリカ等の影響で、一九五八年に、スクラップ・アンド・ビルド型の再開発法をつくった。これによって、パリのモンパルナスとか、イタリー地区広場とか、パリの市街地にある超高層建築群は、ほとんどこの法律制度でできたものなんです。これが非常に評判が悪かったわけですね。そこで一九六二年にアンドレマルローという、文化人として有名な方が文化省大臣になりまして、そういうスクラップ・アンド・ビルドで超高層近代建築を建てるといふやり方以外に、歴史的価値の高い区域については、保全地区という指定をして、不動産の修復、あるいはリハビリテーションをするというようなことを始めたわけです。それで、「二二年法」は、通称マルロー法と言われている。この法律自体は、きわめて歴史的価値の高い地域に対する保全措置ということで、まだ一九五八年法の都市再開発基本法に対抗す

です。ドイツも一九七七年に住宅近代化法という法律をつくって、住宅の単体改善、それから住宅地の環境改善に連邦が補助金をつけることによって、修復型の再開発を始めるのです。

るような事業ではなかったわけですが、このマルロー法がどんどん膨らんでいくわけです。

この過程では、一九六七年にやはりフランスの都市計画制度の基本的な制度、土地基本法ができたわけです。どういうわけか、一九六七、一九六八年ごろ、主な国が大体戦後の都市計画制度を大改革（日本の都市計画法の改正も一九六八年）している。全く時代的に一致しています。さらにマルロー法を拡大一般化した一九六七

再開発の範囲、対策、手段

以上、大変粗っぽく各国の再開発政策を見てきたわけですが、それぞれの国の再開発の政策と、それから日本を含めて、一体どういうふうにもっと別の角度から特徴づけられるかということもこれから申し上げます。

まず第一に、再開発と言った場合に、再開発の広がりか、一体どういうふうになっているのか、ということですね。

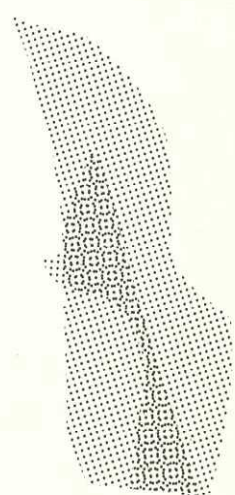
再開発の狙い、概念というのは、これはもと

年の O P A H (Operations programmes

と Amelioration de l'habitat 住環境改善プログラム) という制度があります。要するに、これは基本的には、スクラップ・アンド・ビルドを中核に据えるのではなくて、修復、改善を中心にした総合的な住環境整備制度です。

ですから、現在では五八年法の法律に基づくような、超近代的なビル群が建ち並ぶ再開発は、フランスではほとんど影をひそめております。

もと都市の中にある非常に劣悪な居住環境、そういう大体局地的にかたまった場所を抽出して、再建設するというものです。こういうものは大体スラムクリアランスという再開発です。ところが、戦後各国とも共通しているのは、再開発が既成市街地全体、場合によっては、都市全体の蘇生とか、体質改善を図るといった非常に総合的な一つの政策体系として拡大、再構築されています。現在では、地区再開発 (Redevelop-



ment) 地区修復 (同じような意味での地区改善 (Rehabilitation))、それから地区保全 (Conservation))、この三つの再開発の方法を包括する一つの政策体系が、現在の都市再開発です。

こういうような非常に広い範囲の再開発の枠組みに対して、それぞれの国が一体どういうふうに再開発の制度を整備しているのか。

まずアメリカは、一九五四年住居法で、従来のスクラップ・アンド・ビルド型 (スクラムクリアランス型) の再開発の目的と手段を大幅に拡大、再構築して、それをアーバン・リニューアル (Urban Renewal) と言ったわけがです。

これによって、再開発はスラムという特定の区域から「ブライテッド・エリア」 (Brightened area 老化地域)、要するに、歴史的にもかなり時代がたつて古くなって、スラムになる直前ぐらいまできている地区、それからもっと一般的な不良地区 (Deteriorated area) つまり、それほど決定的に悪くないような市街地にまで、再開発政策の手を伸ばすことになった。

それが、地区修復とか、地区保全というような手法に対応して、スラムのような決定的に悪い状態になる前の市街地に、予防的に再開発措置を充てるという考え方が出てきたということですね。

このように、再開発目的を非常に拡大したものですから、一九六五年法の住居法ではCRP (コミュニティ・リニューアル・プログラム) を、人口五万以上の都市に義務づけるといような連邦制度の改正を行っております。

CRPというのは、要するに、個々の再開発事業に確実な都市計画的基盤、全体的な基盤を与えることを目的にした一種のマスタープランです。

もう一つ重要なことは、アメリカでは一九六五年の住居法によって、集中的住居条例執行事業 (Housing Code Enforcement) が地区修復の中心的な手段になったことです。

それから地区保全というのは一体どんなことをやるかといえますと、植樹とか建物の美観など広い意味の地区のアメニティの改善、地域を守っていくという面では、単に物づくりだけではなくて、地域社会 (コミュニティ) が重要な役割を果たすものですから、住民の組織化、さらには先ほどの住居条例執行事業を保全地区でも適用するということです。

さらに、一九七四年の住宅及びコミュニティ開発法が、特にブロックグラントという制度を中核にして、改善型再開発を現在に至るまで強化しているという点も、指摘しておかなくてはいいない。

それから、同じようにイギリスはC・D・A (総合開発地区) のような総合的に広い区域を再開発するために、強制収用権を使うという画期的な再開発事業を始めたわけがです。

ただ、イギリスは六〇年代の後半まで大体スクラップ・アンド・ビルド再開発なんです。それ以外に、一九六七年の都市アメニティ法 (Civic Amenities Act) に基づく地区保全、これは歴史的な地区が特に中心ですけれども、イ

ギリスの場合には、アメリカのように再開発として予防的に住環境を守るといことは、四七年法の土地改革、つまり、計画許可制度によって、予防的再開発をやらなくてもできるということがです。

イギリスでは、住居法と都市計画法というような二つの法律、さらにはシビック・アメニティーズ法とか、インナー・アーバン・エリアーズ法とかあって、特に法律制度としては一本化されていません。ただ、市町村が都市計画、あるいは再開発行政の実行に関して、非常に強い権限と能力を持っており、實際上、制度は個別ではあっても、地区再開発、地区改善、地区保全が市町村の行政の中ではほぼ一体的に実行されているということがです。

しかも、アメリカで言うブライテッドエリア (老化地区)、イギリスではトワイライトエリア (たそがれ地区) というような場所まで再開発が対応することになるわけがです。

ドイツの例では一九七一年の都市建設促進法 (StBaufG) までは、連邦レベルでは特定の再開発制度はなかったわけがですけれども、市町村はBプラン (詳細計画) を使って、スクラップ・アンド・ビルド型の再開発をFプラン (土地利用計画) に指定された再開発地区等に行っていたわけがです。

ところが七一年法で、前にふれたゾチアルプランを含んだ、より合理的な社会的再開発システムを持ち込んだということがです。さらにオイルショック以降、住宅改善というような政策に

踏み出しておりますので、いわゆる地区修復というような政策にもほぼ対応できるわけです。

それ以外にドイツでは、保全ということに関して、記念物保護という制度が州単位にあります。要するに、歴史的、建築的価値の高い建築分については、「D」というマークを指定されまして、その建物の維持保全について補助金を受けられる。

ただ、いわゆる予防的再開発というような概念は、ドイツでもイギリスと同様になくて、これはごく一般的な開発規制が非常に厳しいわけです。

話が前後しますけれども、イギリスが一九四七年で実行した都市改革に相当するのが、ドイツの一九六〇年の連邦建設法に伴う財産権の社会的拘束の実行になる。ドイツの所有権に対する制限は、ほとんど土地の公有化に近いぐらいのところまできている。

自由主義社会では、北欧が歴史的に土地の公有化に非常に熱心で、北欧のある市の土地ですと、もう七割以上の市街地は市役所が土地を買って持っている。土地を公有化してしまえば、健全な町づくりをするためには大変やりやすいわけです。

ドイツの一九六〇年の土地改革は、土地の公有化に、ほとんど実質的には同じレベルなんです。ただ、自由社会に属しているということでは、やはり土地を介する経済活動は認めていかなければならない。けれども、公的な計画を遂行する上では、個人が自分の財産権の自由を主張で

きないという状態になっております。

ですから、ほとんどイギリスのプランニングバミッションに似たような建築規制がドイツでも作用しておりますので、アメリカのように、保全を目的にして再開発措置を手当する必要がないわけです。

フランスについても、五八年法に基づくスラムクリアランス手法が大変評判が悪くて、それでOPAHという制度、それ以外に、マルロー法に基づく保全地区という制度などが全体として都市の再開発、修復、保全を総合的にカバーするというふうに使われております。

それから、フランスでさらに重要なことは、これもごく一般的な開発規制が、ドイツ、イギリス並みとはいかなくても、それに近い、一九

日本の再開発政策

以上のようなことを踏まえて、日本の再開発政策が、一体どういうふうな位置づけられるかということを見ましよう。日本の再開発制度も、戦後ずっと政策目的が拡大しております。

当初は非常に限定された目的の中にあつたものが、特に一九四四年の都市再開発法の成立に伴って、土地の合理的な利用の実現とか、都市構造の改善とか、非常に広い意味が法律の目標自体には掲げられたわけです。ただ、政策手段つまり強制的な措置、再開発に対する国の補助、あるいは別の手段の財政的援助というような面

六七年の土地基本法の後、一九七〇年代になってきたPND（容積率原始取得制）がある。

これは大体一〇〇％前後の容積率を既得権と認めて、それを超える容積を実現したときには、その容積に見合う費用を、公共団体に支払わないと使えない。パリとほかの都市では違いますけれども、大体容積率一・〇ぐらいが既得権で、それ以外はお金を公共団体に払うということですから、これは実質的には大変厳しい開発抑制になる。

そういう意味ではフランスも、一般市街地の保全はどちらかというと、歴史的な建築的な価値の高い地域について、保全地区をかけて実行する、というようなことになるわけです。

が必ずしも再開発の目標の拡大に対応していない。そのために、再開発の手段としては、スクラップ・アンド・ビルドだけに限定されており、現実には、改善型再開発を模索しているけれども、まだまだ法律で取り上げる段階までには熟していない。結局は、日本の再開発制度は「頭でっかちで、体力がそれに伴っていない」気がするわけです。

とりわけ、これからは再開発の時代だということになっておりますけれども、それを実行しようとするすと、現実的な土地制度の問題にす

ぐぶち当たりますし、さらにそれに財政問題がかかわりますので、實際上、なかなか政策を立

てることがむずかしい。

再開発の計画的推進

次に、再開発を計画的に進めるといふ点についてどうか。現在の再開発政策としては、地区を単位にして、従来個別的に行われた事業に誘導、規制を組み合わせて総合的に行うという形になってきているわけです。

もちろん、地区には、いろいろな事情、条件があつて、建築法の十把一からげというようになことにはいかない。ただ、そういう再開発地区が自分の地区のことだけを考へて再開発をやりますと、都市という立場からすれば個々バラバラの単なる建てかえだ、と言われてもしょうがないわけです。逆に言うと、大型店を持つてくための詭弁と言いましようか。いわば、これはアメリカが一九六〇年代に、一九四九年政策を批判されたように、現実の日本の再開発は大資本に公共団体が加担しているのではないかと言われてもやむを得ない面があることは否定できない。

そこで、いわゆる地区再開発の都市の全体計画への貢献とか、位置づけ、役割りをはっきりさせることが、どうしても合理的な政策形成という面で重要なことです。現場で再開発をやつておられる方はそうは言つても、現実には権利者が動かなきやどうしようもないじゃないかと

われるでしょうが、やはり大きな枠組みとしては、事業をやつていく上でお金をつける理論的根拠にこういう問題を突き詰めておかないといけない。その意味では、具体的な事業とも非常に重要な関係があるわけです。

そこで、都市の全体計画の中で、地区再開発の位置、方向、役割りを明示して、相互の関係を整合するというやり方には、二つのタイプがあるわけです。

一つは、ドイツのように都市の全体についての土地利用計画を立てるケース。この土地利用計画は単なるペーパープランではなくて、議会の議決とか、大臣の認可とか、一定のオーソライズの手続がある。いわゆる比較的硬い土地利用計画ですね。

つまり、都市の法定のマスタープランの中で再開発地区を明示するということです。これは要するに再開発の問題が地区の事情だけを考えているんじゃないかという意味で、都市の全体計画からきている後づけとなるわけです。もちろん、実際の作業は、これは地区の事情をいろいろ勘案したフィード・バックを伴うことになる。こういう例が、ドイツの土地利用計画 (Flächennutzungsplan) と、再開発地区 (Sanierungs-

gebiet) の関係です。

特にドイツは、そういう法定土地利用計画で再開発を指定して、それをミクロの都市計画と言われるBプランという詳細計画で、枠組みをきつちりと確定しますので、ある意味では、がんだじめのやり方で再開発の公共性を担保するという形になります。

イギリスの六八年法から出てきたやり方も、ある面ではドイツと共通するところがあります。都市の全体計画のストラクチュアープラン、あるいは都市(市町村)の全体を覆うローカルプランの中に、アクションエリアという、十年以内にとにかく大きな土地利用の転換を持ち込むという区域を指定する。

それから、それ以外にストラクチュアープランでは、市街地の単なる目標を描くのではなくて、それをどういう方法で実現するかという大きな政策手段をその計画の中に示す。たとえば地区再開発(スクラップ・アンド・ビルド)、それから新開発、改善というような措置をどこに使うかを示すことになっています。

こういう表示には、實際上、ダイアグラム(模型的な)表現になりますが、やはり都市の全体の中で、一般市民、あるいは議会との合意を形成していくという意味では、非常に重要になります。

第二のタイプは、アメリカのように、都市の全域にわたつて、地区別の総合的な計画を立てる。もちろん、地区計画は再開発の対象になるところだけではなくて、新市街地もカバーする

ことになります。

アメリカの一九五九年法以降のコミュニティ・リニューアル・プログラムという政策は、それ自体非常に総合的な行政の体系をなしているわけですね。これは、特にアメリカという特殊社会の要因が大きい。日本とか、ヨーロッパと違って社会的にも物理的にも内部市街地がダイナミックに変化するわけですから、地区単位の行政を総合的に実施していくという需要がある意味では危機感を持って必要とされている、と理解することが出来ます。

現実的には、アメリカの大きな都市では、特に内部市街地の経済的活性化が大変な課題になっておりまして、少々の荒っぽいやり方、あるいは公的資金を直接民間企業に払うぐらいのことまでも、正当化されるぐらいの感じがあります。いわば政策の総合化というのは、ある意味では、再開発の公共性担保の一つの手だてと見ることが出来るのではないかと思います。

いずれの方法がいいか。これは都市計画の大きな体系とも絡みますので、一概には言えないが、日本の場合では従来、議論されてきているのはアメリカタイプですね。つまり、局地的に都市のある場所をマークするというやり方よりも、都市全体をまんべんなく地区単位に、総合的に対応するという政策の中で、再開発の都市的な位置づけ、役割り分担を示していくという考え方が強い。

昭和四十八年とか、五十四年の都市計画中央審議会の答申でも、そういうようなことが大体

含まれている。

特に五十四年の都市計画中央審議会の答申を受けて、五十五年には都市再開発法の改正で都市再開発方針というのが生まれたわけです。現実には私も東京都で二、三関係しておりますけれども、都市再開発方針を一体どういうふうに立案していくか、まだ検討中で、アメリカのように全域、網羅的に地区計画を立てるといふふうにはいっておりません。やはり再開発というのは、日本の行政の中でまだかなり縦割りのところが残っているわけですが、再開発を地区計画の中に埋没させるところまではいっておりません。再開発を中心にしたマスタープランはありますけれども、やはり、それを適用する区域は非常に限定してかかるような形になるのではなからうか。

再開発の理念と目的

次に、再開発の理念をどう考えるかを取り上げてみたいと思います。

再開発の動機は、基本的に二つあります。都市というものは物でできてるわけですから、時間がたてば古くなってきますし、交通手段とか通信手段が発展してきますと、器として合わなくなる。ですから、都市の内部に出てくる変化需要に対する都市の近代化・発展という要素と、劣悪な住環境、市街地の改善という二つの要素が都市再開発の動機。こういうことが都市再開

一号市街地、二号市街地というのがあります。一号市街地は、広く再開発の必要性が考えられる区域、二号市街地は、計画的に一体的、総合的に事業を推進する区域だというような通達で、再開発法関連で出ている。再開発方針が日本の場合でも、地区再開発に対する公共性のお墨付きを与えることに役づけられるということは、おそらく間違いないけれども、具体的にそれがどういふふうに行けるかはこれからの課題になっております。

日本の場合には、やはり都市計画のマスタープランとか、開発規制というものが、当然欧米各国と事情を異にしておりますので、やはり現実の脈絡の中でどうやってうまくできるかが大変むずかしい。

発の理念とか目的、あるいは再開発の公共性の問題にもかかわっております。

たとえば、現実の再開発政策で使われる公共目的は、都市構造の改編とか、都市機能の更新、あるいは土地の高度利用などが都市の近代化とか発展を、より具体的に表現した言葉です。それから後者については、これは都市居住環境の保健性とか、安全性を改善していく。再開発の動機、目的も非常に複合化したり、再開発を実際に実践してみると、あわせて別の目的も達成

できるとか、いろいろな経緯があつて、大局的に見ますと次のような特徴を指摘できるように思います。

一つは、戦後すぐの再開発、あるいは戦前の再開発は完全に衛生政策ですね。そういう衛生政策から、もつと美観とか、快適さを含めた都市環境のアメニティを改善するような政策に拡大してきている。

衛生政策はとりわけ、住居法を使ってやる住宅政策に関連する再開発分野について見られるわけで、戦後の各国の再開発は大体スラムクリアランス（劣悪市街地の清掃）で共通しておつたわけです。これはもう、戦前からずっと公共団体がやる大義名分のたつ、公共性という面できわめて明確な地位を獲得していた政策ですね。ところが、実際上都市の非常に便利な中心部とか、重要な場所のスラムクリアランスをしますと、大変膨大なお金と行政エネルギーを要しますので、単に衛生目的だけに限定することは、戦後、社会が安定してきますと、政策効果としては、ほかの部局がまんまなくなつてくる。もつと総合的に取り上げることによって、効率性も高めるというようなことですね。これが、一つの必然的な時代の要請だと理解することもできます。

政策目的の拡大は、当然別の面でも違った局面をあらわしております。それはスクラップ・アンド・ビルドだけではなくて、そこまでいかないような既存の良好なストックの改善、さらには、現在の非常にいい環境を劣悪化しないよ

うに防止する。さらには、い以上に美観とか、景観をよりよくしていくというような非常に総合的、包括的なアメニティという概念を、再開発の目的の中心に据えるということになっております。ただ逆に、収用権が背後につきまとうような思い切った政策をやるときに、アメニティという大変漠然とした理念、概念を導入することは、大変混乱を招くという面もあります。

とりわけ、事業の遂行面から見ますと、公共性の解釈をめぐるトラブルとして、アメニティのようなあいまいな概念で住民と対決できるか、ということに、お役所の人たちは悩むわけです。イギリスでもアメリカでも同じような悩みがある。

ですから、そういう公共性を執行するという状況そのものに、非常に弾力的な考え方をもち込まなきゃいけない。

たとえば、イギリスの住環境改善の総合改善地区という制度の法律は、住宅及びそれを取り巻く環境のアメニティ改善が住環境改善の目的になっております。

法律の目的というのは、公共性の裏返しを表現ですが、アメニティは法律の中ではどこにも定義されていない。

そういうような漠然とした公共性概念でも、イギリスは思い切った再開発ができるのは、一九四七年法に伴って行われております土地改革が基盤にあるわけですね。

それから二番目に、再開発政策の理念にかかわる質的な転換は、非常に単一の政策（モノ・

ポリシー）という考え方から、複合化、総合化された再開発政策（ポリシー・コンプレックス）に変わってきているということです。

それは、要するに、再開発政策の社会目標の拡大が、防火とか、防犯、日照、安全、衛生というようなことだけではなくて、福祉とか教育、雇用、それからコミュニティ活動といったようなことまで、物的条件の改善とあわせてやっていくんだ、ということがアメリカの再開発政策等に強く出ているわけです。

つまり、地区を単位にした非常に総合的なポリシー・コンプレックスというような様相が強い。これは、とりわけ人種問題とインナーシティ問題と言われる中心部の経済的衰退が最大の眼目になっている、アメリカの連邦政策全体の特殊事情が強く影響していると思います。

以上のような例をわきに置いて、日本の再開発政策をもう一度見てみますと、いろいろな再開発手法が一つの再開発政策の体系になっていなくて、まだ個々バラバラに行われております。法的にしっかりしているのは市街地再開発事業だけで、相互に有機的に結びつけられることがないわけです。大変個別的なモノ・ポリシーに終わっている。ある意味では日本の再開発政策は、理論的にはまだまだこれから改善の余地があると思います。

現実には、数年前までは環境問題が共通した世論の非常に強い認識としてあつたわけですね。建築基準法の日影規制とかマンションを建てただけ問題を起こさせないように建てるとか。

ところが、現実にはそういう時代がまたガラツと変わりまして、いまや、大体通勤限界を目いっぱい開発できるところは開発しつくしておられます。ご承知のように、通勤電車は相変わらず過密な状況になっておりまして、もう一度、いまの日本の財政的な厳しさからすると、公共施

地区保全、地区改善

それから最後に、地区保全とか、地区改善というものが、一体、再開発との関連でどうなっているか。これも多少繰り返しになるところがありますけれども……。要するに、まだ地区保全とか地区改善が再開発手法として登場してから非常に歴史が浅いわけです。

特に、地区改善、地区修復という手法で共通しておりますのは住宅の単体、住宅そのものの改善とか、修復手法が、その地区改善、地区修復の中核をなしておりますので、これが決定的に日本の問題を考えるときに違ったことになっております。

何が違うかといいますと、一つは、日本には住居法、強制的な住居基準を決める法律制度がないということ。もう一つは、改築したりするのが容易な木造建築が既成市街地の大半を占めているということ。す。

ヨーロッパの市街地は、大体、街路と建物が一体になった、しかもそれがレンガとか、石を積み上げた建物です。戦後一時は、そういう建

設が整った内部市街地にもっと家を建てさせろという再開発に対する声がだんだん大きくなってきているわけですね。

そういう際には、もはやモノ・ポリシー的な対応ではなかなかかまわずかしくなってきた。

物は非常に陰うつて大変評判が悪かったのですが、ここ十年ぐらい、また評判がガラリと変わりました。歴史的な良さがあるということ、古い住宅をできるだけ使っていくという動きが強くなっているわけ。す。

もともとは、そういう建物はイギリスなんかの例でいきますと、決していい住宅環境としてできたわけじゃないんです。だれも最初から長屋とか、共同住宅に住みたくなかった。それはヨーロッパでも同じこと。す。

ところが、イギリスなんかの例で言いますと、ビルディングバイローという制度があり、これが大体一九世紀の終わりごろに強制的に長屋をつくらせるような制度として作用していたものですから、要するにタウンハウスとか、ローハウスというものが、都市に住めばあたりまえだという意識が生まれているわけ。すね。そういうものの改善はやりやすいわけ。す。

ところが、日本はいま申し上げた住居基準がないこと、住宅が大体木造で、建てかえられ

やすいのとあわせて、共同住宅に住むという住意識として切りかえるという歴史的な経験を持っていないことが、(いわゆる修復型再開発が必ず視されておりますけれども)住宅改善を、その中核になかなか据え切れないうむずかしい問題がある。

それで、住環境モデル事業をいろいろ実験的にやっておりますけれども、ああいう政策を、はっきりした再開発の中心になる制度にするには、もう一ついろいろ踏ん切りつかない問題がいっぱいあります。

次に、再開発として保全をやるということは、ヨーロッパとアメリカでは全く様相が違うわけ。す。でして、ヨーロッパでは大体そういうことは、一般的な都市計画の開発規制が役割分担をしております。

それ以外に、さらに歴史的価値が高い、建築物がある程度集まっているというような区域は、特別に、文化財保全的(ヨーロッパでは記念物保護)な考え方で保全する。す。すから、日本に言いますと、伝統的建造物群保全地区の考え方に近いような保全が、保全地区制度としてイギリスはあるわけ。す。す。すから、これは一般的な再開発保全、とりわけ、アメリカでやっております予防的再開発というやり方とは全く違うわけ。すね。

それで、翻って日本の問題として考えてみますと、これも地区改善と同様に、一般の良質な市街地を予防的再開発という措置を取り出すためには、物として非常に変わりやすい要素があ

りまして、手がかりにできない。それからもう一つは、コミュニティの環境防衛機能を手がかりにするのは、物的なことが中心になる再開発政策の範疇では取り上げにくい。これは町づくり協定とか、いろいろ、もつと市町村が独自にやる軟らかい手法、それに地区計画なんかはそうですけども……。

ですから、再開発という政策体系にはなかなか乗りにくい。もちろん、再開発として一本化するものが大事なのか、いろいろな手法を市町村単位の体系化して使えばいいのかは、これは

おわりに

以上、いろいろな面から各国の再開発政策及び日本の問題を見てきたわけですが、だんだん日本の特殊事情というものがわかってまいりまして、単純に欧米の再開発政策に追随するという状況ではもうないわけです。

とりわけ、日本の社会構造とうまく適合するようなやり方、要するに、日本の独自の可能性のようなものを追求することが大事だということに現実的にはなっており、いろいろなところで研究がされているわけです。

ただ、一言だけ欧米的な再開発の状況と日本の違いをいいますと、やはり、非常にはつきりしているのは、大体市街地の中の問題は、アメリカはまだ大体の基準で縛るところです。ところが、ヨーロッパでは、計画がなければ開発、再

判断の分かれるところですよ。いずれにしても、再開発としては保全とか、改善という問題になかなか乗り出しにくいというのが、日本の特殊事情として考えることができる。

ただ、世の中は大勢としては、日本も改善型再開発を、これからもつと強く位置づけ、やり方自体を強化していかなければいけないという状況にはなっておりますので、あと数年もすれば、あるいは住宅地の環境改善に関するような法律制度ができるのかもしれない。

開発、土地利用の転換はできない、つまり完全にコントロールの下に入っているわけです。

都市の中に経済問題とか、そういうものもどんどん膨らんでいますから、コントロールに入ったからといって、必ずしも問題が解決できるというわけではないけれども、いずれにしても、計画の下にいろいろな仕事が行われる。こういう点からすると、日本の場合にはまだまだそういう状態にはなっていないわけですね。それで、アメリカが一九四〇年代の後半に経験した問題、つまり、再開発をすることが新しい再開発の種をまくというように、日本ではまだ市街地が一部しかコントロールの中にできないものですから、市街地の中で起っているいろいろな現象が、常に新しく再開発の種をつくっているというこ

とですね。

この点だけからすれば、やり方は全然違いますが、日本も再開発政策を考える上で、土地政策も含めてまだヨーロッパとか、アメリカの経験を学ぶ点が、いろいろありそうだと、うふうに考えるわけです。

本論は、一月十八日～二十日に行なわれた(財)全国建設研修センター主催の「環境研修」での講義をまとめたものです。

生涯学習のすすめ

読書会をどうすすめるか

栗山 実

(学習コンサルタント)

現代はT型人間からπ(パイ)型人間の時代に入ったといわれる。二本足(二つの専門分野)とそれを支える胴体(教養)を持ち、なおかつTとちがうのはその柔軟性と疾走性にあるとされている。さてわれわれがせっかくな学習テーマを決めたとしても、とかく個人学習は独善に流れやすく自己閉塞に陥ることが多い。そこでわれわれの頭脳に異質な刺激を与えながら思考を柔軟にし学習活動を一段と加速する方法の一つが読書会である。読書会はその目的によってやり方も異なるが、とくにわれわれビジネスマンが気をつけたい一般的な注意点を以下述べてよう。

1) 個人発言を尊重せよ(メンバーは対等であること)

ある先輩格の人物がつねに発言して会の運営をリードしている読書会をよく見かけるが、これは一種の私塾であって、読書会とはいえない。読書会とはメンバーがあらかじめ同じ本を読んで感想や意見を述べ合う相互啓発の場だから、本の選択、発言の機会や時間など、原則として平等に割り当てなければならぬ。また、読書会は職場会議でもなく家族会議でもないから、メンバー間で意見が対立する場合、なんら結論を急ぐ必要もない。とかくわれわれは全員一致を重んじる「ムラ社会」の習慣をもっているために少数意見を圧殺し同化させようとする。しかし読書会はわれわれの発想の場でもあるから、一見いかに珍

奇な発言にも耳を傾け、大切に扱う心がけが大切である。そのためメンバーの一人ひとりが対等でないならばならない。先輩風を吹かせたり、数をたのんで個人のユニークな発想を押し立てはならないのである。

2) 聞くより話せ(少人数制をまもること)

個人個人の発言内容を大切に扱うとなればメンバーそれぞれに十分な発言時間が必要となる。そこで人数は少ないほどよいことになるが、三人が最小単位、最大は五、六人程度であろう。かりに五人の読書会で夕方から二時間とつたとしよう。一人当たり二十四分の持時間の中で感想、意見を述べながら他の四人の意見に批評を加えるのはかなり忙しい。事実、人数をふやすにしたがって読書会の楽しい雰囲気は失われ、一方的に人の話をきくだけの勉強会か私塾になってしまうのである。そこで人数がふえたときは少人数単位にグループ分けすることをおすすめしたい。

3) 正直に話せ(話のネタを明かすこと)

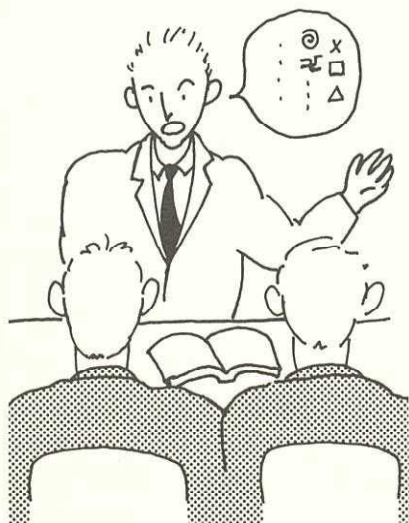
読書会で興ざめすることの一つは、どこかで読んだような受け売りを延々とぶたれることである。もちろんどんな話でもすべて自分のオリジナルだけに組

み立てることは困難だが、その区別だけは明らかにしたいものである。その点をあいまいにすると、書物という他人の作品に對して自分たちの意見を出し合う読書会本来の目的が達せられないことになる。借り物はできるだけ出所、出典を示し、忘れた場合でも「だれかがこんなことを言っていた」というぐらいの注釈をつけるのが知的会話のエチケットというものである。

4) 議論を発表せよ(感想より意見をのべること)

日本人はとかく自分の意見形成が苦手であるといわれている。事実読書会を開いてみると、これといったまとまりのある意見が出にくく、つい似たり寄ったりの感想の出し合いに終わって

しまい、話に花が咲かないことが多い。ところが奇態なことに、ユニークな他人の意見にはかならず活発な批判や反対意見が続出する。われわれにとつて、身近な相手から受けるインパクトがいかに強大かを示している。そこで沈滞した読書会を楽しくするには、だれかが人の意見を「つくような大胆不敵な仮説を意図的に提出することである。このさいはメンバーの脳に衝撃を与える起爆剤が必要なのだ。底の浅い感想程度の話で平穩無事に終わってしまうと、それだけ書物に対する印象も早くすれるばかりか、せっかくなわれわれのもっている創造性まで眠らせる結果になるからである。



戦後建設相小伝 13

戸塚九一郎



山下 靖典
(朝日新聞政治部)

文中敬称略

この数年間、予算編成のたびに財政再建からんで、道路特定財源制度のあり方について、建設省と大蔵省の間で激しい攻防が繰り返されている。道路特定財源制度は、戦後わが国の立ち遅れた道路を緊急に整備するために、自動車燃料であるガソリン、LPG、軽油、あるいは自動車そのものに課税して、その税収を道路整備にあてようというものだ。五十七年度の道路事業の財源のうち国費の約一兆九千億円は、すべてこの道路特定財源に依存していることからみても、その重みがわかるうというものだ。

税収不足で、財源難に悩む大蔵省はこれに目をつけ、「日本の道路整備はもう十分だ。税収の適正配分のうえからも、道路特定財源の一部を道路以外の一般財源に転用すべきだ」と主張。これに対して、建設省は「転用などとてもない。日本の道路整備は、西欧先進諸国に比べまだ遅れている」として、この制度を死守する構えをみせている。

行革、財政再建の中で揺れる道路特定財源制度の柱は、何といっても同制度の中で初めてできたガソリン税だが、これが立法化（道路整備費の財源等に関する臨時措置法）された時の建設大臣が第八代の戸塚九一郎だ。

戸塚は明治二十四年三月二十七日、静岡県掛川町（現掛川市）で酒造業を営む戸塚藤平の次男に生まれた。男四人、女七人兄弟の九番目なもので「九一郎」と名付けられた。

県立掛川中（現掛川西高校）から旧制一高を経て東京帝大を大正六年に卒業、ただちに内務省に入った。

戸塚の内務省入りは、掛川出身で当時寺内正毅内閣の文部大臣だった岡田良平の紹介によるものだ。岡田は文部官僚で、京大総長、文部次官などを経て、寺内正毅、加藤高明、若槻礼次郎の三代の内閣にわたり、文部大臣に就任している。この岡田の弟が東大教授、法制局長官、官内大臣、枢密院議長などをとめた一木喜徳郎（いっき・きとくろう）である。いくなれば郷土出身の大物官僚兄弟の手引きで、役人への道に入ったかっこうだ。

内務省に入った戸塚は香川県属を振り出しに、福島県安積郡長、警視庁衛生部長、福島県内務部長などを経験したうえで、敗戦までに徳島、山口、宮城、北海道、福岡の四県一道の知事、長官と九州地方総監を歴任した。

戦前のことだから、むろん官選の知事、地方総監だが、戸塚の知事としての特長は、今でいう「地域開発」に力をいれたことであろう。

福島県安積郡長時代には、猪苗代湖の水をより多く電源開発に使えるようにすると同時に、その水で郡山盆地を潤す安積疎水の利用効果を高めた。

また、宮城県知事時代には、その昔、伊達政宗がつくったという塩釜と阿武川を結ぶ貞山堀を大規模にして復活させ、工業地帯建設を構想した。

さらに、北海道長官時代には、総合的な北海道の開発計画プランをつくる「北海道総合計画委員会」を民間代表も混えて組織、農工商全の地域開発計画づくりに力をいれている。プラン作りだけでなく、戸塚は企業指導にも力を発揮した。それは、今の雪印乳業の前身の北海道興農公

社の設立だ。当時の北海道の酪農界は本州からの進出企業と地元の酪農連とが競り合い、バラバラで非合理極りないものだった。そこで、北海道酪農の父といわれた黒沢西蔵と大牧場主の町村敬貴（自民党参院議員町村金五の兄）、それに戸塚の三人が中心になって企業統合を行ったのが、北海道酪農公社だ。

さらに戸塚は、石狩と苫小牧を運河で結び道央開発の大動脈とするという雄大な構想をたてている。この構想は、戦後になって、篠田耕作（元自治大臣・故人）らが中心になって推進した苫小牧の工業開発という形で実を結んだ。戸塚自身も、北海道開発庁長官として、再びこれにかかわっている。

このように知事としては、かなりユニークな行政をやって効果をあげた戸塚だが、九州地方総監を最後にパージにあう。一介の素浪人になった戸塚は、九州の石炭王といわれた麻生多賀吉（故人）の好意で、別府の麻生別邸で疲れた体をいたわった。麻生は吉田茂の女婿であることから、戸塚が政界進出に当り、吉田と深くつながることになる。

戸塚の公職追放は昭和二十六年八月に解除された。「政治的自由」を回復した戸塚は政界進出の意向を固め、後援会づくりに乗り出す。そして、翌二十七年春には、早くも首相の吉田茂は戸塚に対し、大磯の吉田邸で、この年の八月に発足予定の保安庁（現防衛庁）の長官就任を秘かに要請している。

この時、戸塚は「その任に非ず」と断わったが、八月の抜き打ち解散で、戸塚が静岡一区から初当選するや否や、吉田は第四次吉田内閣の労相に起用している。戸塚は労働行政には手を染めたことはなかったが、旧内務省の大物官僚として、当時の激しい労働攻勢に対する政治的手腕が期待されたものだ。事実、炭労と電産の長期争議では、タイミングをみて、炭労ストに対し「緊急調整」を発動することで収拾。この影響で電産ストも収束している。

そして、二十八年二月の内閣改造で、建設大臣と北海道開発庁長官を

兼務することになった。これは、吉田が建設大臣兼北海道開発庁長官の佐藤栄作を幹事長に起用した、その穴うめ人事として行われたものだ。ところが、この年の三月には吉田が突如、衆院を解散した。いわゆるバカヤロー解散である。この時の総選挙では、戸塚は閣僚として自由党候補の応援に走り回り、自分自身は四位で当選。第五次吉田内閣では、建設大臣に再任されている。

戸塚が建設大臣に在任した二十八年から二十九年にかけては、戦後のわが国の道路行政の大きな転換期に当たっていた。

昭和二十五年に起きた朝鮮動乱は、わが国に「特需」をもたらし、これが戦後の初期経済成長の大きなテコとなった。このことは、自動車交通の激増に結びつき、道路整備の中心は、従来の補修から新設におかれるようになった。

昭和二十七年には新しい道路の管理体系の確立を目的として、道路法が制定された（建設省三十年史）。

問題は財源だ。当時の道路整備の財源は一般財源の中から配分される仕組みだったから、いくら建設省の道路局が要求しても、省内であるいは大蔵省の査定でみな削られてしまった。そこで「何とか別ワクで道路財源を確保しよう」と考えたのが、当時の道路局企画課長の佐藤寛政（現三井共同建設コンサルタント会長）ら道路局の若手幹部だ。

佐藤は昭和二十四、五年ごろには、GHQ（連合軍最高司令部）にいた親しい友人から「米国ではガソリンに課税して、道路整備にあてている」という話を聞きこみ、それを日本でも実現できないか、と省の幹部に根回して回すが、省内でも半信半疑の者が多かった。そこで、自動車メーカーや運輸業者、マイカーオーナーによる団体「道路利用者会議」を結成、国会議員に直接働きかけた。この時、話に乗ってくれたのが當時はまだ若手だった田中角栄、二階堂進、瀬戸山三男、江崎真澄ら。彼らが中心になって、議院立法で「道路整備費の財源等に関する臨時措置法」が二十七年に国会に提出される。これを知った大蔵省の主計官は「ひ

どいじゃないか。予算のスジを曲げるものだ」と佐藤にかみついたが、佐藤は「議員が勝手にやっていることだ」と知らぬ顔を決めこんで押し返した。

議員立法とあって、国会の委員会審議でもつばら質問の矢面に立ったのは田中角栄。田中はその後、実質的な道路特定財源制度として、自動車重量税制の創設に大きな力を発揮しており、今日でもなお、田中が「日本の道路財源はすべて自分が作った」と自負するゆえんだ。

道路にまつわる話といえば、吉田首相の「鶴の一声」でできたという伝説的なワンマン道路も、戸塚建設相時代の産物だ。大磯と永田町の間を毎日、車で通った吉田首相が、東海道線の戸塚駅までくると渋滞で先がつかえるのが頭にきて、「すぐにバイパスをつくれ」と命じたのがワンマン道路。佐藤寛政によれば、「もともとバイパスの計画はあったのだが、用地買収などの遅れで、あまり進んでいなかった」。

首相直々の命令とあって、さっそく大車輪で工事が進められたもの、思うようには進まず、そこでイライラしたワンマン首相に稲浦鹿蔵建設事務次官が呼び出されてきつくしぼられることもしばしばだったという（当時の建設省住宅局長・師岡健四郎の話）。

また当時、建設省を改組して、建設省と今の国土庁をあわせたような機能を持つ「国土省」にしようという検討が、省内で官房長の石破二郎（のち自治大臣、故人）を中心に行われたことがあった。旧内務省の役人としては、建設省の権限、機能は、事業実施に片寄りすぎてあまりにも狭い、と考えたものであろう。石破や住宅局長の師岡がその実現方を進言したが、戸塚は乗り気ではなく、結局立ち消えになってしまった。

「GHQによって解体された旧内務省の復活をめざすものと受け止められるのを、戸塚大臣は警戒していた」と師岡は当時を回想する。

が、戸塚は、専任の建設大臣になると、あまり役所へ出てこなくなつた。熱海の別邸に引きこもりがちになったのだ。その代りに、仕事は政務次官の、南好雄に任せることが多くなつた。

そもそも、大臣としての戸塚の勤務ぶりは決して「精励格勤」といったふうではなかった。第一に国会答弁が苦手なのだ。野党から攻めたてられると、あとで囲りのものにはやいた「（大臣を）やめてしまいたい、そうもいかんし……」

二十九年三月には健康上の理由で建設大臣を辞任、政界を引退した。甥の自民党参院議員、戸塚進也によれば、政界引退の本当の理由は、政界での盟友、緒方竹虎の突然の死（三十一年）にあった。戸塚は緒方と親しく、吉田内閣のあとには緒方内閣の実現をと考えていた位だ。その緒方がこの世からいなくなったのでは、自分自身が政界にいる意味がない、とさえ考えたようだ（戸塚進也）

政界を引退した戸塚は熱海に引きこもつたが、それでも、公安審査委員や苫小牧開発KK社長にひっぱり出されている。さらに、二官尊徳の教えを継承する教化団体、大日本報徳社の第六代社長も務めた。

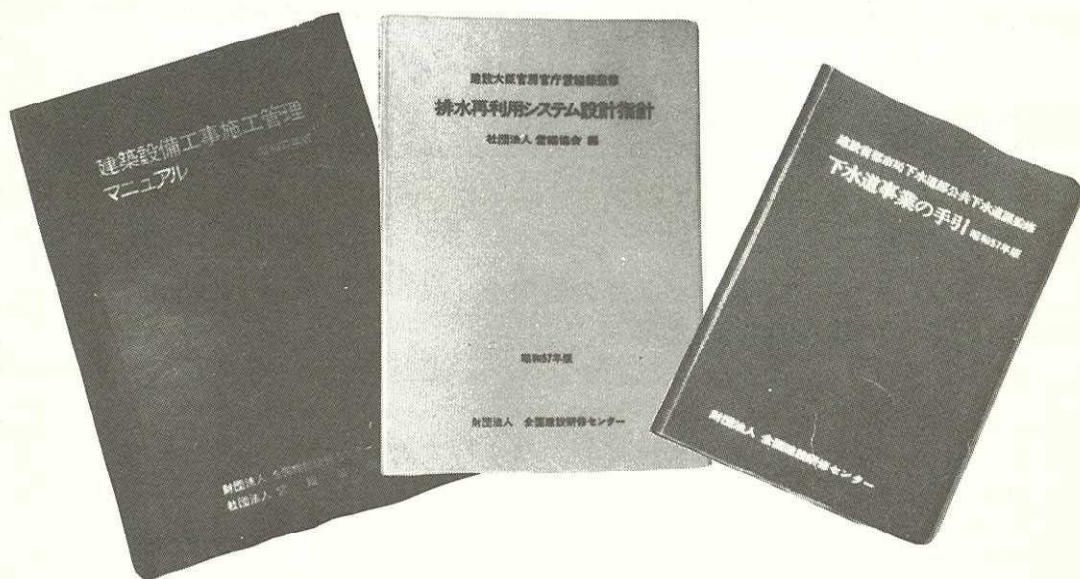
四十八年十月十三日没。

九一郎没後十年たった今、戸塚進也が衆院へのくらがえをめざして懸命に運動中だ。むろん選挙区はかつて九一郎を国会へ送り込んだ静岡一区だ。かつての九一郎の地盤と名声があるとはいえ、約三十年前の話。しかも、九一郎の引退後、その地盤は大石八治に受けつがれ、今は大石の息子、千八（自民党中曽根派）が議席を得ている。「戸塚系の地盤は跡かたも無い」（戸塚進也）というのが事実なのだろう。だが、戸塚進也はこうもいう。「地盤としては確かにあるとはいえないが、その遺徳の恩恵は今も受けています。先だって、雪印乳業の社長さんに出会った、社長さんが『わが社が出来たのは戸塚九一郎さんのお蔭です』とおっしゃるんですから」というのだ。

戸塚九一郎の政治的遺産が静岡に再生するかどうか、それは戸塚進也のこれからの戦いかんにかかっている。

（注）執筆に当っては「建設省三十年史」(同書刊)、戸塚九一郎を偲ぶ「(テレビ静岡エンタープライズ発行)を参考にした。(写真は建設省三十年史より)

新刊のご案内



建築設備研究会編

建築設備工事施工管理マニュアル

昭和57年版

建築設備工事の施工管理のチェックポイントを他工事との関連を考慮しつつ、工程順に解説した現場技術者必携書

●B5判・上製656頁

7,900円（千実費）

建設大臣官房官庁営繕部監修

排水再利用システム設計指針

昭和57年版

排水再利用システム設計に必要な水質、構造、施工、維持管理等についての具体的事例を含めた解説書

●B5判・上製246頁

3,200円（千300円）

建設省都市局下水道部公共下水道課監修

下水道事業の手引

昭和57年版

下水道法に基づく事業認可、国庫補助金の交付申請等の諸手続や根拠法令などをまとめた実務担当者の必携書

●A5判・上製446頁

3,900円（千300円）

財団法人 全国建設研修センター建設研修調査会

〒100 千代田区永田町1-11-35 全国町村会館内 TEL 03-581-1281

建設プロジェクト管理研修用テキスト

工程と原価の管理

編集・全国建設研修センター

B5判 196頁，折込み3葉
頒価 1,950円(送料250円)

工事施工に当たっての、工程と原価の管理を、
ネットワーク手法との関連で解明！

建設工事では、いかに、早く、やすく、立派に仕上げるのかが技術者の重要な目的になっている。本テキストは、とくに新しい原価管理を具体的事例にもとづく数値にそって解説し、現場技術者の方々にわかりやすく編集してあります。

本テキストは各地区の研修テキストとして、広くご活用願っております。

〈主な内容〉

序 論

1. 建設産業におけるネットワーク手法の
必要性と価値
2. ネットワーク手法の成立と経緯

第1章 ネットワーク手法

—基礎的概念—

1. ネットワーク図の作成
2. 日程の計算
結合点時刻の計算
作業時刻の計算
余裕日の計算
3. フォロー・アップ
基本的考え方
フォロー・アップの意義
活用する方法

第2章 管理の方法

1. 管理の方法的原則
2. 計画の設定
考え方の手順
方法的手順
設定の方法
管理図諸表の作成
3. フォロー・アップ
現状の把握
差異分析と評価
再計画の立案

参考文献

演習問題

申込先

(財)全国建設研修センター 建設研修調査会

東京都千代田区永田町1-11-35 全国町村会館 Tel.03-581-1281

業 務 案 内

研修部門の業務

■研修部門で行なう研修は、建設省建設大学校の行なう研修を補完するものとして位置づけられており、研修コースの編成及びカリキュラムの作成等については建設大学校の指針に基づき、各種の研修を実施しております。昭和四十八年、研修需要の拡大に対応し研修の強化充実を図るため建設された「全国建設研修会館」は建設大学校に隣接し、建設大学校との調整をはかりながら同校の

行なう研修の「補完的な役割」を果たすものとして、国及び地方公共団体、公団、公社等の職員を対象とした行政研修、さらに建設業界等の職員を対象とした一般研修を行ない、あわせて都道府県又は協会等との共催による地方研修の拡充を行ない、官、公、民における建設技術の向上に寄与するため時代に即応した各種の研修をより強力に実施しているところであります。

昭和五十八年度 研修実施予定表

I 継続コース

研 修 名	目 的	対 象 職 員	定 員	研 修 期 間
用 地 (初級)	用地事務を担当する職員に対し、用地取得および損失補償等の理論と実務について基礎的知識の修得をはかる。	地方公共団体等の実務経験2年未満の用地職員又は新たに用地職員となる者。	各70名	昭和58年5月 昭和58年11月 各12日間
不 動 産 鑑 定	不動産鑑定および公共用地等の評価にかかわる基本的な知識の修得をはかる。	土地評価業務にたずさわる職員。	60名	昭和58年9月 6日間
土木工事監督者	土木工事(河川・道路等)の施工監督業務を担当する職員に対し、施工管理、監督について必要な知識の修得をはかる。	地方公共団体等の職員で、工事監督業務を担当する土木系学科を卒業後3年程度の実務経験を有する者。	70名	昭和58年7月 12日間
土木工事積算	土木工事積算業務に従事する地方公共団体等の職員に対し、土木工事費積算および設計業務委託の積算体系の知識の修得をはかる。	地方公共団体等において、土木工事積算業務を担当する職員のうち実務経験3年未満の者。	各70名	昭和58年9月 昭和59年2月 各6日間

研修名	目的	対象職員	定員	研修期間
紛争アセスメント	公共公益事業の地域社会適応のための諸施設（紛争要因の事前評価手法・環境対策・生活再建対策及び補償対策の体系化・住民関与・自治体調整手法等）に関する専門知識の修得をはかる。	国・地方公共団体・関係公団等の中堅職員。	40名	昭和58年10月 6日間
宅地造成技術	宅地造成技術の専門的知識を修得し、もって都市計画法に基づく開発許可業務および宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事の許可事務の適確な執行に資することを目的とする。	(1)都市計画法による開発許可事務、宅地造成等規制法その他法令等による宅地造成工事の許可事務についての審査実務に携わっている者。 (2)公団・公団等の職員で宅地造成工事に関する設計または監督業務に携わっている者。 ただし、宅地指導研修（建設大学校施行）の参加資格の要件に該当する者をのぞく。	50名	昭和58年10月 6日間
建設行政管理者 セミナー	建設行政に係る地方公共団体、公団・公団等の管理者として必要な判断力および管理能力等の向上をはかる。	地方公共団体・公団・公団等本庁本社の課長又はこれに相当する管理者。	30名	昭和58年8月 5日間
研修企画面	職員研修の企画に関する基本的知識の修得をはかる。	組織における研修を企画する職員。	30名	昭和58年9月 3日間
国際協力	国際協力活動に対応するため、英会話能力ならびに国際的感覚の向上をはかるものとする。	地方公共団体、公団・公団ならびに建設事業にたずさわる職員（海外建設協会会員を除く）。	24名	昭和58年6月 6日間
建築指導科（監視員）	建築指導行政を担当する職員に対し、建築監視員としての実務知識の修得をはかる。	建築指導行政を担当する職員。	60名	昭和58年5月 12日間
建築（構造）	建築業務を担当する職員に対して、建築構造に関する必要な知識の修得をはかる。	国および地方公共団体等の職員で、建築系学科を卒業後、建築構造に関して3年程度の実務経験を有する者。	60名	昭和58年7月 12日間
建築（積算）	建築業務を担当する職員に対して、建築積算の実務に必要な専門知識の修得をはかる。	地方公共団体等の職員で、建築系学科を卒業後3年程度の実務経験を有する者。	60名	昭和58年8月 6日間
建築技術	建築業務を担当する職員に対して、建築に関する基礎的な技術および最近の課題に対応するための必要な知識の修得をはかる。	建築業務を担当する職員で、建築系学科を卒業後、建築の設計・施工に従事している者。	60名	昭和58年10月 10日間
建築設備（空調）	建築設備業務を担当する職員に対して、空調設備について必要な知識の修得をはかる。	建築設備の設計・施工を担当する職員で、建築系学科を卒業後3年程度の実務経験を有する者。	40名	昭和58年9月 10日間

特殊無線技士 (多重無線設備)	河川総合開発	河川(初級)	災害復旧実務	災害復旧実務 中堅技術者	ダム管理 (操作実技訓練)	ダム管理	都市計画環境 アクセスメント	都市計画(初級)	都市計画街路(初級)	建築設備(電気)
特殊無線技士(多重無線設備)の資格を取得させるため、郵政省令で定める基準に適合した講習を受けさせ、無線従事者を養成することを目的とする。	ダム建設に係わる総合的な知識の修得をはかる。	中小流域の河川に係わる最近の課題に対応するため、必要な知識の修得をはかる。	災害復旧業務を担当する職員に対して、災害復旧の実務に必要な知識の修得をはかる。	災害復旧業務を担当する中堅技術職員に対して、災害復旧の実務に必要な専門知識の修得をはかる。	ダムの管理を担当する職員に、ダム操作の技術の習得をはかる。	ダムの管理を担当する職員に、必要な知識の修得をはかる。	都市計画に関する環境アクセスメントの知識の修得をはかる。	都市計画業務を担当する職員に、必要な基礎的知識の修得をはかる。	都市計画街路業務を担当する職員に対して、街路事業に関する基礎的知識の修得をはかる。	建築設備業務を担当する職員に対して、電気設備について必要な知識の修得をはかる。
(1)高等学校以上の電気科、通信科、電子科の卒業業者。 (2)高等学校以上の前号以外の卒業業者で1年以上の実務経験を有する者又は、中学校等を卒業した者で3年以上の実務経験を有する者。	建設省地方建設局、北海道開発庁、沖縄開発庁、関係公団、地方公共団体等の中堅技術職員。	中小流域の河川に係わる業務にたずさわる職員。	地方公共団体等で災害復旧業務にたずさわる経歴年数5年未満の職員。	地方公共団体等で災害復旧業務にたずさわる経歴年数5年以上の技術職員。	国および地方公共団体等のダム管理所においてダム操作に従事している者。	国および地方公共団体等のダム管理業務にたずさわる中堅職員。	都市計画にかかわる環境アクセスメント業務にたずさわる職員。	地方公共団体等の都市計画業務にたずさわる実務経験2年以下の者。	地方公共団体等の都市計画街路業務にたずさわる実務経験2年以上以下の者。	地方公共団体等の建築設備を担当する職員で、電気系学科を卒業後3年程度の実務経験を有する者。
40名	40名	50名	60名	60名	各6名 3回 計18名	40名	60名	50名	50名	40名
昭和58年11月19日間	昭和58年5月6日間	昭和58年11月6日間	昭和59年1月6日間	昭和58年5月6日間	昭和58年5月から 昭和59年3月 各4日間	昭和58年10月11日間	昭和58年10月5日間	昭和58年7月12日間	昭和58年6月12日間	昭和59年1月10日間

研修名	目的	対象職員	定員	研修期間
道路舗装	道路工事（舗装）業務を担当する職員に対して、舗装に関する知識の修得をはかる。	地方公共団体等の職員で、舗装業務にたずさわ る3年程度の実務経験を有する者。	各60名	昭和58年1月 昭和59年2月 各6日間
道路管理	道路管理業務を担当する職員に対し、道路の管 理に必要な知識の修得をはかる。	道路管理業務を担当する職員。	60名	昭和58年9月 11日間
市町村道	市町村道に関する総合的な専門知識の修得をは かる。	市町村道業務を担当する者。	50名	昭和58年11月 6日間
土木構造物設計	各種構造物の計画、設計に必要な理論および設 計手法等の専門知識の修得をはかる。	各種土木構造物の設計等の業務にたずさわる職 員で3年程度の実務経験を有する者。	40名	昭和58年8月 13日間
地価調査担当者等 （実施主体 国土庁土地局）	地価調査担当者等に対し、土地評価に関する基 礎的、専門的知識を修得させることを目的とす る。	都道府県の地価調査又は価格審査担当職員およ び指定都市の価格審査担当職員のうち初任者。	100名	昭和58年5月 9日間
土地調査員 （実施主体 国土庁土地局）	国土利用計画法の施行に関し、土地調査員に必 要な基礎知識の習得をはかり、もって同法の円 滑かつ的確な運用に資すること。	原則として都道府県および指定都市の土地調査 員（土地調査員が任命されていない場合には土 地対策担当職員）のうち初任者。	90名	昭和58年9月 6日間
ダム管理主任技術者	ダム管理を担当する職員に対し、ダムの安全管 理に必要な知識・技術の修得をはかる。	河川法第50条に基づく管理主任技術者およびそ の候補者を対象とする。	72名	学科 昭和58年6月 6日間 実技訓練 昭和58年6月 昭和59年2月 各4日間
地質調査 地下水調査コース 土質調査コース	地質調査業務に従事する技術職員に対し、地質 調査の専門的知識を修得させ、職員の資質の向 上をはかる。	国・地方公共団体および業界等において地質調 査業務に従事する技術職員。	各50名 計72名 各6名 12回	地下水調査 昭和58年4月 6日間 土質調査 昭和58年4月 6日間

<p>地質調査業 現場管理者認定講習</p>	<p>地すべり防止技術</p>	<p>補償コンサルタント (用地)</p>	<p>建設コンサルタント 電算利用技術</p>	<p>コンフリクト (建設事業にかかわる地域社会との紛争対応)</p>	<p>道路技術一般</p>	<p>道路技術専門</p>	<p>建設コンサルタント ダム技術</p>
<p>地質調査業者登録規程（建設省告示第718号昭和52年4月15日）における登録の要件のうち営業所ごとに置く専任の現場管理者の認定に必要な資格取得のために講習を行う。</p>	<p>地すべりの調査および防止対策に従事する技術職員の専門的知識を高め、より有効な災害防止を行なうために必要な理論的および実務的な研修を行うものである。</p>	<p>補償コンサルタント業務を行なう者の資質の向上をはかるため、公共用地の取得に関する専門的知識の修得をはかる。</p>	<p>建設コンサルタント業務を担当する社員に対して、建設工事に伴う電算利用に関する研修を実施し技術の向上をはかり円滑かつ効率的な業務遂行に資することを目的とする。</p>	<p>建設事業の地域社会との紛争対応に必要な対応能力ならびに技術の実践的向上をはかる。</p>	<p>道路建設工事に従事する主任技術者の養成のための研修を行ない、施工技術の向上に寄与させようとするものである。</p>	<p>道路建設工事に従事する技術者の舗装に関する専門的な高度の知識を高めるための研修を行ない、施工技術の向上に寄与させようとするものである。</p>	<p>建設コンサルタント（ダム調査・設計）業務を担当する職員に対して、ダムの調査・設計に関する実務面の知識について重点的に研修を行い、職員の能力の向上をはかり、円滑かつ効率的な業務遂行に資することを目的とする。</p>
<p>社団法人全国地質調査業協会連合会の実施した地質調査技士資格検定試験に合格し登録した者</p>	<p>地すべり調査・防止対策の業務を担当する技術職員で、大学卒業後5年以上経過し、そのうち実務経験3年以上の者、又は高校卒業後9年以上経過し、そのうち実務経験5年以上の者。</p>	<p>公共用地の取得業務の受託について経験の少ない者。</p>	<p>建設コンサルタント業務にたずさわる技術職員。</p>	<p>大学卒業後、建設事業に10年以上の実務経験を有する者、およびこれに準ずる者。</p>	<p>道路建設工事に従事する技術職員、経験年数2年以上の者。</p>	<p>道路建設工事に従事する上級の技術職員。（中央官庁発注工事に従事する現場代理人、主任技術者クラス相当以上と同等の技術力を有し、2級土木施工管理技士又は2級建設機械施工技士以上の資格を有する者。</p>	<p>建設コンサルタント業務にたずさわる中堅技術者。</p>
<p>150名</p>	<p>50名</p>	<p>各60名</p>	<p>50名</p>	<p>30名</p>	<p>80名</p>	<p>50名</p>	<p>50名</p>
<p>昭和58年10月3日間</p>	<p>昭和58年6月9日間</p>	<p>昭和58年6月 昭和58年8月 各6日間</p>	<p>昭和58年5月6日間</p>	<p>昭和58年6月5日間</p>	<p>昭和58年4月17日間</p>	<p>昭和58年6月6日間</p>	<p>昭和58年7月6日間</p>

研修名	目的	対象職員	定員	研修期間
ダム工事技術者	土木建設工事に従事する現場の中堅技術者に対して、ダム工事の施工に関する技術について重点的に研修を行ない、建設業者の施工能力の向上に寄与せしめることを目的とする。	建設業会社の土木技術員であつて、大学土木系卒業後3年以上、高専土木系卒業後5年以上の実務経験を有する者。	80名	昭和59年1月18日間
建設技術(シールド工法)初級	建設工事(下水道シールド工事)に従事する技術者を養成するため、シールド工事の施工に関する専門的な技術・知識を修得させ、下水道シールド工事の施工技術の向上に寄与せんとするものである。	建設工事に従事する技術職員。(新たにシールド工事に従事する者)。	50名	昭和58年4月4日間
建設技術(シールド工法)	シールド工事に従事する現場の主任技術者級の者を養成するため、シールド工事の施工に関する専門的な技術と知識を修得し、シールド工事の施工技術向上に寄与せんとするものである。	土木建設工事に従事する現場主任技術者級の者で、大学土木系卒業後5年以上、高校土木系卒業後7年以上の実務経験を有し、そのうちシールド工事について2年以上の経験がある者。	50名	昭和58年6月5日間
建設技術(推進工法)	建設工事に従事する技術者を養成するため、推進工法の施工に関する専門的な技術・知識の修得をはかる。	建設工事に従事する技術職員。	50名	昭和58年5月3日間
建設技術(工事測量)	建設事業に従事する技術職員に対し、主として道路工事測量の実務を適確に処理するための技術の習得をはかる。	測量の基礎知識を有する者。	60名	昭和58年9月6日間
建設技術(工程管理)	工程・原価管理(ネットワーク手法の応用編、損害管理による工程と原価管理)について必要な技術・知識の修得をはかる。	建設工事(建築系を除く)の施工管理に従事する職員で、ネットワークの基礎を理解している者。	60名	昭和58年9月2日間
スケジューリング	建設工事の計画および実施にあたって必要とされる人員・資源・時間の同時管理を可能にするスケジューリング手法の修得をはかる。	建設事業の工事計画ならびに実施を担当し、かつパートネットワーク手法の基礎的知識を有する者。	40名	昭和58年5月2日間
海外プロジェクト実務者	海外の建設プロジェクトにたずさわる実務者を対象に、将来プロジェクトマネージャーとして活躍する人材を養成するため、経済技術協力の基礎概念と、海外コンサルティング業務に必要な手法および実務の基礎的知識について、体系的な研修を行ない、もつてわが国建設産業の海外活動の推進とわが国経済技術協力の拡充に資することを目的とする。	将来、海外コンサルティング業務等の海外プロジェクトにたずさわる実務者で、原則として次の資格を有する者。 (1)5年以上の業務経験(国内外業務合わせ)を有する者。 (2)大学卒業者又はこれと同等以上の専門的知識を有すると認められた者。 (3)25才以上35才までの者を二応の目安とする。	30名	昭和58年7月13日間

II 新規コース

研修名	目的	対象職員	定員	研修期間
用地事務(初級)	用地事務を担当する職員に対し、損失補償等について、基礎的知識の修得をはかる。	地方公共団体(人口おおむね10万人以下)、公団・公社等ならびに委託により用地業務にたずさわる職員で、実務経験2年未満の用地職員、又は新たに用地職員となる者。	60名	昭和59年2月6日間
土木施工管理	港湾土木の施工管理に必要な知識の修得をはかる。	港湾土木工事にたずさわる職員。	50名	昭和58年12月6日間
建築保全	営繕業務を担当する職員に対し、保全に関する一般的な知識の修得をはかる。	地方公共団体、公団・公社等の営繕の技術職員で、実務経験3年程度の者。	40名	昭和59年1月5日間
建築施工監理	建築施工監理(主として躯体工事)に必要な知識・技術の修得をはかる。	地方公共団体、公団・公社等の職員で、建築施工監理に従事している者。	50名	昭和58年11月6日間
砂防(初級)	砂防にかかわる最近の課題に対応するため、必要な知識の修得をはかる。	市町村、公団・公社、コンサルタント等で砂防業務にたずさわる職員。	50名	昭和58年11月6日間
土木積算体系	土木工事積算に関する基礎知識の修得をはかる。	建設業界等において土木工事積算業務を担当する職員。	50名	昭和58年10月5日間

海外建設工事 派遣要員養成	管理技術	電算利用
海外建設プロジェクトの施工に従事する人材を養成するため、会社の実務者を対象に必要な実用英語を中心とし、併せて海外建設業務に必要な知識を付与する体系的な研修を行なうこととする。	建設事業推進に必要な管理能力および総合判断力の実践的向上をはかる。	建設事業の省力化・効率化のために有用なオンラインシステムならびにパソコン利用と、その併用に関する基本的な知識・技術の修得をはかる。
海外工事に係る建設会社職員で、左記のいずれかに該当するもの。 (1)実用的な英会話の習熟を必要とするもの。 (2)近い将来海外現場要員に向けられる可能性のあるもの。	建設事業に10年以上の実務経験を有する者。	建設事業の電算処理導入を担当する職員。
20名	30名	40名
昭和58年8月31日間	昭和58年7月3日間	昭和58年10月3日間

研修名	目的	対象職員	定員	研修期間
舗装技術	道路工事（舗装）に従事する技術者に舗装に関する専門的な知識を高め、施工技術の資質向上に寄与せんとするものである。	道路工事（舗装）に従事する技術職員、経験年数2年程度の者。	60名	昭和59年2月 6日間
建設技術 （トンネル・ナトム工法）	土木建設工事（トンネル工事）に従事する現場技術者を養成するため、トンネル・NATM（ナトム）工法、工事の施工等に関する専門的な技術・知識を修得させ、トンネル・ナトム工事の施工技術の向上に寄与せんとするものである。	土木建設工事に従事する現場技術職員。 （新たにトンネル工事に従事する者）。	50名	昭和58年9月 4日間
建設技術 （推進工法）	建設工事に従事する技術者を養成するため、推進工法の施工に関する専門的な技術・知識の修得をはかる。	建設工事に従事する技術職員。	50名	昭和58年5月 3日間

III 地方研修

研修名	目的	対象職員	定員	研修期間
建設技術（工事測量） 愛媛	建設事業に従事する技術職員に対して、主として道路工事測量の実務を適確に処理するための技術の修得をはかる。	測量の基礎知識を有する者。	60名	昭和58年5月 5日間
建設技術（工事測量） 山口	建設事業に従事する技術職員に対して、主として道路工事測量の実務を適確に処理するための技術の修得をはかる。	測量の基礎知識を有する者。	60名	昭和58年8月 5日間

研修問合せ先

研修局

〒187

東京都小平市喜平町二一一二

☎ 〇四二三（二四）五三一五

試験部門の業務 《技術検定》

■試験部門で行なっております試験・研修及び講習には建設業法（昭和二十四年法律一〇〇号）第二十七条第一項に基づき、建設大臣が行なう技術検定試験にかわるものとして、当センターが建設大臣の指定をうけて実施しているものと、地質調査業者登録規定（昭和五十二年四月十五日建設省告示第七一八号）にかかわるものがあります。

■建設大臣の指定をうけた試験の合格者及び研修の修了試験合格者は、国の行なう検定試験の全部または一部の免除を受けられます。

■地質調査業現場管理者認定講習は、地質調査業者登録規定における登録の要件のうち、営業所ごとに置く専任の現場管理者の認定に必要な資格取得のために行なうものです。

昭和五十八年度

技術検定関連試験・研修・講習実施予定表

試験・研修・講習名	受験・受講資格	試験・研修・講習日	試験・研修・講習地	受付期間
一級土木工事 技術者試験	大学、高専卒以上の学歴で、学歴により所定の実務経験年数を有するもの。 二級土木施工管理技士で所定の実務経験年数を有するもの。	昭和58年7月3日(日)	札幌、釧路、仙台、東京、新潟、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、那覇	昭和58年3月18日から4月1日まで
二級土木工事 技術者試験	学歴により所定の実務経験年数を有するもの。	昭和58年7月17日(日)	右記に同じ	右記に同じ
一級管工事 技術者試験 第一部(学科)試験	大学、高専卒以上の学歴で、学歴により所定の実務経験年数を有するもの。 二級管工事施工管理技士で所定の実務経験年数を有するもの。 職業訓練法による管工事関係の一級技能検定合格者。	昭和58年9月4日(日)	札幌、仙台、東京、新潟、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、那覇	昭和58年5月20日から6月3日まで
二級管工事 技術者試験	学歴により所定の実務経験年数を有するもの。職業訓練法による管工事関係の一級または二級の技能検定合格者。	昭和58年9月25日(日)	右記に同じ	右記に同じ

試験・研修・講習名	受験・受講資格	試験・研修・講習日	試験・研修・講習地	受付期間
一級管工事 技術者試験 第一部(実地)試験	昭和57年度・昭和58年度一級管工事技術者試験第一部(学科)試験の合格者。 技術士法による本試験のうち管工事関係部門の合格者で学歴により所定の実務経歴年数を有するもの。	昭和58年12月4日(日)	札幌、東京、名古屋、大阪、福岡	昭和58年10月21日から11月4日まで
一級造園工事 技術者試験	大学、高専卒以上の学歴で、学歴により所定の実務経歴年数を有するもの。 二級造園施工管理技士で、所定の実務経歴年数を有するもの。 職業訓練法による造園の一級技能検定合格者。	昭和58年9月4日(日)	札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡	昭和58年6月17日から7月1日まで
二級造園工事 技術者試験	学歴により所定の実務経歴年数を有するもの。 職業訓練法による造園の一級または二級の技能検定合格者。	昭和58年9月25日(日)	右記に同じ	右記に同じ
一級土木工事 特別研修 技術者	昭和55年度までの二級土木施工管理技術検定合格者で所定の実務経歴等を有するもの。	東京・名古屋・大阪 札幌・仙台・新潟 広島・高松・福岡 仙台・東京・大阪 名古屋・広島・松山 福岡・沖縄	上記の各都市	昭和58年3月18日から4月1日まで
二級土木施工管理 技術研修	学歴により所定の実務経歴年数を有するもの。	中国・九州・沖縄 中国・四国・九州 中国・四国・九州 近畿・中国・九州 中部・近畿・九州 北陸・近畿 東北・関東・中部 北海道・東北・関東 北海道・東北・北陸・沖縄 北海道・東北・関東	都・道・府・県庁所在地	昭和58年3月18日から4月1日まで

土地区画整理 技術者試験	学歴に依りて一定の土地区画整理事業に 関する実務経験を有するもの。	昭和58年9月4日(日)	仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡	昭和58年6月17日から 7月1日まで
土地区画整理 技術者 特別研修	土地区画整理事業に関して15年以上の実 務経験を有するもの。	東京・名古屋 10月下旬 大阪・福岡 仙台・東京・名古屋 11月中旬 広島・福岡	上記の各都市	右記に同じ
地質調査業 現場管理者 認定講習	社団法人全国地質調査業協会連合会の実 施した地質調査技士資格検定試験に合格 し登録したもの。	昭和58年11月10日(木)から 11月12日(土)まで	東京	昭和58年10月1日から 10月8日まで

④ 研修期間は、一級土木・土地区画整理研修は6日、二級土木施工管理技術研修は4日である。

技術検定関連試験・研修・講習問合せ先

- 一級土木工事技術者特別研修
- 二級土木施工管理技術研修
- 土地区画整理技術者試験
- 土地区画整理技術者特別研修
- 地質調査業現場管理者認定講習

業務局

〒100 東京都千代田区永田町一―十一―三三五

全国町村会館五階 ☎ 〇三(五八一)〇一二八代

- 一級土木工事技術者試験
- 一級管工事技術者試験第一部・第二部
- 一級造園工事技術者試験
- 二級土木工事技術者試験
- 二級管工事技術者試験
- 二級造園工事技術者試験

業務局分室

〒102 東京都千代田区平河町二―六―二一

ランディック平河町ビル四階 ☎ 〇三(二三〇)一六二一代

現場技術者の

工事測量必携

編集・全国建設研修センター

A5判 380頁

頒価 3,900円(送料300円)

すいせんの辞

建設大臣官房技術参事官

高 秀 秀 信

わが国の経済は、1980年代に入り高度成長の時代から、石油危機など資源問題をはじめとする複雑な国際情勢の中で、安定成長への切替えを余儀なくされ、今後、その状況は厳しさを増大していくことと思われまます。このような状況の中で、建設省は社会資本の充実に努めておりますが、建設事業も他の産業と同様に高度成長時代の量的充足から質的向上への努力が必要とされています。

建設工事においては、近年、大規模化、複雑化が進み、その確かな施工のための施工管理技術の向上が切に求められています。

工事の諸段階で測量作業が重要な役割を果たすことは認識されているところですが、実戦的測量教育の不足から、その技術水準がいまだに十分であるとは言えません。

このようなときに、従来より全国各地で工事測量の現地研修を実施している財団法人全国建設研修センターが、その経験に基づき工事測量の実習用テキストである「現場技術者の工事測量必携」を編集されたことは、誠に時宜を得たものであり、その内容が、工種毎に工事進行に伴い必要となる各種測量作業を、実務を中心として解説されておりまますので、職場研修のテキストとして、また現場において役立つ参考書として、ここに推薦する次第であります。

昭和55年4月

主要目次

測量の基本

1. 距離測量
2. 角測量
3. 水準測量
4. 平板測量
5. 勾配

工事測量

- 第1章 序論
- 第2章 道路工事測量
 - 〔I〕 道路工事
 - 〔II〕 道路舗装工事
 - 〔III〕 道路埋設管工事
 - 〔IV〕 軟弱地盤の測量
- 第3章 橋梁工事測量
- 第4章 トンネル工事測量
- 第5章 河川工事測量
 - 〔I〕 河川工事
 - 〔II〕 砂防工事
 - 〔III〕 ダム工事
- 第6章 港湾・海岸工事測量
 - 〔I〕 港湾工事測量
 - 〔II〕 海岸工事測量
- 第7章 宅地造成工事測量
 - 〔I〕 宅地造成工事測量
 - 〔II〕 区画整理測量
 - 〔III〕 確定測量

単曲線の設置

クロソイド曲線

建築の墨出し

申込先

(財)全国建設研修センター 建設研修調査会

東京都千代田区永田町1-11-35 全国町村会館 Tel. 03-581-1281

建設大臣指定校、学校教育法による専門学校

学校法人
明倫館

国土建設学院



本学院は、国土建設事業の推進に役立つ実践的専門技術者の育成を使命として努力を重ねてまいりました。開校以来20年、約13,000余名に上る卒業生はいずれも各方面第一線において活躍中であり、他にみない独自の教育の実践は高く評価されています。

設置学科

工業専門課程(昼間)

測量科(1年制)

測量技術者として現場第一線で独立任務を遂行できる実践的技術者を養成する。

製図科(1年制)

地図製図技術を主軸に、土木、建築等を含む広範な製図技術をもつ専門技術者を養成する。

測量工学科(2年制)

高度の測量技術と幅広い知識を修得、新しい時代の測量技術者として活躍できる専門技術者を養成する。

※測量土木技術科(2年制)

測量、土木の両分野にわたり現地作業に役立つ最新技術を修得し、測量士または土木施工管理技士として現場第一線で活躍できる専門技術者を養成する。

環境測量工学科(2年制)

測量技術に加えて環境調査計測に関する知識と技術を教授し測量界及び環境調査の分野で活躍できる専門技術者を養成する。

都市建設工学科(2年制)

都市の建設に必要な十分な測量技術と都市計画、土地区画整理の専門知識を修得した技術者を養成する。

土木工学科(2年制)

しっかりした幅広い測量技術の素養の上に土木工学を専攻させ、土木工事に係る測量・調査・設計を担当し、また土木工事の現場主任技術者として活躍できる専門技術者を養成する。

土木地質工学科(2年制)

土木工学、測量技術の素養の上に土木地質工学に関する幅広い知識と技術を身につけた新時代に生きる土木地質調査の専門技術者を養成する。

造園緑地工学科(2年制)

現代造園に関する理論と造園の計画・設計・施工・管理の専門技術を修得させ、新時代に即した実践的技術者を養成する。

上下水道工学科(2年制)

上下水道工学に関する専門学科ならびに施設の設計・施工・維持管理についての知識と技術を修得させ、実際に役立つ専門技術者を養成する。

設備工学科(2年制)

給排水衛生・空調和等建築設備とその周辺技術について、その知識と技術を修得させ、給水装置技術者、排水設備技術者、管工事技術者等として活躍できる専門技術者を養成する。

その他の課程(昼間)

測量専科(6ヵ月)

官公庁、建設関係の企業等から職員の測量技術研修の場として注目されている。

土地区画整理専科(3ヵ月)

地方公共団体や民間企業等から職員研修の場として多大の好評をうけている。

卒業生の特典

測量士補、建設業法による技術検定の施工管理技士受験資格、地図製図士2級等各科特典あり。

※昭和58年度新設開講

◆詳細は下記にお問合せください。

〔〒187〕東京都小平市喜平町1013 TEL0423-21-6909(代)

出版案内



建設省都市局下水道部公共下水道課監修

下水道事業の手引 昭和57年版

下水道法に基づく事業認可、国庫補助金の交付申請等の諸手続や根拠法令などをまとめた実務担当者の必携書

●A5判上製／446頁／
3,900円（〒300円）

建設プロジェクト管理研修用テキスト

工程と原価の管理

ネットワーク手法の解説と新しい原価管理の方法にまで言及した中堅技術者の研修用教材

●B5判並製／192頁演習問題付
1,950円（〒250円）

現場技術者の

工事測量必携

測量の基本・各種土木工事
測量・単曲線・クロソイド・
建築の墨出し

建設現場における各種工事の測量作業の実務を、演習を主として分かりやすく編集した初級技術者むきの研修用テキスト

●A5判上製／355頁／
3,900円（〒300円）

新刊

建設大臣官房官庁営繕部監修
(社)営繕協会 編

排水再利用システム設計指針

昭和57年版

排水再利用システム設計に必要な水質、構造、施工、維持管理等についての具体的事例を含めた解説書

●B5判上製／250頁／
3,200円（〒300円）

建設省計画局監修

図表でみる 建設白書 昭和57年版

「建設白書」のエッセンスを図表を主体に説明した、各種会議、研修・講習会用テキスト

●B5判並製／120頁／
430円（〒実費）

購入ご希望の方は、はがきに書名と部数をご記入の上、下記あてにお申込み下さい。

(財)全国建設研修センター 建設研修調査会

〒100 東京都千代田区永田町1-11-35 全国町村会館

Tel. 03-581-1281